

恒貞親王

大八島にほひみろべきからはこのてばこの花のかれしかなしき

性巖岐に
して經史
に通ず

恒貞親王は、日本根子天高讓彌遠天皇淳和天の、神野天皇嵯峨天の御長女、正子内親王後に法名を良に御合ひまして生まれめ給へる御子にて、二柱といふに中【歷代皇記に長子といひ、後拾遺傳に第三子とす。皆誤なり。今は三代實錄諸門跡譜による】天長二年になむ生まれましける。御年まだ若かりしより、御性岐巖にまして、謂ゆる經史などをよく讀み給ひ、詩文等をさへ、いみじく作らし、また言語舉動など老成びさせ給ひければ、先太上天皇、二なく奇しと思ほしき。天長九年、親王御年八にならせ給へるを、大内に保育られておはしけるに、音樂あそびを好み給へれば、嵯峨天皇御前に召して、御琴を執りて羽調易水曲を教へ給ふに、親王とみに習をへまして、さてその曲の故よしを問奉り給ふに、太上天皇詔はく、「こは昔諸越燕國そごこしに太子丹といふ者、其臣荆軻つばに命せて、秦始皇といふいちはやき王を刺さむために、秦國に遣すとて、易

恒貞親王
皇太子と
なる

水の上に餞はなむけせし時、荆軻が壯士往兮不返、匕首振兮染鏑と歌ひて、慷慨うれたみて、怒れる髮冠を衝きつゝ、別れ行きしを限りにて、軻はかへらずなり、燕國も亡びにしことを、後人七絃に移して、此曲は作りしなり」と詔ひければ、親王、さては正しき聲にあらざめれば、ふさはしく侍らじと白し給ふにぞ、太上天皇げにもと思し歎きて、即ち御自ら文もて大内に勅遣はしけるは、親王よ、惟音を知れるのみならず、又言をしも知り給ふなど、めで聞え奉られ給ふ。こゝに御父天皇いと悦ばして、これを史局に送下して、記きつけさせ給ひき。文多不載とあり。同十年、親王御年九に成り給へる春二月廿八日乙酉、天皇天津日嗣を日本根子天璽豐聰慧天皇仁明天皇に譲り奉らせ給ひて、後太上天皇と成り給ひし時、當今いまかき此いとこの親王を皇太子と定め給ひ、一代要記、帝王編年記に卅日とす。參議文室秋津朝臣を春宮大夫に、藤原貞守を亮に、小野篁朝臣・春澄善繩を擇びて、春宮學士と爲し給ふ。冬十二月乙巳、天皇紫宸殿に御坐すに、東宮初てまるでみえて觀奉り給へり。さて御衣を給はりしかば、拜憊して退出給ふ。その儀容禮數老成人の如くなりき。東宮御才慧日にいみじくねびまさり給ひ、今古の時務を深く達さとり給ひつ

太子を辭
すれども
許されず

れば、今上の正しき御子に坐さで、かく日嗣の御子と備り給へども、もし前後太上
天皇千歳萬秋ましまるの後は、いかなるうきめにかあはんすらむと、いと夙く思取らして、學
士春澄善繩朝臣に命せて、辭表書かせて、いかで周の泰伯漢の劉彊が故事に比ひな
ましと、三たびまで譲り聞え給へども、天皇許し給はず。前太上天皇は、固よりい
と哀く思ほし、かば、深くこしら慰諭へて、教督給へりき。こゝに大夫文室秋津、亮藤原
貞守等に宣へるは、この位を逃れてむとて、幾度となく聞え奉れりしかども、蒼昊
御恩と許し給はねば、今はいかにしてましと、宣ひつゝよと泣き給ふ。

〔註〕西宮記裏書に、承和六年正月二日外記日記を引いて云、乙卯、是日依卯杖奏可
御紫宸殿、而依芳子内親王薨日之近、不御南方、辰三刻東宮傳右大臣守及春宮
大夫文室朝臣秋津亮藤原朝臣貞守等、令賣御杖、入自日華門、置殿上、取引而退出
云、于時内侍執而奉清涼殿、依芳子内親王服假、皇太子不參入、儀式已訖。公卿共參嵯峨院、次參淳
和院、次參東宮、無拜禮、但召東陣版、聊給白散、給祿有差、とあり。珍しきま
まにかきをへつ。

健岑等謀
叛す

かくて承和七年五月八日、大御父の太上天皇、御年五十五にて淳和院に崩まし、同九
年七月十五日、先太上天皇、御年五十七にて嵯峨院に崩ましにき。こゝに太子十六
に成らせ給へるが、かねて慮り給ひしもしるく、世のさわぎいできて、十七日平城天
皇の御子彈正尹三品阿保親王と申す王、嵯峨の太后の御許へ消息を上りて、東宮坊
の帶刀舍人健岑と申す者まうできて、太上天皇已にうせさせ給ひぬ。世中の亂いで
きなむず、東國へ渡し奉らむと申す由を告げ申し給ひしかば、太后藤原良房の中納
言を召して、親王の文を天皇に奉り給ひき。この事健岑と但馬權守橘逸勢と謀れ
るにて、皇太子はつゆ知り給はざる事ながら、いたくおそりまして、又表あげて太
子の位を逃れむと申給ひしかども、天皇、こは健岑らが思ひ立ちつることなり、東宮
の御過にあらず、とかく思ほすことなかれとて、いとなだめこしらへて、惟故もとの如く
にて、おはしませせき。されど東宮は、御心いぶせくのみあかしくらせ給ふ。八
月三日乙卯、天皇冷泉院に行幸して涼ませ給へるに、東宮も參らせ給へりしに、い
づかたよりもなき文を投入れたりき。健岑が東宮を教へ奉りたる事ども有りし

東宮嫌疑
を蒙る

かば、天皇これを信給ひて、遽に東宮の宮つかさ侍者帶刀など百餘人を捕へて、兵仗を解かせ、直曹の前右兵衛陣下に幄宇を張りて、散禁せしめ、自餘の諸人をも、左衛門陣に散禁せしめらる。さて左近少將藤原良相朝臣を勅使として、近衛三十餘人を率ゐて、東宮直曹を圍み守らせ給ふに、東宮はいと和暢のどかにいまして、飲食御衣ひきつくるひなど、よろづ平常つねに變らせ給ふことなく、さて宣はすは、「吾その器にあらで、かゝる重任を負ひつれば、かねてかくこそと思ひ量れる故に、いとよく逃れて、諸君等いそをも、かゝるうきせに立たせじと思ひ設けしかども、かひなくなりしは、元よりさるべきさがにこそ」と宣ひてなげき給ふ。編年記、かくて廿四日丙辰、東宮を廢し給ひければ、劔四口二口は珠繩袋に、二口は帛袋に納め、を、勅使富士麻呂に附けて藏人所に進め給ふ。かれ朝野鹿取を嵯峨山陵に奉りて、皇太子を廢す狀を告奉り給ひき。正躬王して廢太子を送り遣し給へるに、淳和院より、從四位上備前守紀長江迎にまゐできて、院に歸り入らせ給へば、太后を始め奉りて、左右たち皆涙に哽咽ひせみつゝ、悲泣なみかなしみ給へりしは、いと理になむ。太后をこの年の十二月辛酉朔乙丑に、御ぐしおるし給ふと御紀にあり。東宮は寛惠の御心深くおはして、令

東宮を廢
せらる

廢太子後
出家す

聞はも世に高くましければ、天下の人ども皆心を寄せ奉れるを、ふと罪なくて廢黜おろされ給ひしかば、世の中ゆすりて、都も鄙も、知るも知らぬも、哀慟あはれひあへりしとなむ。また先つかた、世の童謠に、「天には琵琶をぞ打つなる、玉兒たまごひく、東の坊に牛車はよけむや、辛宮の小宮のはな」と謠ひしを、親王の院に歸入らせ給へる時に、禁中を小車のせに駕のせていでまして、神泉苑の良角より、牛車にめし、かば、人皆思合せけり。さて古き例のまゝに、親王は三品に敍りて、淳和院の東亭に居し、故に、また亭子親王とも申す。こゝに幸に重累おもむを脱のがれて、今は心安しと宣ひて、ひたすらに佛教に御心を寄せ給ひ、婦人をばふつに近づけ給はず、嘉祥二年御年二十五にて、御ぐしおろして、沙彌戒を受けて、法名を恒寂と改め給ふ。

〔註〕史鑑に、親王名著嫌疑之間、伴橘之謀蹤跡曖昧、不可究知、且橘氏老病、尙何所望而反逆之謀、文徳追贈良有以矣。若夫孝女之事、有使人悽惋于千載之下者、橘氏不死、とも論へり。

初め親王史傳を春澄善繩朝臣・大江音人卿に學ばせ給ひ、後五經を中原月雄に學び

給ひ、佛經顯密の祕要を眞如親王・少僧都道昌等に受けて、皆その奥を究め給ひしとぞ。また草隸を妙に書き給へり。論者のいへるは、前後太上天皇、俱に書藝をも工巧に妙におはしけれども、前太上天皇は筋勁くして肉乏しく、後太上天皇は肉豊にして筋軟にましけるを、此みこなむ筋肉ともによるひ給へりといひける。又琴をもよく弾かせ給ひて、高橋文室麻呂の曲調を習取り給ふ。文室麻呂常に申せるは、曲折の宛轉は、勤習の功なれば、傳へ奉りてむ。音律の清雅は自然に妙なるものにて、臣は誠に及びがたし、とぞ申しける。また繪圖をいと好み給へるに、東宮に坐しける時、偃息圖を獻れる者ありしかば、こは所生を辱しめ奉るしわざなりと宣ひて、やがて燒棄てさせ給へり。また性に慍怒り給ふことなく、御身に瘡疾たえてなく、念佛讀經などの外に戲言し給ふこともなかりき。陽成天皇元慶八年二月四日おりさせ給へる時、太政大臣基經のおと、親王に心服奉らし、故、源融左大臣、源多右大臣と相謀りて、迎へ立て奉らむとせられたるを、親王悲泣みて宣はすは、佛經を見るに、天位を厭ひて佛道に入る者は多かれど、沙門を謝て世榮を貪る者は未だ聞か

基經の擁
立せんと
するを黜

ず、これ修行の邪縁なり」と宣ひて、三四日の間つや、御齋も聞召さずして、世を思ひすて給へる御けしきなれば、仁和天皇を迎へ奉らるゝことゝは成りにき。かく數年行ひすまして坐しけるに、元慶八年九月十九日夕、忽に沐浴して、御衣服を整理へ、香燒き、花たむけなどして、禪定に入りましけるに、弟子ども、明日午すぐるまで猶出まさぬを怪みて、戸を開きて見奉れば、早く西に向ひ結跏ゐて生人の如くにて薨ましぬ。御年は六十とぞ聞えし。大覺寺門跡次第には此を廿日に係けたり。かねて遺令のまゝに、みかどにも聞えずして、儉素たる葬儀にて、太后の御陵邊に葬奉る。陽成天皇紀に、元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、またその遺詔をあげて、吾瞑目之日、即入朽材之椶心、插嵯峨之山腹、無置守冢、不配國忌、一如先後太子天皇之遺制。廿五日乙卯、葬淳和太皇太后於嵯峨山。時の御門皇光孝天を聞き驚き給ひて、三日の間朝政を聞召さゞりき。親王春宮に坐々し時、愛發大納言が女を妃と爲し給ひしかど、御子坐しまさず、又春宮に坐まし、時、藤原是雄が女を幸して、男王二柱生まして、皆操節おはしけるも、親王と同じく僧と成給へる故に、その御裔は世に絶えさせ給ひし

とぞ。【符宣抄に、仁和元年九月宣を載せて、爲故無品恒貞親王、以今月十九日、於大覺寺令修誦經、但其布施法准之二品、充商布三百段者と見ゆ。】

此は玄道、さきに崇道天皇高岳親王と此親王の御傳を集記しおける中より、今抄出づるになむ。

西宮左大臣源高明公

さすらへて西の浦見や君が名も世にこそ高くすみあがりけれ

この大臣は、延喜御門の皇子にて、【符宣抄なる延喜廿一年官符に、去年十二月八日源朝臣ちふ姓を、七人皇子等に賜ふ第一に坐して、御年八とあり。】皇胤紹運録に、母は唱女、更衣源周子、大鏡裏書に、右大辨唱朝臣女左大臣正二位輦車、號西宮左大臣、安和二年左遷太宰權帥、同日出家、【扶桑略記に、康保三年正月十六日、大納言源朝臣高明任右大臣、延喜帝第十之皇子也、年五十二、同四年十月冷泉天皇御即位ありて、十二月十二日に左大臣に任じ給ふ。】この左遷せられ給ひし事は、源平盛衰記に、冷泉院御位の

高明譏訴
せらる

時、覺御心もなく、御物狂しくのみ御坐しければ、ながらへて天下を知召さむ事もいかうと思食しけるに、御弟の染殿式部卿宮は、西宮の左大臣の御壻にておはしけるを、能人にて渡らせ給ふと申しければ、中務丞橘敏延・僧蓮茂・多田の満仲・千晴などを寄合ひて、式部卿宮を取奉りて、東國へ赴き、軍兵を起し、即位進らせむと、右近の馬場にて、夜々談議しける程に、満仲心變して、此由を奏聞しけるに依りて、西宮殿は被流罪給ひにけり。敏延は播磨國を賜はらん、蓮茂は一度に僧正に成らんとて、斯かる事を思立ちけり。満仲返り忠しける事は、西宮殿にて、敏延と満仲と相撲を取りけるに、満仲力劣にて、格子に被抛付、顔を打缺きたり。満仲不^{カテ}安思ひて、腰刀を抜きて敏延を突かんとしける。敏延高欄の根木を引放ちて、近付かばしや頭を打破らんとて、立跨りて有りければ、満仲不及力、さて止みぬ。時の人あゝ源氏の名折れたりといひければ、敏延を失はんとて返忠したりといへり。西宮殿は聊も不知召けるを、敏延失はん爲に讒訴の次に、式部卿の宮の御舅なればとて、讒申しけるを、一條左大臣師尹殊に申沙汰して、西宮左大臣を流して、其所に成替給ひたりける

が、幾程もなく聲の失せる病をし、一月餘り惱みて失せ給ひにけり。僧蓮茂をば、檢非違使召捕りて、拷器に寄せて、謀叛の意趣を責問ひけり」と云ひ、日本紀略に、冷泉天皇安和二年三月廿五日補任、百鍊抄、大鏡裏書、編年記には、廿六日とす。壬寅、以左大臣兼左近衛大將源高明爲太宰員外帥、以右大臣藤原師尹爲左大臣、以大納言同左衛門爲右大臣、補任には廿六日とせり。左馬助滿仲、前武藏介藤原善時等、密告中務少輔源連、橘敏延等謀叛由、扶桑略記には、廿六日として、年五十六、是依左馬助源滿仲、前武藏介藤原善時等之密告也、云々、逆立僧蓮茂、中務少輔橘朝臣敏延、左兵衛大尉源朝臣連云々とあり。紀略の普通本に源繁延と有るは誤なり。應和三年宣に、橘朝臣敏延とある人なるべし。史料に、按橘氏系圖、多載以敏字爲名者、而無敏延、今無所考といひ、また拾遺集に、としのぶがながされける時、ながさるゝ人は重服をきてまかると聞きて、母がもとよりさぬにむすびつけて侍りける、「人なしむねのちぶさをほむらにて、やくすみ染の衣きよきみ」とあり、此は無名抄にも見えたり。仍右大臣以下諸卿忽以參入、被行諸陣三寮警固々關等事、令參議文範遣告密文於太政大臣實賴

職曹司、諸門禁出入、檢非違使捕進敏延僧蓮茂等、仍參議文範保光兩大辨也。於左衛門府勘問之、無所避伏其罪。又檢非違使源滿季捕進前相模介藤原千晴男久賴及隨兵等、禁獄。又召內記有勅符木契等事、禁中騷動殆如天慶之大亂。廿六日癸卯、文範保光重以勘問敏延、云々、今日丞相出家【略記に、同一男左兵衛佐忠賢、同以入道、雖然不改官符文、猶早促左遷、追使右衛門尉藤原爲儀、逕山崎、使右衛門佐大江朝臣澄景也】未刻於職曹司有宣命并除目敍位、

〔註〕人車記に、安和二年三月、左大臣源高明左貶爲太宰權帥、以右大臣爲左大臣、以大納言在衡爲右大臣、有宣命除目等。長德二年四月、內大臣伊周左貶爲權帥、有宣命除目等。大臣有事如此無左右解官事無所見、廢后廢太子同有此例。寬平八年九月皇太后宮高子廢、無宣命、といふこと見ゆ。

廿七日甲辰、行密告賞敍位、正五位下源滿仲、從五位下藤原善時等也。又敏延、千晴等貫戶可勘申之由被宣下畢。廿八日乙巳、謀叛之輩父母兄弟所當罪可勘申之由、可仰明法博士者。廿九日丙午、有大索事、卅日丁未、近江國進固關覆奏解文、四月一

日戊申無旬事、警衛之故也。午刻員外帥西宮家燒亡、〔拾芥抄に、四條北、朱雀西、高明御子家、山城名勝志に、舊跡在四條北朱雀西田間、土俗誤呼惠比須森、兵衛佐なる上緒主といふ人の、長者家を買取りて、後に佐田大納言に賣りて、南北二町と爲たる事、今昔物語に見ゆ。〕所殘雜舍兩三也。橘敏延配流土佐國、また、二日己酉、藤原千晴配流隱岐國、僧蓮茂配流佐渡國、〔略記に蓮茂を伊豆國に、源連を佐渡國に配す、千晴は同じ。さるを佐渡風土記ちふ物に、千晴は羽黒庄司が預れりとも、其兄千晴も此に流さるゝとも云へるは誤傳にや。〕三日庚戌、五畿七道諸國可追討謀叛黨類源連平貞節等、下野國可加教諭故藤原秀郷子孫、官符等也、また、九日丙辰、於建禮門前大祓、依謀叛流罪事也。十一日戊午、固關使覆奏、また、十七日甲子發遣諸陵使、依謀叛事也。廿日丁卯、源連・橘敏延・僧蓮茂等進怠狀了。

〔註〕大神宮諸雜事記にも、安和二年、左大臣源高明公被企謀叛之由有聞天、以同年三月廿五日、中務少輔從五位下橘朝臣敏延・相模介藤原千晴・僧蓮茂等於被追捕夫、敏延於被籠置於左衛門弓場殿、又千晴・蓮茂等波於左右獄被禁固、被勘問、

以見之由所指申也。同年四月廿六日、左大臣殿被配流太宰府、敏延者配流土佐國、千晴隱岐國、蓮茂佐渡國了、とあり。

と見え、帝王編年記にも、安和二年三月廿六日、左大臣源高明、延喜第一源氏、號西宮殿、坐事左遷太宰權帥、依左馬助源滿仲六孫王長子、號多田新發意、藤善時等密告也。緣坐者有其數、各配流、除目以前左府出家、息男左兵衛佐忠賢同出家。或記云、師尹大臣所爲云、于時高明公左大臣左大將、師尹公右大臣右大將也、師尹爲轉左有、此企云。右府即刻轉左、〔略記に、同日師尹任左大臣、年五十、藤原在衡任右大臣、年七十九、大僧都如無之子也。〕無程薨逝畢、號小一條左大臣是也、と見え、

〔註〕愚管抄にも、西宮左大臣は、延喜御子にて、やがて北方は、九條殿の娘なり。かゝりければ、此高明左大臣の娘を、爲平親王には參らせて、高明公の壻にておはしましけるを、冷泉院即位ののち、兄の爲平親王をおきて、弟の圓融院を東宮に立て、おはします。是は康保四年九月一日といふめり。安和三年三月の頃、この左大臣高明謀叛の心ありて、壻の爲平親王をと思ひけるなるべし。冷泉院程

なく御物怪にて、御藥繁ければ、何となくたちろぎける頃にや、左馬介源満仲・武藏介藤善時などいふ、時の武士のさゝやき告げける事いできて、三月廿六日に、左大臣は左遷せられて、太宰權帥に成りて流されければ、やがて出家してける。僧蓮茂・中務少輔橘敏延・左近衛大尉源連・前相模介藤千晴など、遠流に皆行はれにけりと記せるは、此すぢに、満仲なんども語らはれけるにや。武士にてまかりつづ使はれて、推知して告申したりけるにや。かゝる事出来にけり。されど天祿三年五月に召返されにけり。是をば世の人のさたしける事は、殊に小一條左大臣、師尹九條殿の子供三人、小野宮の子供も、此人々かくは爲しつるぞなど思へりけるなるべし、大鏡裏書に一品式部卿爲平親王、村上天皇第四皇子、母贈太皇太后安子、寛弘七年十月十日出家、十一月七日薨去、五十九とあり。なほ委しくは、榮華物語月の宴の卷に、安和二年とぞいふめるに、位にて三とせにこそならせ給ひぬれば、いかなるべき御有状にかとのみ見えさせ給へり。かゝる程に、世の中にとけしからぬことをぞ言出でたるや。それは源氏の左のおとゞの、式部卿の宮爲

平親王の御事と覺して、みかどを傾け奉らむとおぼし構ふといふこといできて、よにいと聞きにくく罵る。いでや世にさるけしからぬことあらじなど、世の人申し思ふ程に、佛神の御ゆるしにや、げに御心の中にもあるまじき御心やありけむ、三月廿六日に、この左大臣どのを檢非違使打圍みて、宣命よみのしりて、御門を傾け奉らむと構ふる罪に依りて、太宰權帥に爲して、流し遣すといふ事をよみのしる。今は御位もなきぢやうなればとて、網代事に乗せ奉りて、たゞひきに率て奉れば、式部卿の宮の御心ち、おほかたならむにてだに、いみじとおぼさるべきに、まいて吾御事に依りて、いできたるにこそとき、おぼすに、爲方なくおぼされて、われもくといでたちさわがせ給ふ。北の方、師輔御女、爲平親王室、中女、君正光御室、とこ君達、經房卿、俊賢卿、云へばおろかなる殿内四條のありさまなり、思ひやるべし。むかし菅原のおとゞの流され給へるをこそ、世の物語にきこしめし、が、これはあさましういみじきめをみて、あきれまどひて、皆泣きさわぎ給ふもかなし。をとこ君だちのかうぶりなどし給へるも、おくれじくと惑ひ給へるも、あへてよせつ

け奉らず、たゞあるがなかのおとゞにて、まだわらはなるきみ【此は俊賢卿なるを、本のしづくの卷に、經房卿童にて御ともおはしたりと有るは誤にて、此年生給へりと略記に云へり】のとの御懷高明公はなれ給はぬぞ、泣きのしりて、まどひ給へば、ことの由そうして、さばれそれはとゆるさせ給ふを、同じ御事にてだにあらず、馬にてぞおはする。十一二ばかりにぞおはしける。只今世の中に哀しくいみじきためしなり。人のなくなり給ふ例の事なり、此はいとゆゝしう心うし。醍醐の御門いみじう賢くおはしまして、聖の御門とさへ申し、御門の第一のみこ源氏になり給へるぞかし。かゝる御ありさまは、よに淺ましく哀しう、心うき事に、世に申しのしる。式部卿宮ほうしにやなりなましとおぼせど、をさなき宮たち憲定卿の、うつくしうておはします、大北方師輔卿の世をいみじきものにおぼえたるも、たゞいまは、宮爲平親王一所の御かげにかくれ給へれば、えふりすてさせ給はず、いみじうあはれに哀しとも世の常なり。すませ給ふ宮四條の内も、萬づにおぼし埋れたれば、おまへの池のやり水も、みくさるむせびて、心もゆか

ぬさまなり。さまざまにさばかりうゑあつめ、つくろはせ給ひしせんざい、うゑ木ども、心にまかせておひあがり、庭もあさぢが原になりて、あはれに心細し。宮はあはれにいみじとおぼしめしながら、くれ闇にてすぐさせ給ふにも、昔の御ありさま、戀ひしうかなしうて、御直衣の袖もしぼりあへさせ給はず、いきながら身をかへさせ給ふやうなるぞ、あはれにかたじけなき、源氏高明公のおとゞの、有るが中の弟の女高松上ぎみの、御堂室、五つ六つばかりにおはするは、おとゞの御はらからの、十五の宮の盛明親王御娘もおはせざりければ、迎取りたてまつり給ひて、姫宮とてかしづきたてまつり給ひて、養ひ奉り給ふ。それにつけても、いとあはれなるものは、世の中なりけり。そちどの帥高明公はほうしになり給へるとぞ聞ゆめる。また上文にすこし心のどかに成りてぞ、東宮のおほむ事は有るべかめる。式部卿宮わたりには、人知れず大臣の御氣色を待ちおぼせど、あへて音なければ、いかなればにかと、御むねつぶるべし。源氏のおとゞ、若しさもあらずば、あさましうも、口をしうも、あるべきかなと、物思ひにおぼされけり。かゝる程に、九月

一日東宮守平親王立ち給ふ、五宮ぞ立たせ給ふ。【此は同書に、先御門の御いまはの時に、御遺詔を承けられしに、此宮をこそと思ふを、今はえぬさせ給はじ云々と詔ひしに依るとは有れど、實の遺詔は如何なりけむ、知りがたし。さて御詔に因りても、此御子をと申し、御事をよく知り奉らるるを、權臣の爲に、御志を果し給はぬは、聞えさせむ方なく哀きわざにこそおはし、か。】また源氏のおととは、式部卿宮の御事を、いとへだて多かる心ちさせ給ふべし。【此はよくも、藤原氏の私事なるを含めたる文なるを、翫味ひて知るべし。】宮の御おほえの、世になうめでたく、めづらかにおはしまし、世の中の物語に申思ひたるに、さしもおはしまさざりしかば、皆かくおはしますめり。御門と申す者は、やすげにて又かたきことに見ゆるわざになん有りける。【略註に、此を世の中の語に託して、又御器の協ひ給はぬやうに書き紛らして、藤氏の所爲と書かざる、作者のよく心を用ゐて罪を逃れたるなり。また此に廿日子の日の御遊の事を引出で。】さて、四宮御門が東宮と申し思ひしかど、いづらは源氏の大官の御むこになり給ひしに、事たがふとみえ

藤原氏政
權を獨占す

しものをやなど、世にある人どもあいなきことをぞ、苦しげにいひ思ふものなめり」といひ、大鏡に、安子後の事を語る段に、「式部卿の宮こそは、冷泉院の御次に、まづ東宮にも立ち給ふべきに、西宮殿の御塔にておはしますに依り、御弟圓融の宮に引きこされさせ給へるほど等の事ども、いとみじく侍り。其故は、式部卿御門にゐさせ給ひなば、西宮殿の御ぞうに、世の中移りて、源氏の御榮えに成りぬべければ、御叔父たちの魂深く、非道に御弟をば引きこし申させ奉り給へるぞかし。世の中にも宮の中にも、殿原のおぼし構へけるをば、いかでか知らむ」といひ、源平盛衰記などに、小松大臣の語に、「北野天神は、時平の讒奏にて、憂名を西海の波に流し、西宮左大臣は、多田満仲の讒言に依りて、恨を山陽の雲によす。各無實なりしかども、流罪せられ給ひにき。是皆延喜の聖代、安和の御門の御非事とぞ、申傳へたる」と有り。但し満仲のみにあらず、内外ともに心を合せて、かく讒構へたるにぞ有りけるとあるにて、藤原の氏人等が、天つ日つぎを私物にして、己がじし、ふさはしからぬ人をば、いひ傾けて、追ひそけたる時の情態は、推量られ

村上帝の
高明を擧
ぐるは字
多帝の管
公に於け
るが如し

て、いと口をしきや。史鑑に此を論じて、甚哉藤氏之固結朝廷也。文德以降非藤氏之出者、獨宇多一帝而已。其他皆姉妹爲中宮、甥爲天子、己以外舅列居三台、至老則外孫踐天位、己以外祖父爲關白、苟有他姓廁於其中、則忌而害之、讒而逐之、不得安其身於朝廷、譬如一鷺在群鷹之間、必不全焉。村上帝引源高明爲右相、猶宇多之擧菅公、菅公之陷於時平、亦猶高明之逐於師尹、宇多、村上帝同欲分藤氏之權、而不能全菅源二公於後嗣、可惜哉。爲平親王以納源氏之女、不得立爲皇太弟、以村上帝之剛明、猶不勝藤氏之不悅、甚哉藤氏之固結朝廷也。然村上帝猶存、則師尹雖健、翻利爪不敢極其搏擊、唯冷泉病羸、仰成藤氏、權臣矯詔行己意、而不能罪之、亦已哉。源滿仲有勇略、得東國人心、使之奉爲平親王、以謀叛、則其難不翅若平新皇之割據、天下之事未可知也。幸以細覺翻初志、以爲藤氏之爪牙、是亦藤氏之勢使然已、と論へるも、信にぞありける。又「小一條の左大臣、ひごろ惱み給ひける。十月十五日、御年五十にてうせさせ給ひぬとのゝしる。宣耀殿女御、芳男君たちより初めて、萬づにおぼしまどふ」と、榮華物語にい

ひ、編年記も同じ。此事は日本紀略にも見ゆ。拾遺集に、左大臣まかり隠れて後、彼家に侍る鶴の鳴くを聞きて、小野宮太政大臣「おくれゐて鳴くなるよりは蘆たづの、などかよはひをゆづらざりけむ」。大鏡にも「その事のみだれば、此小一條大臣のいひ出で給へるとぞ、世の人聞えし。さて年もすぐさずうせさせ給ふなどこそ申しふらしゝか。其も實にや」と記せり。そもいつまで長らへむとて、かくしも後生につみ深き事はせられけん。凡てかゝる悪き人の心こそ、世に恠しき物なりけれ。

續古事談に云く、「西宮左大臣高明日くれて内より罷り出で給ひけるに、二條大宮の辻をすぐるに、神泉苑の丑寅の角、冷泉院の未申のすみのついちの内に、胸ついちの覆にあたるほどに、たけたかきもの三一作二人たちて、大臣先追ふ聲をきゝてはうつぶし、おはぬ時はさし出でけり。大臣その心をえて、頻りに先を追はしむ。ついちをすぐる程に、大臣の名をよぶ。其後程なく大事いできて左遷せられけり。神泉苑の競馬の時、陰陽師識神を囁して埋めるを、今に解除せず、其靈ありとなむい

高明公に
關する傳
説

ひ傳へたる。今もすぐべからずとぞ。ありゆきといふ陰陽師は申しける。此大臣行幸に仕奉られけるを、伴別當廣平といふ相人見て、未だかゝる人みずとほめけるが、過ぎ給ひて後、うしろを見て、背に吉相無かりけり、恐くは遷謫の事あらむかといひけるが、果して其詞の如し。月刈藻集にも見ゆ。【後拾遺集に、西宮の大臣筑紫に罷りて後、すみ侍ける西宮の家を見ありみて詠み侍りける、惠慶「秋風に岸うつ浪ももろともに、昔にあらぬこゑのするかな。」粟田左大臣在衡、西宮の大臣つみ蒙りける時、その所一に時とに大臣になれるなり。家人大臣あきたり、我殿なり給ひなむと喜びければ、大に怒りて追出だしてけり。延喜御門の御胤にて、西宮かゝる事にあひ給ふこと、大きに歎き給ひけり。右大臣に成りて幾程をへず、左大臣に成る時、右大臣はあとあり、左大臣の事思ひかけずといひける。あやしき事なり。

〔註〕因に云、平家物語に、山蔭中納言の子に、如無僧都とて、智惠才學身に餘り、淨行持律の僧おはしけり、昌泰の比ほひ、寛平法皇大井河に御幸有りしに、勸修寺内大臣高藤公の御子、泉大將貞國、小倉山の嵐に、烏帽子を河へ吹入れられ、袖

藤原在衡
家人を逐ふ

在衡儒家
を以て三
台に陞る

にて髻をおさへ、せむ方なく立てりけるに、此如無、三衣箱の中より烏帽子一つ取出されけるとかや。かの僧都は、父山蔭中納言太宰大貳になりて、鎮西へ下られける時、二歳なりしを、繼母悪みてあからさまに抱く様にして、海に落し入れ殺さむとしけるを、死にける實の母、存生の時、桂の鶉かひが鶉の餌にせむとて、龜を取りて殺さむとしけるを、衣給へる小袖をぬぎ、龜にかへ放されたりしが、其恩を報せむと、此君陥りける水上にうかれきて、甲に載せて助けたりとあるを、或物には、龜に助られしは、山蔭卿の幼時の事ともいへり。何れ正からむ。さて此在衡公は、此如無が子なりと、系圖などに見ゆ。史鑑に、在衡雖藤氏出、自儒家升三台者、吉備公菅右相之外、在衡一人而已、蓋其恪勤之所致也。橘正通之鞅々雖愧於无愠之君子而使大臣怨乎不以、亦朝廷之失也。且在衡先達而不顧其彈冠、使之遂浮海、何其想然無情也。

編年記に、天祿三年五月、西宮左大臣被召返畢、愚管抄にもかくあり、【紀略には、四月廿日己酉今日太宰權帥源朝臣高明自太宰府上洛、著葛野別屋、と見え、大鏡裏書には、同二

年十月廿九日召返、とあり。】此大臣の古き禮典に委しくおはし、事は、其著されたる西宮記を見て知るべし。

西宮記

〔註〕儀式の書は世に多かれど、今逸亡たる古記をあまた引用ひられしは、此書に及ぶは有ることなし。師説にも、古くは儀式の書の多く有りしかど、早く散り亡せたるが多く、殊に其趣稍々に變れる故に、後に西宮左大臣西宮記を著して、恒例臨時の公事儀式を大に記し集成されたり。此を西宮抄と題せるも有り、少か異なりげに見ゆる故に、先年數本を校へ合せたるに、草稿本の三本傳はれると見えて、文は入紛れたれど、全く同じ書なり。書籍目録には、西宮抄四卷、八卷、十卷、十五卷、十六卷などあり。今傳はる本も、卷數定まらず、二十五卷にせる本さへありと論はれたるが如し、さて北山抄・江家次第・年中行事などあまたあれど、古書を精しく引載せ給へるは、此ふみに勝れるは非ざるなり。よむ人よく見て知るらむかし。

高明薨去

紀略に、圓融天皇の天元五年十二月十六日癸酉、前太宰權帥正二位源朝臣高明薨、

六十九と見ゆ。

〔註〕河海抄に引き給へる、源順朝臣の源氏本系に、代々源氏、大臣外除之、左大臣信、右大臣常、左大臣融以上弘仁、右大臣多、右大臣光以上承和、右大臣能有天安、左大臣高明、左大臣兼明、延喜此外貞觀・天安・元慶・仁和・寛平源氏無大臣、仍不注也。また、嵯峨御後、弘仁、寛平元年十二月廿三日、初定七代源氏年爵次第、弘仁・承知・天安・貞觀・元慶・仁和・寛平是也。

贈位

康富記に云、文安五年九月廿九日、是日被行贈位宣下也、西宮左大臣高明公於備前國奉勸請神云、件社此間有託宣、屬某村人令成、皇給候間、自地下有申請仁、就山科中將顯言朝臣經奏聞、有勅許被行之、被贈從一位者也、入夜有其儀云、【玉勝間に云、此は贈位の例とはおぼえず、たゞ神に位を授け給へるにこそあれ、又すべてのさま古に違ひて、近き世のさまなりとあり。此社今もありや、國人によく尋ぬべきなり。

崇徳天皇

ねになきて袖ぞぬれける濱千鳥みゆきふりぬるあとと見るより

此天皇、御名は顯仁尊と申奉る。鳥羽天皇第一の皇子にて、神皇正統記には第御母は待賢門院璋子と申して、白河上皇の御猶子にて、實は藤原公實卿第三御女と、皇代記、皇胤紹運録、今鏡等に見えたり。今鏡に、此御門の御事を申して位おりさせ給ひて、新院と聞えさせ給ひし。後に讃岐におはし坐し、かば、讃岐の御門とこそ聞えさせ給ふらめ、また「元永二年己亥五月十八日に生れさせ給へり、十八日は、皇代記・皇年代略記・紹運録に二十八日と作るを是とす。此御事中右記に委しく記されたり。

保安四年正月廿八日に位に即かせ給ひ、一にふと作り、皇代記・同略記等に、此日を受禪、二月十(また廿)九日御位に大極殿に即き給ふと記せり。大治四年御元服させ給へり。御年十一。同書ともに、正月一法性寺の大おと忠通の御女女御に參り給ひて、中宮に立ち給ひし、皇嘉門院聖と申す御事なり。又云、御門の御心は、絶えたる事を繼ぎ、古き跡を興さむと思ほしめせり。幼なく坐しけるより、

英明にしてみ給ふ好

歌を好ませ給ひて、朝夕候ふ人々に隱題詠ませ、紙燭の歌、玉海壽永二年記に、金錠打ちて、響の中に詠めなどさへ仰せられて、常は和歌の會ぞさせ給ひける。又常の御歌等は、朝夕の事なりしに、常の御製など聞え侍りしに、めづらしく有難き御歌ども多く聞え侍りにき。【因にいふ、堀川集に、「新院の御前にて、時鳥の歌の題十たびて、御返しとくく」とめせば、聽て書きて參らせてしかど、皆忘れにけり、此一つぞ覺ゆる。みどり子やふりわけ髪の昔より、あかで止みぬる時鳥かな」と有りし、御返し、「あかでのみ我ぞやみぬるほととぎす、君は千年にきかむとすらむ、」また拾芥抄に、「詞花集十卷、天養元年六月二日、依崇徳院勅、顯輔撰之。仁平又奏之、後撰已後作者入之、仁平奏覽、有御製并藤綱・同盛綱歌等、清書之時被止之など見ゆ。】遠く山の花を尋ぬといふ事を、「尋ねつる花のあたりに成りにけり、にほふにしるし春の山風、千載集春上などよませ給へりしは、世の末にありがたしとぞ、人は申し侍りける。まだ幼くおはしまし、時、「こゝをこそ雲の上とは思ひつれ、高くも一にはるが月のすみ上るかな、續古今集に入れて、「位におはしましける。など詠ませ給へりし。また古き事ど

保元の亂

も興さむの御志は、おはしましなから、世を御心にもえ任まかせさせ給はで、院の御ま
まなれば、安き事も協はせ給はずなむおはしましける。歌詠ませ給ふにつけて、朝
夕候はれける修理權大夫行宗、三位をさせむとて、徳大寺の大臣につげて、院に見せ
參らせよとて、「我宿に一もと立てる翁草、あはれといかと思はざるべき。」又元の女
院二所も待賢門院高陽院、かたぐに輕からぬ様におはしますに、今の女院美福門院時めかせ給
ひて、近衛の御門産み奉らせ給へる、春宮に立て奉りて、位譲り奉らせ給ふ、皇代記、
略等に、永治元年十二月七日御讓位ある由記せり。その日辰の時より、上達部種々の官々參り集まるに、内より院
に度々御使有りて、藏人中務少輔能とかいふ人、かはるぐ參り、又六位の藏人御書
さ、げつ、參る程に、日暮方にぞ、神璽寶劍など、春宮の御所昭陽舎へ、上達部引續
きて渡し給ひける、御門の御養子古例なきことぞとて、皇太弟とぞ宣命には載せ
られ侍りける、云々。【此ぞ此天皇の御憤を含ませ給ひて、遂に世の亂れ行く根本に
は有りける。いとゆゝしともゆゝし。】新院は、九日ぞ三條西洞院へ渡らせ給ひ、
太上天皇の御尊號奉らせ給ふ。かくて年經させ給ふ程に、近衛の御門隠れさせ給ひ

ぬれば、【此時の事ども、台記保元物語・保建大記等に因りて見るべし。】今の一院の
今宮とておはします、位に即かせ給ひにき。【これ後白河天皇とて、天皇の同母の御
弟にて、御名を雅仁尊と申し、久壽二年十月廿六日に御即位ありと諸書にいへり。】
さる程に、鳥羽院御心ち重らせ給ひて、七月二日保元元年失せさせ給ひぬれば、御門
の御代に定りぬるを、院のおはしまし、時より開ゆる事どもありて、御垣の内嚴
しく固められけるに、嵯峨の御門の御時、兄の院と争はせ給ひけるやうなる事いで
きて、新院御ぐしおろさせ給ひて、御弟の仁和寺の宮覺性法親王におはしましければ、暫
しはさやうに聞えし程に、【皇代記に、七月十二日、依天下亂御出家、卅八、竄シタマフ仁和
寺邊ことあり。】八重の鹽路を分けて、遠くおはしまして、上達部殿上人の一人參
るもなく、一宮の御母の兵衛佐と聞え給ひし、さらぬ女房一人二人ばかりにて、
男もなき御旅すみも、いかに心細く、朝夕におぼしめしけむとあり。これ謂ゆる
保元の亂とて、兩帝、國を争はせ給へる事の第三度なるを、その本といへば、白河
天皇の道ならぬ御淫行より釀成れる事、先師の説を初めて、古人等の委しく説へる

が如し。愚管抄にも、「此軍事を、此七月の軍は、五位藏人にて雅頼中納言、藏人治部大輔とて候ひしが、奉行して書けりし日記を、思ひかけず見侍りしなりといへり。なほ参考保元物語、讀史餘論等に就きて見るべし。此雅頼卿の事は、玉海にも何くれと見えたり。」此を論はれて、保元元年七月二日、鳥羽院失せさせ給ひて後、日本國の亂逆といふことは起りて後、むさの世に成りにけるなりけり、この次第の理を詮に思ひて書置き侍るなり、城外の亂逆合戦は多かり、日本國は大友皇子・安康天皇なんどの世の事は、日記も何も人沙汰せず、大寶以後といひて、其後の事、又此平安の京に成りての後をこそ沙汰する事にて有るに、天慶に朱雀院の將門が合戦も、頼義が貞任を攻むる十二年の戦などいふも、又隆家の帥の刀夷國打従ふるも、關東鎮西にこそ聞ゆれ、正しく王臣の都の内にて、かゝる亂は、鳥羽院の御時まではなし、辱くあはれなる事なり。」又「世を治しめす太上天皇と、攝籙の臣の親の前關白殿ともに、兄を憎みて、弟をかたひき給ひて、かゝる世の最大事を行はれけるが、世の末のかく成るべき時運に作り合はせてければ、鳥羽院・知足院一つ御心に成りて、しばし

父子兄弟
叔姪の騒
亂

天下の有りける、此巨害の此世をばかく成したりけるなり。」

神皇正統錄に、「此時崇徳院御没落、惡左府又流矢中給訖。凡此一亂前代未聞謂、主上新院御連枝、關白忠通公、左府頼長公又御兄弟、武士之大將源義朝父弟別而内裏參、平清盛・同忠正叔姪而合戰、同日夜入、内裏而除目行、惡左府御兄關白忠通公元之如氏長者補給、子剋及武士之勸賞、安藝守清盛播磨守任、下野守義朝、左馬頭任、新判官義康藏人任而昇殿許サル。」

とあり。實に此の論の如く、天朝も、藤原氏も、源平氏も、父子兄弟・叔姪の争戦ともとなりしは、世にあさましなども、申すも更なり。白峯寺縁起に、「新院、官軍敗れしかば、やがて知足院の僧坊にて、御出家ありて、【帝王編年記にも、「七月十一日、與天皇有間、軍敗績以後、同十二日出家、御年卅八」といひ、皇年代略記などにも、「七月一日依有欲危社稷之聞、官軍襲擊白河仙洞、即敗落、竊幸仁和寺、同十二日出家。」とあるを、皇代記には、「十一日與官軍合戰、即時被討散畢、即日於圓覺寺出家、其夜令向仁和寺、同廿二日奉移讚岐國」とあるは誤説と聞ゆ。】御戒の師仁和寺の寛

崇徳上皇
落髮

遍法務の住坊に御寄宿あり、御製にいはいく、「おもひきや身をうき雲に一にととなしはて、あらしの風に任すべし」とは、「うきことのまどろむほどは忘られて、さむれば夢のこゝちこそすれ」【山家集に、「世の中に大事いできて、新院あらぬさまに成らせおはしまして、御ぐしおろして仁和寺の北院におはしましてけるに参りて、げんざんあざり出であひたり、月あかくて詠みける、かゝるよにかげもかはらすむ月を、見る我身さへに恨めしきかな」と見ゆ。】人車記なる同月十一日下に云ふ、鶏鳴、清盛朝臣、義朝、義康等軍兵都六百餘騎、發向白河。清盛三百餘騎、自一條方、義朝二百餘騎、自大炊御門方、義康百餘騎、自近衛方、此間主上召腰輿、遷幸東三條殿、内侍持出劔璽、左衛門督殿取之、令安腰輿給。他公卿并近將不參之故也と記せり。

〔註〕或人の此を論ひて、語云、先則制人、後則制於人。又云、兵尙拙速、不尙巧遲、保元之役、義朝爲朝之所策、不期而合、一用而勝、一不用而敗。昔者壬申之後、天武自吉野赴東國、大友不急從之、以成其勢、遂自敗亡。弘仁之役、平城亦將東下、嵯峨先用田村、將兵塞路、平城力屈窮不能有爲。後白河之用義朝、猶嵯

峨之於田村也。崇德既不能用爲朝、猶從爲義之言、則庶乎爲天武矣。甚哉左府之失計也、後白河素稱庸主、但此一著勝崇德遠矣。輸贏已決于此、と言へるは

罪名宣下

さる説なり。

また「今夕主上還御本殿云。廿七日丙寅、今日被下罪名宣下、權中納言兼右近衛大將兼長、權中納言左近衛中將師長、正三位左京大夫教長、左近中將成雅朝臣、隆長朝臣、皇后宮權亮隆成朝臣、右馬權頭實清朝臣、散位俊通、前馬助平忠貞、散位盛憲、皇后宮權大進憲親、散位經憲、前大夫尉源爲義、右衛門大夫平家弘、散位源賴憲、大炊助平康弘、右衛門尉同盛弘、兵衛尉同時弘、前左衛門尉賴實、平國正、院藏人同長盛、左大臣家勾當同忠綱、平正綱、同正方、源爲成、同爲宗、同九郎冠者平光弘、大法師範長、左大仰詞云、同意太上天皇并前左大臣、欲奉危國家爲謀叛輩、宜仰明法博士等、令勅申所當罪名者。五位藏人雅賴宣下之、明法博士坂上兼成奉之、愚管抄に、「宇治入道をば、法性寺のさたにて、知足院にうちこめられ、また「廿八日丁卯、今夕被行斬罪、忠貞、長盛、忠綱、正綱、道行、忠貞、已上播磨守清盛朝臣於六波羅邊斬、また「卅日己巳、又被行斬罪、宗弘、康弘、盛弘、時弘、

亂後の所罰

光弘、賴弘、安弘、已上藏人判官義康於大江山邊斬之。爲義、賴方、賴仲、爲成、爲宗、九郎、已上左馬頭義朝於船岡邊斬之。但爲義、檢非違使季實依勅定實檢。また八月三日壬申、謀叛輩被行流罪、兼長卿出雲、師長卿伊豆、僧範長安房、已上自山城國稻八間庄被追之、領送使右衛門尉平維繁、府生資長、教長卿常陸、成雅朝臣越後、盛憲佐渡、經憲隱岐、實清朝臣土佐、成隆朝臣阿波、俊通上總、憲親下野、正弘陸奥、廿六日乙未、謀叛黨類爲義八郎源爲知、前兵衛尉源重貞擲進之、日來之間竊經廻近江坂田邊、不慮之外尋伺擲取云ともあり。此に爲知とあるは、やがて鎮西八郎にて、琉球國王の鼻祖たること、我宿草慶長年錄大日本史定西物語南島志、玄同放言中外經緯傳にも見えて、世人の遍ねく知れるが如し。又足利高氏等も、實は此人の裔にて、暫し世を亂りつゝも、保ちたり。げに聞えしは、幽に契ある事なども、別に考記せる物あり。その讚岐國に幸行坐し、狀は、人車記に、「同七月廿三日壬戌の條に、「今夕入道太上天皇被奉移讚岐國、兼日公家有御沙汰。當日五位藏人資長依勅定參向仁和寺御在所奉出之、晚頭出御、網代御車、御乳母子保成車召之、女房同車、右衛門尉貞宗

崇徳上皇
讚岐遷幸

候御後、又式部大夫重成率武士數十騎奉圍繞、於鳥羽邊乘船、乘船後一向讚岐國司沙汰、殊可奉守護由被仰下了、重成歸參了」と記し、

信西の不
仁を評す

〔註〕或人の論に「弘仁時、平城上皇以藥子故圖重祚、仲成藥子兄、而爲首惡。故嵯峨誅仲成、而宥其餘、保元之亂、信西不論怙終脅從、壹是誅之、何其刑之濫也、且遷上皇幽親王、皆弘仁之所無也。蓋信西教帝斷然行之、可謂不仁也、宜其不令終矣」と説へるも、さる言なり。

帝遠流の
第二度

保元物語物にも、今日七月二日藏人左少辨資長綸言を奉りて、仁和寺へ參り、明日二十三日新院を讚岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞召しけれども、今日明日とは思召さる處に、正しく勅使參りて事定まりしかば、御心細く思召しける餘りに、角こそ口すすみ給ひけれ、都には今宵計りぞ住の江の、さしみちおりぬいかでつみ見しともあり。まことや此幸は、御門の遠所に遷坐せる事の第二度にて、そのあさまさは、ほにいでて申し奉らむかたなきを、その例といへば、孝謙の御門に起れること、既に説へるが如し。かくて平城天皇の御所

保平の亂
を評す

爲も、いと能く似たる事なるを、此に比見て、彼御親善の程を想像奉るべくなむ。
 〔註〕此も早く長明文字鑑に、昔大炊天皇と申し奉るは、淨御原の御門の御孫なり、
 舍人親王第七の御子にておはせしが、聖武天皇の御女高野女帝と御争ひありけ
 るに、負けさせ給ひて、さぬき「アハヂの誤也」の國へ移され、かしこにてかくれ
 させ給ひにき。是同じ苗胤と申しながら、遙に隔たり給へる御事なり。今の主上
 上皇は、一つ御腹にておはしますに、かゝる御事の出来ける、あさましさよ。」と云
 ひ、或人の論ひて、一朝晏駕、昆弟相讎、假手外臣、恣毒骨肉、邑虎傳翼、餓虎飽
 肉、八柱一傾、四維不張、大覲非望、西滅東起、怯懼萎靡、恐不能自拒、奚暇問其
 舊物之有無哉。」とも、保元之變始於兄弟相奪、一終於父子相賊、則其天安在哉。雖
 然跡亂之所由、其來漸矣。乃實生於嫡庶無辨、則不獨夫人之子爲有罪也。」ま
 た、嗟峨之於平城、既靖其亂、亦不失友于之親。以終其身、後白河之於崇徳、既
 擠之溝壑、又從而下之石、亦何忍之甚。なども論へり。かく上下ともに、父子兄
 弟・伯父・姪の争ひは、上古より未だ聞かぬ大禍亂の始にて、此ぞ皇室の御衰微の

重仁親王
出家

重仁親王
の母兵衛
佐局

兆となりけるは、いとものゝあはれに哀しき御事どもなりけり。凡て此等の論
 はも、神皇正統記を本に取りて記さむと志せれば、今委しくはいはず。
 またことにあはれに思ひ奉れるは、同書に、新院一宮を、父のおはします時、何様に
 もなし奉れと、花藏院僧正寛暁が坊へ渡し奉る。御供には、右衛門大夫章盛、左兵衛
 尉光重なり。僧正頻りに辭し申されけれども、勅定に背き難くして、請取り奉らる。
 既に御出家有りしかば、年來日來宮にも立ち、位にも即かせ給はむとこそ待ち奉る
 に、かく思の外に御節をおろす事の悲しさよと、附進らせたる女房達、泣悲むぞ哀れ
 なる。此宮は、故刑部卿忠盛朝臣御めのとにてありしかば、清盛・頼盛は見放し奉る
 まじけれども、餘所になるこそ哀れなれ。
 〔註〕今鏡に、此親王の御母、院にぐし奉りて遠くおはしたりけるが、歸り上り給
 へるとぞきこえ給ふ。御門位におはしまし、時、後の宮皇嘉一人の御女にておは
 しますに、内の女房にて、かの御母、宮仕へ人にて侍らひ給ひしが、殊の外に時め
 き給ひしかば、後の御方の人は、めざましく思合ひて、人心をのみはたらかし、世

人もあまりまばゆきまで思へるなるべし。さりとして、御後見の強きもおはせず。只大藏卿行宗として、年七十ばかりなるが、歌よみに依りて親しく仕う奉りなれたるを、親などいひて、兵衛佐など附け申したる計りなれば、さるべき人もなし。實の親はをそこにはあらで、紫の袈裟など賜はりて、白河の御寺の司なりけり。夫も失せて年経にけり。然るべき人の子なりけれど、をそこならねばかひなかるべし。常に侍らふ某の中將などいふ人の、片心あるなども、目を側めらるゝやうにて、はしたなくなむ有りける。されど比なき御志を、さがたき事にて、過ぐし給ふほどに、男御子産みいだし給へれば、中宮にはまだかゝる事もなきに、いと珍らしく、いと安からぬつまなるべし。御祖父の一院も聞かせ給ひて、迎取り給ひて、女院の御方にて養ひ申させ給ふ。云々。みこも、親王の宣旨など蒙り給ひて、御元服などせさせ給ひぬ。かくて年月過ぐさせ給ふ程に、位さらせ給ひて、新院とおはしますにも、世に比ひなくて過ぐさせ給へば、後の宮殿の御わたりには、心よからず、疎き事にてのみおはします。本院の御まゝなれば、世を心に任

重仁親王
の御素性

せ給はず、内中宮殿などに一つにて、世の中すさまじき事多くておはしますべし。かやうなるに付けても、私ものに思ほしつゝ、すぐさせ給ふに云々。一の御子も、御ぐしおろし給ひて、仁和寺大僧正寛暁と申し、につかせ給ひて、眞言など習はせ給ひけるに、ざえ敏くめでたくおはしましたければ、昔の眞如親王もかくやと見えさせ給ひけるに、御足の疾重く成らせ給ひて、一とせ失せ給ひにけり。御年廿二三ばかりにや成り給ひけむ。台記にも、親王、上皇第一親王、故法勝寺執行法印信縁外孫也。其母右兵衛佐、上皇之愛子、今不衰云。此親王自降誕時、皇后以爲「子云」といひ、紹運録に、三品、出家、法名空性、母兵衛佐局、大藏卿行宗女、實法印信縁女、要記に、應保二年正月廿八日薨」とあり。或物に、「親王の御墓讚岐國高松城の西脇村醫王山藥王寺の境内に在り、今廢して形計りの石を小祠に納む。又此前に塔の形の石あり、諸人頭痛の神と稱ひて、甚だ靈驗あり。」と記せるは、實にや。げにも高岳の太子の御有様にひとしく、心苦しく思ひ奉られてなむ。明くれば二十三日、未だ夜深かきに、仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車

重仁親王
墳墓に就
いての異
説

崇徳上皇
都を出て
給ふ

志伎農政實陀智

三四

を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等共、御車を差寄せて、先づ女房達三人を御車に乗せ奉る。其後仙院召されければ、女房達聲を調へて泣悲み給ふ。誠に日來の御幸には、庇の車を廳官などの寄せしかば、公卿殿上人、庭上に下立ち、御隨身左右に列り、官人番長前後に従ひしに、是は怪しげなる男、或は甲冑を鎧ひたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて泣悲しむも理なり。夜もほのくくと明行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて、重成を召され、田中殿へ参りて、故院の御墓所を拜み、今を限の暇をも申さむと思ふは如何」と仰下されければ、重成畏りて、安き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひなば、後勘如何」と恐れ申しければ、誠に汝が痛み申すも理なり、さらば安樂壽院の方へ御車を向けて懸はづすべし」と仰せければ、即ち手をばはづし、西方へ押向け奉れば、只御涙にむせばせ給ふ粧ひのみぞ聞えける。是を承る警固の武士ども、皆鎧の袖をぞ濡らしける。暫く有りて、鳥羽の南門へ遣出す。國司季頼朝臣、御船并武士兩三人を設けて、草津にて御船に乗せ奉る。「管見草に、土人云、下鳥羽今有渡海場、自是乗舟。古草津者此所也。」嚴島御幸道記云、「治承四年三月、御とも

須磨の邊
を過ぎ給
ふ

すべき人皆船に参るべしとて、草津といふ所に、平ばり打ちて参設けたり。」盛衰記云、鳥羽草津。重成も、讃岐迄御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷歸れば、「汝が此程の情有りつるに、即ち罷歸一作に留とれば、今日より彌、御心細くこそ思召せ、光弘法師未だあらば、事の由を申して追うて参るべしと申せ。返々此程の情こそ忘れ難く思召せ」と御定有りけるこそ忝けれ。勅定なればにや、御船に召されて後、御屋形の戸には外より鎖を差してけり。是を見奉る者は申すに及ばず、怪しの賤の女猛き武士迄も袖を絞らぬはなかりけり。道すがら果々はかばかしき御膳も参らず、打解けて御寝もならず、御歎に沈み給へば、御命も保たせ給ふべきとも覺えず、月日の光をも御覽せず、只烈しき風、暴き波の音計り、御耳の底に留まりける。爰は須磨關と申せば、行平中納言姓在原、阿保親王子、近流せられて、藻鹽たれつと詠じけむ所にこそ、と思召し、彼は淡路國と聞召せば、大炊廢帝舍人親王子の遷されて、思ひに堪へず幾程なく失せさせ給ひけむ島にこそと、昔は餘所に聞召し、かども、今は御身の上に思召すこそ哀れなれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思召し知られて、一宮の御行方も如

崇徳天皇

三五

讚岐に著
御

何有らむと覺束なく、又合戦の日、白河殿の烟の中より迷出でしに、女房達もいつくに在りとも聞召さねば、只いきて生を隔てたりといふも、是なるらむとぞ思召す。異國を聞けば、昌邑王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷され、我國を思へば、安楽天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君、萬乘の主、前世の宿業をば逃がれ給はずと思召し、慰むはしとぞなりにける。讚岐に著かせ給ひしか共、國司未だ御所を造出だされざれば、當國の在廳散位高季といふ者の造りたる一字の堂、松山といふ所に有るにぞ、入れ進らせける。されば事に觸れて都を戀ひしく思召しければ、かくなん、濱千鳥跡は都に通へども、身は松山に音をのみぞ啼く。

〔註〕玄道按ふに、此は、拾遺集に、内侍馬が家に、右大將實資が、わらはに侍りける時、かうちにまかりたりければ、物かゝぬ草紙を掛物にして侍りけるを見侍りて、小野宮太政大臣、「いつしかとあけて見たれば濱千鳥、あとあることにあとなみかな」かへし、「留めても何にかはせん濱千鳥、ふりぬるあとは波にきえつつ」と見え、又此御門の御位に坐し、時、皇后の方にて、小弓の御遊の有りて、忠通

濱千鳥の
御製

讚岐の御
所に就い
ての異説

公の扇がみに、「此を見て思ひもいでよ濱千鳥、あとなき跡を尋ねけりとは」と詠まれしを思ひ給へるにや。此は今鏡に見えたり。但し袋草紙には、あとなき事の跡とこそ見れとあり。長明文字鑑に、此を皇嘉門院の御歌とせるは誤なり。或説に、「此時香川郡なる八輪島に著き給ふに、在廳三木某が厳しく白して陸に上せ奉らず。依りて直島に御船を寄せて泊させ給ふをりしも、其夜月さやかなりしかば、實に鄙人の心さがなくて、都には異なれども、月影のみは變らじと、御歎の中にも御心を慰め給ひ、終夜御琴を弾かせ給へる所を、今も琴濱・琴浦と云へりともあり」といひ、源平盛衰記には、「保元元年七月、當國に遷され御坐して、始は直島に渡らせ給ひけるが、後には在廳一の廳官野大夫高遠が堂に入らせ給ひけるを、鼓岡に御所を立て居る奉る」といひ、白峯縁起には、「八月三日、讚岐國松山津に御下著、廳野大夫高遠が御堂におき奉りて、三ヶ年を送り給ふ。其柱に御詠歌あり、こゝも又あらぬ雲井となりにけり、空行く月の蔭にまかせて、この御製今に残りてこれあり。」

〔註〕玄道云、此御製を、一説に長命寺の堂柱に書かせ給へりと申傳へたれど、其

寺は廢れて、跡は林田村と西庄村との境にありとか。かの綾松山麓に、その皇居の跡雲井御所ちふに、高松領主某の建てたる碑もありて、三首の中の一として、右の御製を擧げつ。さて阿野氏は、かの綾君の後なる由にて、その系圖に、日本武尊御子、武明^卯の王、次に爾彌麻命、奈鬼爾麻命と次ぎて、その廿一世を高末として、被^レ敍^三三六^カ、位、號綾在廳、崇徳院當國遷幸、國司御設之依、無御所、有高末館補造新造爲皇居、則被^レ准^二大内^一、行事共有。その子高遠在廳野大夫、一女計而無男子、院之奉宮仕、被^レ召^二綾局^一、女子號綾局、女子以下五字衍歟院之預寵生皇子、給高遠令家繼也として、その王子を顯末、在廳島三郎、依頼朝下知、與與州河野討平家之餘黨とあり。本文どもによく符へり。古事記に、「建貝兒王者、讚岐綾君等之祖、日本紀にも、「武卯王、是讚岐綾君之始祖也。」また、「神櫛皇子、是讚岐國造之始祖也。」と見え、國造本紀、姓氏錄にもしかいへり。委しく古事記傳に因りて見るべし。また下に見えたる直島にも、天皇の御社ありて、その村に三宅某とて、もと有馬皇子より出でて、その女を此天皇の召して、生ませ給へる御子の末なる由、その家系にいへ

西行歌道の
衰微な
りとして歎

り。

古今著聞集に、「保元の亂によりて、新院讚岐國に遷らせ御坐しましけり。和歌の道勝れさせ給ひたりしに、かゝる憂きこと出來たれば、此道すたれぬるにやと、哀しく覺えて、寂念法師が許へ詠みて遣しける、西行法師、「ことのはのなさけたえぬる折節に、ありあふ身こそかなしかりけれ」、返し、寂念法師、「敷島やたえぬる道も西行物語になくくも、君とのみこそ跡を忍ばめ同上に、をしといひ、にと作るまめと作る」と書き、世の中をと聞きて、女房の許へ申しける、若人不嗔打、以何修忍辱」と書き、世の中をそむく便りやなからまし、うきをりふしに君があはずば、又是も序でに參らせける、「あさましやいかなる故の報にて、かゝる事もある世なるらむ」、又「ながらへてつひにすむべき都には、此世はよしやとてもかくても、また幻の夢を現にみる人はめもあはせでや世をすぐすらむ」、かくて後人の參りけるに、「その日よりおつる涙をかたみにて、思ひ忘るゝ時のまぞなき」、返し、女房「めの前に

かはりはてにし世のうきに、涙を君も流しけるかな。【なほ二首あり。北邊隨筆に、頼輔朝臣の集に、崇徳院讚岐へ下らせたびての秋、ひむがし山にこもりゐたる頃、山おろしの風身にしみて、物あはれなるに、鹿の聲をきゝて、いとくしくうき身にしみてかなしきは、鹿のねおくる秋の山かせ」と見ゆ。院もめざまじきふしもおはしましたつらめど、かく主上をたしなめたてまつれる者の、末久しきは、いにしへ今なきならひかなとぞ」ともあり。】

保元物語に「さる程に、新院は、八月十日御下著の由、國より御請文到來す。此程は、松山に御座ありけるが、國司既に直島といふ所に御所を造出されければ、それに遷らせおはします。」

御在所

〔註〕縁起には、其後國府甲知郷鼓岡の御堂に遷し奉り、六年を経て云々、とて、直島の事見えす。或説に「此は田井浦の前に在る島なれど、此に御所を作るといふは譌なり。また林田御所に御坐す事三年。その後、鼓岡に御所を作りて移奉る。甲賀郷なれば、甲賀御所又國府御所ともいひて、此に六年坐す。鼓岡に天皇宮あ

り、宮前に櫻橋の二樹あり、觀音堂寶幢庵あり、庵主天皇の宮を守護す。或物に、志度に鼓岡とふ地なし、志度は寒川郡、鼓岡は阿波郡にして、其隔たる事凡そ八里餘あり。志度には山寺もなく、海邊の平地なり」といへり。なほよく土人に聞正すべし。讚岐大日記にも、八月十日至綾松山而栖居。國司季頼朝臣營直島爲行宮、とは記せり。さて盛衰記には、上に引ける如く、初め直島に御坐し、次に高遠が堂、次に鼓岡に坐して、御惱有りし由なり。

四方の築垣つき、只口一つあけて、日に三度の供御進らする外は、事問ひ奉る人もなし。さらでだに、習はぬひなの御住ひは悲しきに云々。朕遙に神裔を稟けて、天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙つて、粉楡の居を占めき。先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと雖も、久しく仙洞の樂に誇りき。思出なきに非ず。或は金谷に花を翫び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり。過にし方を思へば、昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業にか、かゝる歎に沈むらむ。縦ひ鳥の頭白くなる共、歸京の期を知らず。定めて亡郷の鬼とぞならむすらむ。偏に後世の

讚岐謫居
の御有様

五部大乘
經を寫し
給ふ

志伎農玖實陀智

三三

御爲とて、五部大乘經を、三年が程に御自筆に遊ばして、【かの縁起には、御在國九ヶ年に云々といひ、濱千鳥あとはの御歌を、此時の事とせり。】貝鐘の音も聞えぬ所に置き奉らむも不便なり。八幡山か、高野山か、若し御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置き奉り度由、平治元年春の頃、仁和寺御室へ申させ給ひしかば、五宮よりも、關白殿へ此由傳へ申させ給ふ。殿下より能き様に執り申させ給へ共、主上終に御許されもなくして、彼御經を即ち返し遣され、御室より御咎め重くおはします故、御手跡なりとも、都近く置かれ難き由承り候間、力及ばずと御返事ありければ、法皇此由聞召して、口惜しき事哉、我朝にも限らず、天竺震旦にも國を論じ位を諍ひて、伯父、姪謀叛を起し、兄弟合戦を致す事なきにしもあらず、我此事を悔思ひ、惡心懺悔の爲に、此經を書奉る所なり、然るに筆跡をだに都に置かれざる程の儀に至りては、力なし。此經を魔道に回向して、魔縁となして遺恨を散せむ、と仰せければ、此由都へ聞えて、御有様見て參れとて、泰賴を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柿の御衣のすゝけ一にびと作るたるに、長頭巾を巻きて、大乘經の奥に御誓狀を遊ばして、千尋の底に

大乘經を
魔縁にせ
んと誓ひ
給ふ

沈め給ふ。【或物に、此を沈め給へる所を、椎の途とて、備前國日比の浦の向の沖に在り、讚岐よりは香川郡笠井村神在居の端より、向ふ二里計り沖にあり、土人略に槌とのみもいへり、大椎小椎とて二島ありといふ。】其後は、御爪をもはやさず、御髪をも剃らせ給はで、御姿をやつし、惡念に沈み給ひけるこそ恐しけれ。

〔註〕源平盛衰記に、御歎の積りにや、御惱の事有りければ、關白殿へ能き様に申させ給へと仰有りけれ共、世に恐れさせ給ひつゝ、御披露も無かりければ、思召し切らせ給ひて、三年の間に五部大乘經を遊ばし集めて、貝鐘の音もせぬ遠國に捨置き進らせん事、心憂く覺え侍るに、御經ばかり、都近き八幡・鳥羽邊迄入れまらせばやと、御室へ申させ給ひけり。其御書に云、昔は槐門崇廟の窓にして、玉體遊宴の心を休め、今は離宮外土の西海の波に碎かれて、江南浮沈の哀聲を加ふ、嵐松を拂ひて獨筵に月を見、争でか再び舊郷に還りて、自ら玉聖の氣を成さん、月西山に傾けば、都城仙宮の曉の詠を思出で、日晨岳に出づれば、龍樓竹園の甚しき興を忘れず、早く民煙蓬屋の悲涙を止めて、必ず三佛菩提の妙位に昇らんと、あそ

崇徳天皇

三三

ばして、奥に一首の御製あり、「濱千鳥跡は都へ通へ共、身は松山に音をのみぞ啼く、御室より此御書を以て關白殿へ被仰けり。關白殿又内へ被申たりければ、少納言入道信西を召して仰せ含めらる。信西さる事争で候べきと、大に諫め申しければ、御免もなかりけり。讃岐院此由聞召されては、御心憂き事なり、天竺・震旦・新羅高麗にも、兄弟國を論じ、叔父甥位を諍ひて、合戦を致す事尋常の習なれども、果報により兄も負け甥も勝つ。されども手を合せ膝を折りて降人に成りぬれば、辛き罪に行はるゝ事やはある。我今惡行の心を以て、斯る苦しみを見れば、今生の事を思ひ捨て、後生菩提の爲にとて書き奉る、五部の大乘經の置き所をだにも宥されねは、今生の怨のみに非ず、後生までの敵にこそ、と仰せられて、御舌の先を食切り給ひ、其血を以て御經の軸の本ごとくに、御誓狀をぞあそばしける。書寫し奉る處の五部の大乘經を以て、三惡道に抛籠畢チメリス。此大功德の力に依りて、日本國の大魔と成りて、天下を亂り、國家を惱まさん、大乘甚深の回向、何の願か成就せざらん哉、諸佛證知證誠し給へ、顯仁敬白、とあそばし誓はせ給ひて、其後は御爪も切ら

大魔王と
ならむ

せ給はず、御ぐしも剃らせ給はず、生きながら天狗の貌に顯れ御坐しけるこそ恐しけれ。長門本平家物語に、「御舌の先を食切らせ給ひて、其血をもて、御經の軸の本に、御誓語をぞ遊ばしける。我此五部の大乘經を三あく道になげこうで、此大善根の力をもて、日本國を滅する大まえんと成らむと誓はせ給ひて、其後は御爪切り給はず、生きながら天狗の形に爲らせ給ひて云々。」

縁起にも、此事を記して然るを、少納言入道信西、「讃岐院の御經の功力にては、都を咒詛せさせ給ふらん」と申たりけるに因りて、御經を返下させ給ひけり。云々。椎途の海に沈めさせ給ひたりければ、海上火にもえて見えけるに、童子出でて舞をまひて納めける。其時、さては我願成就しけるとて、御ぐしをも剃らず、供御をも參らずしてまじくけるに、御笛の師參りたれども、御姿の見苦しさに、御對面なかりければ、御笛師「思ひきや木の丸どのを尋來て、あはで空しくかへるべしとは、御返事に、御指を食切りたる血にて、「かへすべし」と遊されて、本の歌を返させ給ひけり。【玄道案ふに、體源抄などに、藤原宗輔公が、故有りて朝參を永く罷めて參上り給へる

一字の返
歌

時、内の女房の、「雪の上はありし昔にかはらねど、見し玉だれの内やゆかしき」と詠みて出されしに、ぞといふ一字をかへて、返しせられしとあるは、此によく似たり。そも十訓抄には成範中納言の事とせり。十訓抄にも、崇徳院の、八重のしほちまでさすらひ給ひしも、源は女房兵衛佐故とかや。〔長明文字鑑にも、「はるく」と讚岐國に遷し奉りて、上達部・殿上人ひとりも參らず、一宮の御母兵衛佐と聞え給ひける、さらぬ女房ひとりふたりにて、男もなき御旅すみ、いかばかりの御心地せませ給ひけむ、したしく召遣ひし人々、皆うらくに都はなれて、自ら留まれるも、世のおそろしさに、あからさまにも參る事もなかるべし。皇嘉門院よりも、仁和寺の宮よりも、忍びて御とぶらひなどや侍らむ。たとふる事なき御すまひなりといひ。〕又云、崇徳院讚岐にうつろはせ給ひて後、旅の御住居あはれに哀しき事限りなし、云盡すべからず。蓮妙といふすき聖の有りけるが、妹の彼院に候ひけるを思出でて、只一人國へ下りて、御所へ入らむとすれども、武士ども咎めて叶はざりけり。何にせむと思ふ程に、曉に爲りて、黒ばみたる水干著たる人の、内より出でたりける便に付き

返歌に就いての異説

て入りて見れば、草茂り露深くして、人音もせず。いみじく物悲し、云々。とばかり立煩ひて、板の端に書きて、見參に入れよとて、有りつる人になむ取らせける。朝くらや木丸殿に入りながら、君にしられでかへる悲しさ。此男ほど無く歸りて、是奉れと侍りつといふ。取りて見れば、朝くらや只徒らに歸すにも、釣するあまのねをのみぞ鳴く、いみじくあはれにて、笈に入れてありきけるとなむ、と見え、發心集にも、讚岐に遷ろはせ給ひにける後、旅の御住ひあはれにかたじけなき事、いひ盡すべからず。國の兵ども朝夕御所を打圍みて、輒く人も參り通はぬよし聞ゆれば、彼蓮如源平盛衰記に、小河侍如從入道蓮如とありといふすき聖、元より情深き心にて、最哀しく覺えけれど、人造ふ事もなかりけり。只妹なる人の候ひけるゆかりに、御邊あたひの事をも聞き、又昔陪從にて公事務めける時、御神樂などの次に、希に見參に入るばかりなれば、さしも深く歎くべきにしもあらねど、態と只一人自らおひかけて、讚岐へ下りけり。行著きて見れば、御所の有状目もあてられず、傳へ聞きつるよりも恠しげなり。されど切に内へ入らむと思ふ心ざし深くて、さるべき間ひまやあると、終日に窺ひけれど、守り奉る者最

はしたなく答めて、人かくるべくもあらず。當日も暮れにければ、月の明かりけるに、
 笛を吹きてなむ御所を廻りありきける。如何さまにせむと思ふ程に、稍曉に及び
 て、黒ばみたる水干ばかり打ちかけゝる人、内より出でたり。いと薄しくて、此便り
 に御所の中に入りて見れば、草茂り露深くて、殊更人の音もせず。いみじう物哀しき
 に、とばかり立煩ひて、板の端はしに書きて、見參に入れよとて、在りつる人になむ取ら
 せける。朝倉や、云々、此男程もなく歸來て、是を奉れと侍るといふを、取りて月影に
 見れば、朝倉やたゞいたづらに、云々、とぞ書かれたりける。いと恐しく覺えて、此を
 笈の中に入れつゝ、泣くくかへり上りにけり」とあり。

〔註〕かく二方に傳はれる中に、此方や正しかりけむ。そは、朝倉の歌も、右に御神
 樂の時になどといひ、神樂歌に、「朝倉や木の丸どのに我がをれば、名のりをしつ
 つ行くはたが子ぞ」とあるに縁ありて聞ゆればなり。さて此は、十訓抄・梁塵愚案
 抄などに、天智天皇御製とせり。さて朝倉の地も、或は伊豫國といひ、或は土佐
 國ぞとも、或は筑前國とせる中に、三善氏が意見封事に引ける備中風土記、及大

安寺縁起等に、筑紫行宮と有るに従ふべし。御紀の趣も、しか聞えたり。此等の事
 は、委しく皇典翼いに注へるを見て知るべし。北畠准后殿の正統記に、「此天皇天下
 を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ心よからで、しりぞかせ給ひき。保元に事
 有りて御出家ありしが、讃岐國に遷され給ふ」とも、此天皇、天治五年戊申の年、
 宋の欽宗靖康三年に當る。宋の政亂れしより、北狄の金國おこりて、上皇徽宗並
 に欽宗を捕りて、北に歸りぬ。弟高宗江を渡りて、杭州といふ所に都を立て、
 行在所とす、南渡といひしは是なり」とも宣へるが、げにも此天皇のみかゝる御
 事坐すのみならず、宋主もかく同じ頃にからきめ見て大恥をぞ貽しけるよ。かの
 虜もまた天象に應ずるかといひけむ事さへ思ひ出でられて、いともくあはれ
 に、哀しき御事どもなりかし。

さて保元物語に、かくて八年長明文字鑑には九年とせり、此の崩御の年までを數へしなり。おはしまして、長寛二年八月
 廿六日、御歳四十六にて、志渡といふ所にて隠れさせ給ひけるを、白峯といふ所に
 て烟になし奉る。

上皇志度
に薨す

〔註〕皇代記、皇年代記に、長寛二年八月廿六日、崩于讚岐國、年四十六、去位廿四年。但有時議、不奏遺詔、兼又不仰廢朝、不召錫紵、付國司行彼葬禮、自公家無其沙汰、と見え、神皇正統錄にも、同日御廢處讚岐國志戸於崩御、于時御年四十六、といひ、皇年代略記・紹運要略・紹運錄等皆同じ。盛衰記には、八月廿四日、御年四十六にて、支度といふ所にて、終に隠れさせ給ひにけり。讚岐に御下向の後、九年にぞ成り給ひける。白峯といふ山寺に送り奉り、焼上げ奉りけるに、一にがと作り折ふし北風けはしく吹きけれども、餘りに都を戀ひ悲しみ御坐しけるにや、烟は都の方へ靡きけるとぞ。御骨をば必ず高野へ送れとの御遺言ありけりとかや」とあり。縁起にもかく記し奉りて、崩御ならせ坐す事の仔細を、京都へ注進の程、野澤井とて、清水のあるに、玉體を冷やし申す。廿日餘り都の御左右を待ち奉るに、彼水、藥水と成りて、今に國中に汲み用ふる事侍り。さて九月十八日戌の時に、當寺の西北の石巖にて茶毗し奉る。之も御遺詔の故なり。國府の御所を、近習者なりし遠江阿闍梨章實、當寺に渡して、頓證寺を建立して、御菩提を弔ひ奉る」といへり。さ

て今も、彼地にて申傳へたる俗説もあれど、あまりにゆゝしく恐しき事なれば、此には記し出さず。

此君怨念に依つて、生きながら天狗の姿にならせ給ひけるが、其故にや、中二年有りて、平治元年、云々。此亂は讚岐院いまだ御在世の間に、まのあたり御怨念の致す處と人申しけり。仁安三年冬の頃、西行法師諸國修行の次でに、白峯の御墓に參りて、つくづくと見參らせ、昔の御事思ひ出し奉りて、斯くぞ詠み侍りける、「よしや君昔の玉の床ともて、かゝらむ後は何にかはせん」。

〔註〕長明文字鎖に、「白峯といふ所へ、御墓を尋ね參りて拜奉るに、いつ比人通へりともなく、たゞ松の梢に風のみおとづれて、哀に悲しかりければ、かく侍りける」として、右の歌あり。さて白峯太郎といひて、彼國に昔在りけるが、彼院に生れさせ給ひけりと、その人の夢に見えたりける、と記せり。古く嵯峨天皇・清和天皇の前身をも、ある僧なりなどいふ俗説に伴しき妄誕になも有りける。山家集に、「さぬきに詣でて、松山と申す所に院おはしましけむ御あと尋ねけれども、無か

西行御陵
に參詣

俗説妄誕

りければ、「松山の浪に流れてこし舟の、やがてむなしくなりけるかな、また
「松山の波のけしきはかはらじを、かたなく君はなりましにけり、白峯と申す所
に、御墓の侍りけるに参りて、とて右の歌を擧げたり。盛衰記にも、此を委しく
記して、「松山の津といふ所に行きぬ。こゝは新院流されて渡らせ給ひける所ぞか
しと思ひて、昔戀しく尋ね参らせけれども、其御蹟もなかりければ云々、忝く哀
れに覺えければ、松山の云々と打詠めて、支度といふ山寺に遷らせ給ひても、年
久しく成りにければ、御跡なきも理に覺えて、御墓はいづくぞと問ひければ、白
峯といふ山寺と聞きて、尋ね参りたりけるに、怪しの下臈の墓よりも猶草繁し。
いかなる前世の御宿業にかと、いと悲し。また松樹千年終是朽、槿花一口自成榮
と詠じつゝ、暫し此に候ひけれども、法華三昧つとむる住持の僧もなく、焼香・散
華を奉る参詣の者も無かりけり。最物淋しかりければ、よしや君、云々、さても七
箇日逗留して、花を手向けなど回向し奉りて在りけるが、御廟の傍に松の有りけ
る本を削り、無からむ時の形見にもとて、二首の歌をぞ書附けける。「久に經て我

が後の世を問へよ松、あと忍ぶべき人もなき身ぞ「爰をまた我住みうくてうかれ
なば、松は獨にならむとやする」と書注してぞ出にける、といへり。さるを縁起
に、「仁安元年十月の比、西行法師四國修行の時、彼廟院に詣でて云々、御廟震動
して、御製に云く、「松山の波に流れて云々、西行涙を流して御返事に、「よしや
君云々、と申したりければ、御納受もや有りけむ、度々鳴動したりけりとなん」。
とあるは誤なり。松葉集に、同人白峯にて、「みがかれし玉の臺を露深く、野邊に残
して置くぞかなしき」。吉黄記、正嘉元年後三月廿七日の條に、「參院、資宣奏氣比
社訴事、賀茂社司等申松山庄替地事、また七月廿二日、資宣奏賀茂社與白峯寺
相論松山庄事、仰、内々可被問禪信、と見え、前王廟陵記に、白峯在讚岐國阿野
郡、亦號綾松山。又按、石巖下名兒谷、斷崖千尺、泊磯吉備子洲在目中、石巖上有
御廟、前有橘樹、西行法師所拜跪獻歌、とあり。
今鏡に、「さぬきにも、御なげきの餘りにや、御惱つもりて、かしこにて隠れさせ給
ひにしかば、宮の御母兵衛も登り給ひて、かしらおろして、醍醐の御門の御母がた

の御寺勸修寺のわたりにぞ住み給ふなる。彼院の御にほひなれば、ことわり理と申しながら、歌などこそいとらう有りて詠み給ふなれ、登り給ひけるに、或人の訪ひ申したりければ、君なくて歸るなみちにしをれこし、袂を人の思ひやらなむと侍りけるとなむ。さこそはと、いと哀しく推量られ侍りし。院の御弟の仁和寺の宮、覺性法親王おはしまし、程は、訪はせ給ふと聞えしに、宮も隠れ給ひて、心苦しく思遣り奉るあたりなるべし。その遠くおはしましたりける人の、まだ京におはしけるに、白河に池殿といふ所を人の作りて、御覽せよなど申しければ、渡りて見られけるに、いとをかしく見えければ、書き附けさせ給ひけるとなん。「おとは川せきいれぬやどの池水も、人の心は見えけるものを」とぞ聞き侍りし。讃岐院の皇子は、夫も仁和寺宮におはしますなる、法印元性王にならせ給へりとぞ聞えさせ給ふ。其も眞言よく習はせ給ひて、勤め行はせ給へりとぞ。上西門院御子にし申させ給へりとぞ。其御母は、師隆の大藏卿の子に、參河權守經師と申す人おはしける女の、さぬきの御門の御時、内侍の佐にて候はれしが、生み奉り給へるとぞ聞えさせ給ふ。

松山のか
たみ

讃岐の法皇隠れさせ給へりけるころ、御ぶくはいつよりか奉ると、御室より尋ね申させ給へりければ、うきながらその松山のかたみには、こよひぞ藤の衣をばきる」と詠ませ給へりける。いとあはれに哀しく、又御行ひはて、休ませ給ひけるに、嵐烈しく、瀧の音むせびあひて、いと心細く聞えけるに、「夜もすがら枕におつる音きけば、心を洗ふ谷川の水」と賦ませ給へりけりとぞきこえ侍りし。昔の風ふき傳へさせ給ふ、いとやさしく、女宮はきこえさせ給はず。ともいへり。今もいとあはれに哀しく思ひ奉られて。

保元の亂

さて此天皇のかねて詔遣せるもしるく、實に此後、世はなべてひた亂れに亂れゆきて、終に假初にも、他人に假し給ふまじき天津御祖神より依奉らし、大政をさへに、平氏源氏の權臣等に奪はれ給ふこと、成れりしは、専ら此山遠く水長く限なき御恨の御憤に依りて、荒び健び給へる御稜威よりぞ起れる由を、かつく申してむに、まづ天皇崩坐して十三年の後なるが、愚昧記なる安元三年五月十七日丙辰の條に、讃岐院并宇治左府事、明日可令進云、今日已清書了。院五箇事、左府四箇事云々。讃岐

院御事、一、以彼御墓所、勅稱山陵、其邊掘^ニ埋^テ、不^レ令^レ汚穢、又割分民烟一兩、令^レ守^レ御陵事。一、遣陰陽師、令^レ鎮^レ山陵、同遣僧侶、令^レ轉^レ經事。一、以登遐日、於成勝寺、被^レ始^レ修^レ八講事。拾芥抄に、成勝寺、保延五十六供養、行幸、崇徳帝、と見えて、謂はゆる六勝寺の一なり。一、被^レ置^レ國忌事。一、讚岐院一作國と御墓所邊建一堂、修三昧事。宇治左府事、一、贈正一位事。一、贈官事。頃任例被^レ贈^レ太政大臣也、而當時其宮已^レ彼子息也、可有^レ憚歟。然者可^レ給^レ諡號歟、又可^レ有^レ准^レ三后之宣旨歟。一、保元沙汰詔宣命等、可^レ被^レ破却事。一、點^レ被^レ墳墓、建立^レ立堂舍、可^レ被^レ充^レ三昧事。漢家之法、或立社稷、有^レ行^レ祭祠之例、若有其告、可^レ隨^レ彼例歟云。戶主之腋并評定詞等、其狀多、而忘却、仍不^レ記^レ之、可^レ尋^レ申^レ也。多付^レ外記勘文、被^レ注出先例也。院御事、崇道天皇之例、多載之、また十九日戊午の條に、參向殿、讚岐院并左府事、明日可^レ令^レ獻云。是日次不快之間、遲々云、といひ、玉海に、同年七月廿九日丙寅、云々後聞、今日被^レ行^レ贈官位並院號等事云。使惟基云々、院號宜^レ止^レ讚岐院號、爲^レ崇徳院、大外記清原頼業奉^レ之、余案^レ之、崇徳院號如何。我朝太上天皇贈號未聞、若可^レ改^レ讚岐院者、只可^レ稱^レ土御門院歟。崇徳字未^レ甘心、通典文云。永範撰申、上卿隆季卿云。百鍊抄に、同六月廿九日、讚岐院奉^レ號崇徳院、宇治左府贈官位太政大臣正一位、事宣下、天下不^レ靜、依^レ有^レ

彼怨靈也、と見え、顯廣王記にも、しか記し、保元物語にも、同廿九日追號有りて崇徳院とぞ申しける、云々として、【そのかみ甚しき御荒びありし狀を記して】其後、人の夢に、讚岐院を輿に乗せ奉り、爲^レ義判官子ども相具して、先陣任り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らむとするに、爲^レ義申しけるは、門々をば不動明王大威徳の固め給ひて入り難しと申せば、さらば清盛が許へ、入れ進らせよと仰せければ、西八條へなし奉るに、左右なく内へ御幸なりぬとぞ見えたりける。誠に幾程なくて清盛公物狂はしく成り給ふ。

同書の半井本に云、其後清盛次第に過分になり、太政大臣に至り、子息所從に至るまで、朝恩肩を雙ぶる人ぞなき。奢れる餘りに、成親卿父子を流失ひ、西光父子が首を斬り、攝籙の臣を備前國へ遷し奉り、はては院を鳥羽殿へ押籠め進らすも、只讚岐院の御祟とぞ申しける。其後、讚岐院方々へ御幸成りぬと見ては絶入りし。一爰に御幸なりぬと見ては、蹴殺され進らせけり」と見え、盛衰記にも、此怨靈の故にや、打續き世の中靜ならず。依^レ之去年參考に云、當作去々、年、詳見于第八卷、七月に、讚岐院を

神と奉祝、崇徳院と御追號あり。宇治左府には、贈位として正一位を宣下ありけれども、怨靈猶静まり給はざりけるにや、平中納言教盛の夢に見給ひたりけるは、保元に討たれし平馬助忠正、六條判官入道爲義大將軍と覺しくて、數百騎の勢共有りける中に、或は柿の衣に不動袈裟係けたり、或は鴟兜に鎧著きたり、或は首丁頭巾に腹卷著けたりなむどして、讚岐院を張輿に乗せ奉りて、木幡山の峠に昇居る奉りて、可奉入都由評定しけり。新院の御貌を見奉れば、足手の御爪長々と生ひ、御髪は空様に生ひて、銀針を立てたるが如く、御眼は鴟目に似させ給へり。是も柿の衣を召したりけり。爲義申しけるは、「西國より遙々と是まで上り著きぬ。抑君をば何處へ可入進やらむと申せば、忠正仔細にや及ぶべき、法皇の御所法住寺殿へ」といふ。爲義其は叶ひ候はじ。院御所は當寺天台座主御修法にて、不動大威徳門門を守護し給へり。輒く入奉り難しと申せば、さては如何有るべきと、種々に評定しけるに、新院仰の有りけるは、「御所に成るべき便宜の所なくば、只太政入道の宿所へ入れ進らせよ」と仰せければ、さらば昇進らせよやとて、忠正は前輿、爲義は後輿を仕りて、數百騎の者共、手々に捧げ奉りて、入道の宿所西八條へ入れ進らすとぞ見えたりける。教盛卿は夢覺め給ひたりけれども、猶現とは思はれず、此由かくと内々申し給ひけれども、入道はさる片顔なしの人にて、更に用ひ給はざりける上、實にも怨靈の能く入替り給ひたりけるにや、うつゝ心もなく、物狂はしくして、天下を亂り、臣下を惱ます」と記せるをよく思ふべし。『正統錄に、清盛入道沙汰而後白河院鳥羽離宮押籠奉、時人偏是崇徳院御怨念之及處也云とあり。此大臣の事は、玉海・正統記・盛衰記・保曆間記、また讀史餘論・保建大記等に委しく見えたる如く、延暦の御世に、深遠に思召し定めたる事を、私に改められしなどを始めて、無道なる所行のいと多かるを人こそ知らね、決めて幽契に因る事とぞ聞ゆる。』

是讚岐院の御靈也とて、宥め進らせむ爲に、昔御合戦有りし大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇徳院と祝ひ奉り、並左大臣長賴贈官贈位行はる。少納言經基勅使にて彼御墓所に向ひて、太政大臣正一位の位記を讀懸けり。亡魂もさこそ嬉しく思召しけめと、皆人申しあへり。

玉海に、その宣命を載せて、天皇我詔旨萬止故左大臣藤原朝臣爾詔倍止勅命乎聞坐止宣。悼往天宥罪免、懷舊天飭終者、食國乃令典奈利故是以、太政大臣乃官、正一位乃階乎贈給比、崇給布勅命乎聞坐止宣。安元三年七月二十九日、とあり。

〔註〕保元物語の参考に、按、本書文路、似、崇徳院遷宮與、賴長贈官爲一日之事、據吉記、百鍊鈔等文、則崇徳院遷宮之時、賴長亦并祀耳。贈官乃與崇徳院奉諡、同是別一時也、といへり。さて愚管抄に、廿九日に、讚岐院、崇徳院といふ名をば宣下せられけり。かやうの事は怨靈を恐れたりけり。やがて成勝寺御八講、賴長左府に贈正一位太政大臣の由宣下など有りけり。さて又此年中大焼亡にて、其火大極殿に飛び付きて焼にけり。是に因りて改元、治承とありけり。又いかにもく、此院の木曾と御戦は、天狗のしわざ疑ひなきことなり、といへり。さて編年記に、治承元年丁酉八月四日壬子、諡號崇徳院とあるは、誤と聞ゆ。

又かやうに宥め進らせられけれども、猶御憤散せざりけるにや、治承三年十一月十四日に、清盛朝家を恨み奉り、太政天皇後白河帝、を鳥羽離宮に押籠め奉り、太政大臣師長以

下四十三人の官職を止め、關白殿を太宰權帥に遷し進らす。是直事たにあらず、崇徳院の御祟とぞ申しける、と記せるを、よく思惟ふべきなり。

〔註〕されば此後白河院天皇の御世には、前後にまたと比たなき大禍亂のみにて、初は藤原信賴と源義朝に困められまし、次に平相國に、次に源義仲に、次に源義經に窘みまし、次に源賴朝主に欺かれて、御大政をば掠奪はれましけり。そも玉海に委しく記されたる中に、壽永三年記に、三月十六日乙巳、天晴、已刻大外記賴業來、文談移時。此次語云、先年通憲法師語云、當今謂法皇也、和漢之間少比類之暗主也、謀叛之臣在傍、一切無覺悟之御心。人雖奉悟之、猶以不覺。如此之愚昧、古今未見來聞者也、但其德有二、若叡心有欲果遂事者、敢不拘人之制法、必遂之。此條於賢主雖爲大失、今愚暗之餘、以之爲德。次自所聞食置事殊無御忘却、年月雖遷不忘、心底給、此兩事爲德云々、とも、また同六月十七日の記に、陰晴不定、入夜光長來。去夜謁賴盛卿。傳聞、法皇去比以手輿臨幸、蒔繪師家、戸入戸内、懸尻於打板上、有御覽菱繩調備之様、被仰引出物可進之由、戲言也、然而蒔繪丸家貧、忽難得其物、然之間還御。

其後存眞實勅定之由テ、捧美麗蒔繪手宮於目上參入、稱御引出物之由、而候北面之間、周防入道能盛竊誘追出了云、昔雖陽成・花山之狂、未聞如此之事。法皇又輕々狂亂、雖不可勝計、未有此程之事、實運之盡給也、不可敢云、と云ひ、元暦元年七月九日の記に、此次賴業所談說甚多、故俊憲入道密語云、此君者指今之法皇也、偏晉惠帝也、八王之執權敢不可相違云々。其語如指掌、誠是聖人格言也云々、と見えたるにて、萬推量られたり。

さて玉海の上に引出たる安元三年七月廿九日の記に、讚岐院々號、并宇治左府贈官贈位等事、來月三日可被行、此事左府被申行云。以天神御例爲蹤跡云々。此例不似歟、已是朝家大事也。尤可有議、而無左右被行之如何之由、世人傾奇云。余案此事、偏可在叡慮、他人不可申是非事也。また同八月廿五日の條に、奉爲讚岐院今號崇徳院、被修四日八講、講師聽衆各八人、無證誠。初日依無人數、無行香、資長依爲彼寺上卿、四箇日之間參入行之、辨重方也。今日結願、如形有行香、上官等參入云々、抑彼院御國忌明日廿六日也、而強自廿二日彼始行、今日結願甚以不當也、凡每事希異也云々、とも、また廿

八日、乙未天晴、未刻大外記賴業來、召前仰雜事、奉爲讚岐院可被置國忌山陵申候由、人々被申候、前大相國、左府、中宮大夫而被定十陵之後、未無加増之例、廢何陵可加之哉、至于崇道天皇例者、追被置國忌山陵例也、彼時未被定置十陵、加之桓武天皇御惱危急之時、有此沙汰、雖然遂以崩御。其例不相似、何況彼者廢坊之人、追有天皇之號、又被置山陵、是尤足爲榮耀、是者本爲太上天皇、雖置國忌山陵、豈有尊崇之儀哉、旁可有思慮之由、經言上、仍忽停止了云。トイハセなと記され、また吉記なる壽永元年六月の條に云く、廿一日庚申、天霽、證遍已講來談世事、其中語云、夫擾亂、全非他事、宇治左府怨靈之所爲也。讚岐院知足院入道殿相加給歟、於法皇者度々雖令逢其難御、御行業超古昔御之間、御壽命長遠歟、二條六條高倉二代帝王、早以遷化、建禮門院六條攝政、又臨期之間同歸泉下給、皆是彼靈令然也。近年之間連々夢想、非無其證、此事上下雖知此由、未及其沙汰也、猶任北野之例可被祝神歟。予答云、先年有其沙汰、讚岐院被行八講、左府被贈官位了、其時神祠事有沙汰歟。桑門言談、非指才智人、又非宿老、然而示連々旨、頗入耳歟、仍記之。また同二年七月十日、記に、崇徳院

於讚岐御自筆以血令書五部大乘經給件經與非現世後世料可滅亡天下之趣被注置件經猶一作傳在元性法印許被申此旨於成勝寺可被供養之由以右大辨被仰左少辨光長爲令得道彼怨靈歟但尤可被豫議歟未供養之以前猶果其願咒於開顯之後哉能々可有沙汰之事也可恐可恐とも見ゆ【或人の此の記に因りてかの大乗經を海中に沈めさせ給ふといふは虚説なりとせりさて此御奥書の趣にても大魔王と成りて天下を滅亡せんと誓給ひし事はいと慥に知られて恐しなど申すも中々になむ】玉海にも同八月十五日丁未天晴晩頭光長來傳院宣云成勝寺之内可被立神祠之由所思食也其故者近曾以來亂逆連綿天下不靜依彼冤靈有此災難之由世之所思也仍爲令蕩其靈魂立神祠可待影降之由叡慮所一決也其間之儀可計奏者申云此事暗難計申被問例於外記隨勘申可有其沙汰歟者光長云可問左内兩府云此事社歟廟歟准八幡宮及北野宮等例者可爲廟歟云また閏十月二日癸亥天晴午刻右中辨光雅爲院御使來云々光雅仰云天下亂逆連々無了時は偏爲崇德院怨靈之由世之所謳歌也仍

院號と贈
官怨靈を恐
る

可建神祠於成勝寺中之由叡慮一決仰彼寺行事辨光長有其沙汰之處猶有御思惟去比被訪占者處占趣太不快云仍重被問可有改葬哉否之由申最吉之由仍就其趣可有沙汰之處先規已避近廢帝及崇道天皇等之例大旨雖載國史仔細不詳隨又事幽玄專難被遵行隨宜可被計行歟被仰彼息法印偏爲彼沙汰被遂行叶時議歟將又自院可被差副別使歟可令計申者兼又日時於院可被勘歟又其地如何又准廢帝等例者可被置山陵歟如此之間事委思量可令奏者【百鍊抄にも十一月廿五日院にての議定を載して崇德院宇治左府靈可沙汰事等也また十二月廿九日奉爲崇德院并宇治左大臣保元戰場春日河原可被立仁祠事始也】また十二月廿六日丙戌天晴行向大將方入夜歸來藏人少輔親經來問云崇德院可被立神祠之由有其沙汰其所如何可計申者院宣云申云此事先日依御占不快止神祠可爲改葬之由承之今仰相違如何但此條私說也於其所者暗難計申若無一定地者可然之所兩三所相定可被行御占歟とも見え【同二年正月五日乙未の條に行隆語曰我子息不論男女有靈魂託事及大亂之

時必有此事、所謂崇徳院并宇治左大臣等靈魂也、所言之事、如指掌皆以符合、可謂奇異、此事敢不口外云々ともあり。】愚管抄に、同三年四月十六日に、崇徳院并に宇治贈太政大臣の寶殿作りて、社壇春日河原保元の戰場にしめられて、範季朝臣奉行して、靈地出來たり。又預になされたる神祇權大副卜部兼友夢想ありなど聞えき、【玉海の同五月十三日の條に、式部權少輔範季來、語崇徳院廟遷宮之間蛇出來并夢想等之事、範季并俗別當兼友等、同夜有嚴重夢想云々、此次語祕事、とあり。】この事は、この木曾が法住寺いくさのこと、偏に天狗の所爲なりと人思へり。いかにも、この新院の怨靈ぞなどいふことにて、忽に此事出來たり。新院の御思ひ人の烏丸殿とて在りし、いまだ生きたりければ、夫も御影堂とて綾小路河原なる家に作りて、驗ども有りとして、やうくのさたども有りき。】

〔註〕又、讚岐院・知足院殿の靈のさたのなくて、只我家を失はむといふ事にて、法性寺殿は子ながら、餘りに器量の手かくべくも無ければにや、わが御身には強ちの事もなし。中の殿のとく失せざま、松殿・九條殿の事に逢はれやう、近衛殿の度々とられ給ひて、今まで命をいけてあそびて、此家を失はれぬる事と、後白河一代明暮事に遇はせ給ふ事などは、新に此怨靈も何も、只道理を得る方の答ふることにて侍るなり。一とたりは只やすくとある事の一大事にはなる也。讚岐より呼返し參らせて、京に置き奉りて、國一つなど參らせて、御作善候べしなどに、歌うち詠ませ參らせてあらましかば、かうほどの事有るまじ。知足院殿をも申しうけて、法性寺殿の御沙汰には、宇治の常樂院にする申して、今少し莊園ども參らせて、同じく遊びして管絃もてなしておはしまさましかば、かうほどの事はあるまじき也。

吉記の同月の條にも、朔日己未、式部權少輔範季朝臣來談云、崇徳院御粉一に影に作るは非也。社毎事未定、御正體可被用何物乎之由有議、先被尋兵衛佐局申云、年來御持佛普賢像并御鏡、當時見在、又以木御枕被奉造佛像、先被仰合左府之處、可被安如意輪・普賢二體御枕之外、右府被申云、二體之像無謂、可被安如意輪、今一體奉安如意輪、可有其勤ニヤトヘリ歟云、社司卜部之輩等、所望未事切、又可被補僧官、材木被點津々寸法

崇徳上皇
及賴長を
社に祀る

被摸稻荷下社、院司上卿民部卿也。而別當入道云、散位人有憚、加之保元敵人子也、閑院一族尤可奉行、其中大納言可宜歟。此條雖爲内々事、經奏聞、無分明仰云々。

又云、九日、崇德院社營、上卿民部卿、保元合戰、讎敵、信西入道子也、人以相傾之由、大藏卿奏聞之。仍被改皇后宮大夫云々。又云、十五日、天陰、今日賀茂祭也。今日崇德院、宇治左大臣爲崇靈神、建仁社、一作、祠と有遷宮、以春日河原爲其所。保元合戰之時、彼御所跡也。當時爲上西門院御領、今被申請、被建之。點津々材木、造營宮。遷宮之間、儀可尋注、院司權大納言兼雅、式部權少輔範季朝臣奉行之。神祇大副卜部兼友宿禰被補社司、修其事、又被補僧官、其名可尋注。故入道教長卿子、彼院御寵女、兵衛佐猶子也天下擾亂之後、彼院并槐門、惡靈可奉祝神靈之由、故光能卿爲頭之時、被仰合人々。其後行隆朝臣又奉行。又光雅、光長等朝臣奉行之、或藏人方或官方也。而今偏爲院御沙汰、範季朝臣奉行、未知可否、朝家大事、不如此事歟。先召諸道勘文、可及群議歟。事不及廣、只被仰合三丞相、有沙汰。傍輩雖不可及三公、如此大事、爭無群議哉。愚案、可被逐北野之例、神祇官強不可加歟云々。また二十六日、今日依被奉

祝崇德院、可被告申御陵三箇所云々。白河院成善提院、參議左近中將通親卿、次官中務少輔兼親、鳥羽院安樂壽院、參議左大辨經房、次官皇太后宮權亮有實、待賢門院法金剛院、參議右大辨兼光朝臣、次官紀伊守範光、使用院司、次官被用同殿上人云々。また百鍊抄に、元暦元年四月十五日癸酉、賀茂祭也。崇德院并宇治左府廟遷宮也。件事公家不知食、院中沙汰也、仍不憚神事日也。方角禁忌撰に、奉祝崇德院之間、賀茂氏輩可被忌王相方之由申之。仍仙院北賀茂邊御方違、と云へり。平家物語に、四月三日、院を神と崇め奉るべしとて、昔御合戦ありし大炊御門が本御所に社を建て、宮うつしあり。院の御沙汰にて、内裏には知看されずとぞ聞えき。と二日に係けたるは非なり。編年紀に、同四月十五日癸酉、白川中御門末、北河原東一に東字なし。造神殿、被奉崇、號崇德院、改粟田宮、保元戰場是也。源平盛衰記に、同四月十五日子の時に、崇德院遷宮あり、春日の末、北河原の東也。此所は大炊殿の跡、先年の戰場也。去し正月の頃より、民部卿成範卿、式部權少輔範季兩人奉行として被造營けるが、成範卿は、故少納言入道信西が子息也。信西、保元の軍の時、御方にて専ら事行はれ、

崇德院の粟田宮

新院を傾け奉りたる者の息男なり。造營の奉行神慮憚有りとて、成範を改められ
て、權大納言兼雅卿奉行せられけり。法皇御宸筆の告文あり、參議式部大輔俊綱卿
ぞ草しける。權大納言兼雅卿、紀伊守範光勅使を勤む。御廟の御正體には御鏡を
被用けり。彼御鏡は、先日御遺物を兵衛佐局に御尋ありけるに、取出して奉りたり
ける。八角の大鏡なり、元より金銅普賢の像を鑄附け奉りたりけり。今度平文の箱
に被奉納たり。又故宇治左大臣の廟、同東の方にあり。權大納言拜殿に著して、再
拜畢りて、告文を披かれて、又再拜ありて、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣に下し給
ふ。兼友祝ひ申して、前庭にして燒之けり。玄長を以て別當とす、故教長卿の子慶縁
を以て權別當とす、故西行法師の子、遷宮の有様事に於て嚴重なりき。玉海に、文治
二年十一月十八日、辛酉天晴、此日於院殿上有僉議、晚頭著直衣參院云々。一、御祈
事、云々、經房申云、可被始五壇法、又崇徳院御事、有沙汰無其實、殊可被尋行
也と見え、また建久二年閏十二月十四日、戊午未剋參院、以資實入見參云々。以泰
經尋動靜於女房、今日頗御痲病有隙之由所示也、崇徳院并安徳天皇等崩御之所、

神體

建一堂、可資被御菩提并亡命之士卒滅罪之勝因事、可申沙汰之由、仰泰經了、即退
出了。また、十六日庚申の條に、以右大臣被仰下云、崇徳安徳兩怨靈鎮謝之間事、且問
例、且尋人、可令計奏者テヘリ此時法皇御疾重、また廿日甲子の條に及、晚余參院兼燭也、以定長
入見參、又奏爲崇徳院安徳天皇等可被建一堂於讚岐、長門等兩州事、并崇徳院可
被預官幣哉否事。相副官外記并左内府申狀等、只宜體可令計奏、隨其趣可有沙汰、且又可問人
人云々。また、廿二日丙寅の條に、未剋云々、參院云々、又召文書見下書、仰定長令
讀官外記勘文、次第定申之。取條詞、可被鎮謝崇徳院安徳天皇怨靈一事云々、各定申了、仰左大辨直令奏、而
依御寢不能申入云々、仍人々退出了、定趣、一、崇徳院御陵邊讚岐國立一堂、可被置
佛事。一同尤申可然之由、民部卿申云、讚岐國本置佛寺、寄田園事在之云、委可被
尋歎云、件沙汰可爲院御沙汰哉、又可爲公家御沙汰哉事、人々申狀不同、但多
分可被下宣旨云々。余同之。一、國忌山陵事、兼光卿申云、此事已上或不可然、或
人一作同之、余出不審云、已建廟一に基と、擬神明、今更被置國忌山陵如何。人
人尤稱可然之由、但可問例之由、仰宗頼了。一、崇徳院成勝寺事、民部卿經房申出

此事、已上人々同之、此經房卿の議は、上に引ける吉記にも見たり。一、官幣事、大略申可被立之由、但余重出不審云、於被列四度祭并廿二社之條者、忽不可然、退委被尋之後、可有左右、先依院御惱、臨時可被奉幣歟、而三箇條可有議也。一、任寛和三年圓融院院號以後被奉幣北野之例、只自院被奉東遊走馬等、退可有公家奉幣之沙汰歟、二、只自公家任永延三年北野宮初度奉幣例、臨時可被發遣歟。三、縱雖不例、四度祭廿二社等每年二季歟一季歟定式日可被立官幣歟。此三箇條之間、一同可被申者。左大臣、左衛門督、別當、左大辨等、自公家臨時可被奉幣、此內左大臣自兩方可被奉云。右大臣、民部卿、大宮權大夫、今度只自院被奉遣、退委有沙汰可及官幣者、余當時臨時之幣公家院之間事、可依勅定、於此條者殊可隨叡慮之趣也者。右大臣申云、若有官幣者廟號無謂、尤可有別號、川原宮可宜云、人々有服膺之氣、別當云、廟號又不可有難云。余云、元曆自院被獻幣、彼時有沙汰歟、可被尋告文之趣歟。一、安徳天皇御事、長門一堂事、一同可然、國忌山陵事、同前、但可依崇徳院例、依不擬神社無奉幣之沙汰也。可問例之由仰下事等。一、雖無遺詔、不置國忌山陵例事、一、

不列四度祭廿二社之社、別預官幣例事。一、被獻幣帛於廟基若宮寺之宣命文事。一、奉祝神明之後、被置國忌山陵例事。可被尋讚岐國事。崇徳院御陵有堂舎哉事。被置何佛事哉事、寺領田園子細事、余退出了、また廿四日辰此日以宗頼奏崇徳院奉幣之間事、仰云、自公家可被立云。就之仰云、幣帛前數知何、可被召加宇治左大臣歟、將不可然歟、又使參議歟四位歟、又兼可有山陵使哉元曆自院被獻之時、被申三陵云。然者安樂壽院一所歟、將任元曆例、可被加成菩提院、白河院、理雖可然、法金剛院、雖理可然、非陵、公卿使如歟等事、可問人々之由仰了。また同廿八日壬申の條に、今日以宗頼被仰條々事等、云々。又崇徳院讚岐國御影堂領可給官符、又長門國可建一堂之由、可宣下者、皆任御定可宣下之由仰了、云々、今日被發遣山陵使、崇徳院廟可立官幣之由、被告申安樂壽院也、上卿藤中納言定能卿、使大宮權大夫光雅卿、余免告文内覽了。廿九日酉云々、此日崇徳院奉幣也。上卿權大納言隆忠卿、使宰相中將公時卿、申剋大内記長守持來宣命草、見了返給、被奉幣故左大臣廟之由、被載辭別也、無別使并別宣命也、兼被問人々也、以宗頼申昨日被仰下御返事等、入夜歸來、兩宣下

粟田宮遷移

事、讚州長門、早可_二仰下_一、長門堂事、宣旨、口宣奏覽了。また四年正月五日、酉晴、此日粟田宮有奉幣、上卿、左衛門督通親卿、辨、左中辨親經朝臣、使、左近衛權中將成定朝臣、編年記に、同八月二日丙申、一に改の字あり、號粟田宮、彼宮祭宜用、八月中西、由、被宣下畢。とあるは心得ず、そは、上に引ける文に、改粟田宮といひ、八月中西とあるも、また下に出す。諸神記には、四月の事とあればなり。五年閏八月十六日、癸酉、此日崇徳院奉幣也。使定家朝臣、上卿平中納言、辨定經朝臣、など見え、また百鍊抄に、嘉禎二年四月廿七日戊申、今日粟田宮遷座東方地、本所近河邊、依有洪水之恐、所奉遷也。經俊卿記に、建長八年九月五日、資定奏、粟田宮炎上之後、可被行條々事、仰關白被申趣被聞食了。御卜奉幣之外、不可有殊沙汰也。守護事、仰於關東知行所々者、委可相尋申、其外者猶慥可進也、兵士不然者。御裝束盜失之時、可被懸仰之由、可仰庄々。又廟家直可加譴責之由可仰。また、十日、召資定被仰云、粟田宮炎上、神火之由、兼弘一作に佐と作る、申上處、盜人之所爲云、件盜人被捕置了、無人之間及燒失之由申之、俄可下知之由仰。また、同日、資定奏、粟田宮條々、御正體間事、仰、文曆沙汰

之次第、只爲被散御不審也。只今非可被鑄改之儀、日來沙汰不可有相違。別殿事、仰聞食了、此又不可違日來。守護事、仰於原田庄者、早可致其沙汰之由、可仰武家、於進用途之庄々者、請取用途、元先歟、別當可致沙汰。不然者、返用途可進見兵士之由、可仰兩方。抑今度炎上事、爲神火之由、廟家申之云、末代事雖有御不審、被驚聞食之處、反盜人之所爲云、件盜人已露顯、日來守護體不法之條尤不便。件夜祇候之輩相尋交名可申、又以此等之次第殊可誠仰兼佐、など見ゆ。〔帝王編年記にも、同十七日夜、粟田宮御殿燒亡、盜人放火、と記せり。〕さて百鍊抄に、康元元年九月廿五日壬子、被立粟田宮奉幣使、中納言資季卿參之、といひ、經俊卿記に、正嘉元年後三月二日丁巳、天晴、參院、今日崇徳院強盜、官人章繼渡之、爲御見物、密密御幸、依退出遣御見物云。同八月十四日、資宣奏、粟田宮光輝事、また九月十九日、青蓮院宮被申、粟田宮守護廟領住人對捍事、仰、爲彼在家役、慥可令責勘之由可下知など見ゆ。また仁部記に、弘長元年七月十九日己卯、晴、云々、去十日洪水流入粟田宮之間、築垣大略壞損畢、一に事と作る、差遣官使可實檢之歟之由、先日被仰

下了。依損色文到來之間、欲申入之處、今日不得便宜、以後日可奏聞也。また、廿六日丙戌、晴、云々、未剋先參殿、越前國司一に用と作る進口一に缺字なし事、并粟田宮洪水事、所内覽也。〔また八月十四日參龜山殿、粟田宮築垣已下云々、條々以經任申入ともあり。東寺古文書に、就當院敷地耕作、爲用水、粟田宮可及水害之由、俗別當兼繼宿禰歎申云々、三月廿四日、左中辨寶莊嚴院執行御房、とあり。〕奉行院司雅俊記にいはいはく、徳治二年三月五日、公賢奏右衛門督粟田宮條々、兼顯宿禰申、高家庄去年社用事、仰、可尋申兵部卿宮、同申、同庄去々年社用相論第二度陳狀事、仰、今一度可尋申兵部卿宮、同申、同庄下司佛性庄家狼藉事、仰、早可被召出彼輩旨可申兵部卿宮。また、廟家條々、一、假殿御裝束料、武家去年公事用進事、重可被仰下武家。一、高家庄、年々社用相論事、去年十一月雖被下廟家二間訴訟、雜掌兩年不進陳狀、此上者任被定置之旨、可蒙直聖斷。同東庄去々年貢事、重可被申兵部卿宮。同下司佛性事、同被申彼官、また四月十八日、公賢奏宣慶朝臣粟田宮條々、五月廿四日、書賜兼顯、兼顯宿禰申、假殿御裝束料、武家用途是濟事、仰、急可致沙汰之由、可下

知之旨、可仰武家、など見えたるにて、その御稜威のいみじかりしほど推量り奉るべし。

粟田宮の
祭神及其
舊趾

諸神記に、粟田宮、崇徳院、宇治悪左府頼長、六條判官爲義、元暦元年四月十五日勸請、建久四年四月十五日己酉始祭、自今以後可用今月中酉日由、被下宣旨了。被立内藏寮御幣宣命、上卿民部卿經房卿、使内藏助惟宗久義、應永七年九月九日、當社神供、御精進也。大中臣日記云、建武元年七月五日、粟田社被燒拂之處、畠中重連棄身命、御神體璽御篋上の御字上に、奉出勝隆按に、玉櫛總論追加に引けるなどの字脱せしか。大中原日記には、璽御篋奉取出、文和三年、また兼敦承遷宮とあり。文和二年二月朔御再建、同六月廿一日、卜部兼敦奉遷宮、神主隆昌重連兩人更五年宛補之。〔註〕或説に、此社の舊地は、聖護院森の西北にあり。古は大廈にて、宮殿巍々たり。今舊地の字をヒトクキとも、或はシトクイともいふ。此崇徳院を謬るにや。又櫻塚と云ふも、同森の西南二町餘に在り。此悪左府の社地塚上に櫻を植ゑければ、世人櫻塚といふ。實は左府塚なり。一年靈驗ありとて、都下の貴賤群を

成して詣でしとぞ。玉葉集に、粟田宮歌合、寄海朝といふ事をよませ給うける、後鳥羽院「泊りする一夜のちぎり漕ぎわかれ、おのがさまへ出づる舟人」おなじ歌合に寄夕といふ事を、但馬守家長、「立田山ゆふくれなるの薄衣、袖に時雨はふるかひもし。」

雍州府志に、天皇廟在東山眞性院、有宸影、毎年八月二十六日修御忌、近世移東岩倉觀勝寺於此寺東、合爲一寺といひ、【雅俊記なる上に引ける文の次に、「三條前中納言申、卜部氏女申、崇徳院御影堂領、粟村庄西方年貢事、仰、早可口口兼顯宿禰」とあるは此御廟にや。】國花萬葉記にも、「同天皇尊影、祇園南安井寺眞性寺に在り、紫藤花有るに因りて藤寺と稱す。宸影、并源爲義、同爲朝の像、兩脇に立つ」とも見ゆ。

〔註〕應仁記に、粟田口には、長樂寺光堂崇徳院と記せり。或人は、崇徳院光堂は、粟田口長樂寺に在りて、後拾遺往生記なる、源親元が、東山に西土迎接の堂を建つ、とある寺なるを、後に光堂を蓮華光院内に遷し奉るなり、とも、又或は

近世葛野郡安井村なる蓮華光院を遷して、光堂の北に在りし崇徳院をも、此院内に遷し、なりともいへり。孰れか是なるを知らず。青蓮院門跡傳に、尊助法親王、土御門院皇子崇徳院御影堂爲檢使とあるは、此院のに坐すにや。明應六年の繪旨に、讚岐御化現、異于他靈地也、然近年荒廢、欲加修理、寺物在國、有名無實、云々とありとぞ。

是を以て、かの縁起にも、代々の聖主、世々の武將も、恐み崇め奉り給ふ云々。其外、或は社壇を作りて彌、崇敬し、或は庄園を寄せて御菩提を弔ふ。今の淡海・河内は、治承に御寄進、山本の新庄も、文治に賴朝大將の寄附にて侍るなり。治承・元暦の亂逆も、彼院の御怨念とぞ聞えし。又云、「實に大魔王ともならせ給ふやらむ、今も御廟所には、番の鴉とて毎日一羽祇候するなり。【鴉の事は、古今妖魅考に説はれたるを見るべし。因にいふ、戴恩記に、近衛植通公の御語とて、何事をも思立つ程なれば、半ばにしては置かず、其極に至らむ事を肝要とせしが、我飯繩の法を行ひしに、成就したりと覺えし時は、いづくにても、寝たる所の屋上に、夜半時分に鳶來て鳴き、又あり

世々の聖
主武將院
の怨靈を
恐る

御領寄進

かせ給ふ先に、辻風起りしとなりといへり。由ありげなる事なり。かの野澤の井邊に社壇を構へ、天王社と申し侍り、正面門客人には、爲義爲朝父子の影像を作りたり。平家西海に漂ひけるも、彼怨念ならずやともいへりき。此後の事どもは、吾妻鏡天曆二年乙卯四月廿九日壬午の條に、今日以備中國妹尾郷、被付崇徳院法華堂、是爲沒官領、武衛所令拜領給也。仍爲奉資、彼御菩提、被充衆僧供料云、といひ、又同五月一日癸未の條に云、武衛被遣御書於左兵衛佐局、是崇徳院法華堂領新加事也。去年以備前國福岡庄被寄進之處、牢籠之間、取替之被進妹尾畢、爲供佛施僧之媒、可被奉訪御菩提之趣、被載之。件禪尼者、武衛親類也。當初爲彼院御寵女云。勅使江判官公朝歸洛云々、又依去七月大地震事、且被行御祈、且可被滿遍徳政於天下事、

勝隆按に、もと阿野家に傳はりしを、その家より出でたる藤波氏公の譲り得て持てる文書に、讓渡所領事、備中國妹尾庄和太方領家職半分事、右所領者、外祖相傳之地也、仍子息讓與侍從季繼畢、更以不可有他妨、此所爲高野山崇徳院御骨三昧堂領之間、關東自餘之恒例臨時之課役不可勤仕之地也。然者有限御佛事米無懈怠、可被備進之矣。仍所讓渡之狀如件。正和四年五月廿三日、正四位下藤原朝臣花押、とあり。

また九月四日甲申(中略)并崇徳院御靈殊可被奉崇之由事等、被申京都。是可奉添朝家寶祚之旨二品御存念甚深之故也云、また、十二月廿八日の處に曰、又御臺所御方祇候女房下野局夢、號景政之老翁來申二品云、讚岐院於天下令成崇給、吾雖制止申不叶、可被申若宮別當者、夢覺事畢。

〔註〕鎌倉名所記に、鎌倉極樂寺切通にかゝる北山の間にある御靈社といふが、即景政を祠る由いひ、神に成れること、保元物語に見ゆ。吾妻鏡同年八月廿七日の條に云、午刻御靈社鳴動、頗如地震、此事先々爲怪之由、景能驚申之。仍二品參給之處、寶殿左右扉破訖。鎌倉志にも、長谷寺より西南方に在り。神主小坂氏は、景政が家臣の末なり。梶原村にも同社ありといひ、白川故事考に、三城目村といふにも、此人の社あり。昔白川石川の内に領地賜はりて住みしとて、竹貫郷に鎌倉

鎌倉極樂寺
景政の祠

山といふもあり。此村にて蘆毛馬を畜へ矢柄竹を植ゑず。古來崇有りとして、敢て犯す者なし。さるを寛政中に吉田家に請ひて、その免を得て、社に告げて、かの馬を畜へ竹を植ゑて、民用に便するに、崇あることなし」と記せるをも思ひ合すべし。

翌朝申事由、于時雖無被仰之旨、彼是誠可謂天魔之所變、仍專可被致國土無爲御祈之由、被申若宮別當法眼坊、加之以小袖長絹等給供僧職掌、邦通奉行之。同四年^申十月四日の條に、以右衛門權佐定經奉書被仰下之備前國福岡庄事、今日所被進御請文也、とて先日所被仰下候之備前國福岡庄事、被入沒官注文下賜候畢、而宮法印御房被令勤修讚岐院御國忌之由、被歎仰候之間、以件庄可爲被御料由申候て、無左右不知仔細令奉進候畢、此條々非別之僻事候歟、而今如此被仰下候畢、隨重御定可令左右候。御定之上、雖一事何令及緩怠候。以此趣可令披露給候。賴朝恐惶謹言、といひ、又承元四年^{庚午}六月廿日^{丙子}崇徳院御影堂領可被止地頭職之由、及寺家之訴、右大將家御時、雖有此所望、勳功之輩不可

空手之旨、被出御返事之上、今更不能御許容云。

〔註〕此より後、明月記の嘉祿三年七月九日^{十一}の記に、近日天狗狂亂殊甚とて、伊勢國なる法師が、六月十二日に、國に歸らむとせし路にて、山伏體なる異人の逢へるに伴はれ、又歸來て大内を初、法成寺等を巡見しに、寺中にて貴賤數輩列坐せるが、貴人の下知に因りて、此者に酒盃の酌を取らせて、亂舞などして遊び、又法勝寺に入り、清水寺禮堂に往くまでは覺え居しを、清水の鐘樓の下に、白布もて縛付けられて、言語飲食せず、兩三日を経たるが、彼に在りし間の事を語る中に、崇徳院當時御子鎌倉、竹中僧都參隱岐之島等云。座列亂舞之輩、或其額有角云、とあるをも致合すべし。

なども見えて、その御稜威の、かねて詔給ひしにつゆ違はず、いちはやく坐して、天朝は申すも更にて、武臣にも、天下の諸人も、深くおち恐み奉り、祈り申されし事、よく知られたり。又彼國の象頭山なる金毘羅宮にも、大御靈の大坐す事は、師翁の説に委しければ、今更申す迄もなきを、騰雲聞書ちふ物を見れば、日本國中に神多く

在す中に、何れか尊きやといふ間に、騰雲が對へて云く「先づ第一に伊勢大神宮なり。象頭山の金毘羅神は、昔崇徳院讃岐へ流され給ひ、人間界にて王に成らずむば、天狗と成りて王と成るべしと、一心に天を祈り、終に生きながら天狗と成り給へるなり。故に院の御靈を祭りたるに非ず。今に在世の事なれば、甚あらたかなる事なり。又彼山には、天地開初めてよりの天狗あり。第一の頭と成りて、木葉天狗の類にあらず。是合せて七人なり。金毘羅神は、後に人の成り給へるなれ共、人間より成り給ふ上に、位は天子に坐して、人間の大王なれば、天狗界へ入りても、上に立つ者はなき理也。依りて前々の天狗も尊敬して王と崇め申す故に、右七人の面々も尊敬致す趣、君上といふにも非ず、又配下といふにもあらず、金毘羅神の下知に附きて、凡て致す義といふ様にてあるなり。また木葉天狗といふ者は、夥しく有りて、此中に悪しき事をすれば、皆其七人の面々より是を戒め、始終は形も消ゆる様に成る也。それはた東西南北に分れて、支配をするといふ様なる役ある事と見えたり。また秋葉・日光・比叡・鞍馬等に、天狗夥しく居るなり。是等は其山限りといふ様なる者にて、外へ

天狗

は餘り出ざる也。【玄道いふ、此には大凡に天狗と稱へれど、實は神仙も山人も有る由の寅吉説ありて此に關係かへる考どもは、八十の隈手の二編に記せり。】此山の天狗の、日本世界を飛行するは、此神を信心の者ある故なり。又言語も文字も通ふは、古來よりの事ながら、別けて此神以來人界に變る事なき由なり。』とも見え、委しくは本書を披き見る。近き頃秋葉山なる異人に事へし飾屋米藏も、此宮の御神と、讃岐天皇とは、何なる故なる故ならむ、深き御心あひと聞えて、此を祝奉る御社には、必ず二柱相並び坐すと、いひしとか。また冷泉爲恭が書ける物にも、前橋なる神話にも、しか思合せ奉らるゝ事の有るなり。【此神話どもは、別に記せる物あるを、世に漏るゝ時もありば見て知るべし。】なほ此御事は、申さまほしき事のいと多かるを、とみにえあさりえねば、そは見いでたる時々にとて。【なほ師翁の玉禪は更にて、玄道がやそのくまで、またその二編、及後鳥羽天皇の末の條に出せる御靈告記をも考合せ奉りてよ。】

後鳥羽天皇 土御門天皇 順徳天皇

賤がみになげくもあやな大君のしまのいでまし思ひいづれば

後鳥羽天皇は、一院とも、本院と高倉天皇の四繼の皇子にて、尊成尊と申し奉り、御母は七條院殖子とて、修理大夫藤原信隆卿の女なり。治承四年七月十五日午時の御生にて、嘉永二年癸卯の頃、安徳天皇をば平氏のゐて奉りて、西國いせに行幸せる故に、皇祖父とます後白河上皇の勅に依り、八月廿日壬子踐祚ありて、元暦元年甲辰七月廿八日甲寅太政宮廳にて、「皇年代略記に、依大極殿未作也」とあり。此事は、玉海にもその議見えて、大道のしるべの第三卷に委しく注いへるを見るべし。】天津日嗣知看しき。三種神寶は後にこそ二種歸入らせ給へれ、此時には大坐さで御即位あること、皇祖天皇命の初て天降り坐しより、未だ有らざる例なりき。

神寶なき
即位禮

〔註〕増鏡に「御年四にて位につかせ給ひけり。内侍所・神璽・寶劔は、讓位の時必ずわたる事なれど、先帝筑紫へいでおはしにければ、こたび初めて三の神器なくて、珍しき例になりぬべし。後には内侍所しるしの御はこばかり、歸り上り給ひければ、寶劔は終に先帝海に入り給ふ時、御身にそへて沈みにけるこそ、いと口をし

けれ」とあるが如し。此御事も別に論ひ奉る物あれば、此には申さず。

此天皇平安宮に坐して、十五年天下を知看して、さて第一の御子爲仁尊に、建久九年正月十一日御位を遜らせ給ふ、これ土御門天皇にます。此天皇御母は承明門院在子と申す、其父は能圓法印とて勸修寺氏人なり。

〔註〕そは、その系圖のみならず、山槐記にも、尊勝寺執行法眼能圓、故皇后宮亮顯憲朝臣子、與中宮母儀二品同母、補ナリ法勝寺上座、即被仰執行。本執行法印靜憲、と治承三年四月下に見え、平氏と共に西狩の行幸に供奉り、源氏の爲に捕へられて、元暦二年六月二日に備中國に流されて、後は歸り來しこと、玉海・吾妻鏡・盛衰記杯に見え、明月記正治元年八月廿六日の條に、未時許、主計頭資元入來、隔障子談話、能圓法師死去云、一昨日之比歟。其娘督殿、猶昨日在禁裏之由、有其聞、近代之法耳、といひ、尊卑分脈には、父を顯憲として、勸修寺長者、母は官女、二條大宮半物、大納言平時忠辨、從二位時子同母なり。また門院は、有子、母範兼卿女、後鳥羽院妃、准春宮土御門院御母、通親公爲子、とあり。

建久六年十二月二日或は十一月十一日の御誕にて、同九年三月二日或は二日庚子とす日繼を受
 けさせ給ひ、天下を十三一に二とあり年知看して、御弟守成尊に譲り奉りませり、此順徳天
 皇に坐す。父皇第三(一に二とあり)御子なり。この天皇、建久八年九月十日卯時の御生にて、御母は修明
 門院重子、贈左大臣藤原範季が女なり。正治二年四月十五日、皇太弟に立たせ給ひ、
 承元四年十一月廿五日、御年十四にて御受禪有りて、十二月廿八日壬午、天皇の位に
 即給ひ、十一年天下を知看して、承久三年四月廿日、御子懷成尊に御讓位あり、此を
 九條廢帝と申す。【故仙洞三柱坐しけるを、本院中院新院と申し奉れり。又此後、永
 仁中には、仙洞四所まし、正安中には五所坐し、事もあり。】そも此四柱天皇たちよ、
 故翁達の説はれし如く、妖賊北條義時・泰時が爲に惱され給へる事は、いま聞奉る
 さへも、いと心ぐるしく、すべなきまで悲しくあさましきわざなれど、おろく／＼申
 出でむに、後鳥羽上皇かねて彼逆賊の逆しふるを甚く憤らせ給ひて、征罰めさせ給
 はむとの御志ありて、承久三年五月に此舉ありしを、
 吾妻鏡に、三月廿二日丁未、波多野次郎朝定爲二品使進發伊勢大神宮、是今曉有

人もをし
の詠

二品夢想、面二丈許之鏡浮、由比浦浪、其中有聲云、吾是大神宮也、天下於鑒留仁、世
 大仁亂天、兵於可徵、泰時吾於瑩者太平於者、仍殊疑信心、朝定爲祠官外孫之間、故
 以應使節。また四月十七日辛未、朝定自大神宮歸著、願書付祭主神祇大副隆宗朝
 臣訖由申之、とあるは、實は此御征伐の事を早く賊等が聞知りて、託言せしにや、
 いと訝しきことになむ。又嘉禎四年閏二月十三日の條に、去建保年中道昌朝臣於水無瀬殿、自若
 虹貫日之由奏聞之時、孝重朝臣申敗之變者、今暈也、と云事あり。若
 聊かゝる御託の有りしにまれ、泰時吾を云々とは、例の潤色にや。さらずば妖魔
 の所爲ぞかし。先師の玉響に曰く、其頃の大御歌と聞えて、續後撰集に、題しらす、
 後鳥羽院とて、「人もをし人も恨めしあぢきなく、世を思ふゆるゑに物思ふ身は」と
 見え、【一首の意は、天下の政のさま御心に叶はず、かくては終に世はいかに成り
 行くらむと、宸襟安からず思召すにつけて、何某が生きて在らむに、御力になる
 べきものをと、惜しみ思召し、誰がしが世になくば、物思ふことの有るまじき物を
 と、恨めしくも思召さるゝ由なりと、人々の解きたるが如し。】増鏡に、此天皇の何
 事にも勝れさせ給へる事を申し述べて、中にも敷島の道なむ、勝れさせ給ひける。

御歌かず知らず、人の口にある中にも、「奥山のおどろが下も踏分けて、道ある世ぞと人に知らせむ」と侍るこそ、政ごと大事と所思されけるほど著く聞えて、最いみじく、やむ事なく侍れ」と有るなどを思ふべし。【此御歌、新古今集の雜部に
出されて、住吉の歌合に、山を、太上天皇、とあり。】また續後拾遺集に、題しらず、
順徳院とて、「百敷やふるき軒端のしのぶにも、猶あまり有る昔なりけり」とも見
えたり。「一首の意は、内裡の軒端に、忍草の生るほど衰へたる御世なれば、盛な
りし古へを思し出でらるゝに、忍び慕ふにも餘りある、古天皇達の御榮えにて
在しけりと、是また北條を憎ませ給へる御歌なり」。玄道因に云、安積覺説に、隱
太子建成傳、秦王以美田給淮安王神通、而張婕妤爲父丐之。帝手詔賜田、
詔至、神通已前得、不肖與、婕妤妄曰、詔賜妾父田、而王奪與人。帝怒召秦王讓曰、
我詔令不如爾教邪、按高祖此語、絶與後鳥羽上皇寵倡龜菊責北條義時語、相
似、高祖遭禁門蹀血之變、而克其終。上皇以順討逆、師出有名、而謀謨不臧、將
相非其器、一敗塗地、竟羅播遷之禍、悲夫、と云へり。此は或人も云へる如く、姦

關東討伐
の意は
集に現
る歌

賊に詔諛ふ徒の杜撰ならむも知るべからず、そも別に論はむとす。】とあり。ま
た後鳥羽天皇御集を見奉れば、神祇の御歌に、「いすゞ川たのむ心し深ければ、天
てる神も空に知るらむ」「ちはやぶる神ぞ知るらむもろかづら、一方ならずかくる
たのみを」「かこたれじ過にしかたを思ふにも、頼むしるしに一にをと作り三輪の山本」
「みもすそやたのみをかくる神風の、心に吹かぬ時のまぞなき」、また「諸神をたの
みしかひぞなかりける、井手のしがらみ手にはくまねと」、「神風や豊さかのぼる
朝日かげ、くもりはてぬるみを歎きつゝ」、「あはれしれ神の恵は知らねども、伊世
までなほもかくる頼みを」、「住吉の神のしるしとたのめども、心の中に松は年へ
ぬ」、「かはらじと頼みしものを足曳の、山の南の松風の聲」、又「ながめばや神道の
山に雲消えて、夕の空をいでむ月影」大空にちぎる思ひの年も経ぬ、月日もうけ
よ行末の空、「かくれなく照らせばうれし神風や、あふぐ心の深きおくをも」。順徳
天皇の紫襟和歌草に、「つま木とるそま山人のしをりして、道ある程の行末もがな」
「おく山の柴の下くさ自から、道ある世にもあはむとすらむ」、「日をへても尙や頼

まむ月よみの、かはらぬ蔭にすまむ限りは、また、「天が下ふるにかひあるたのみかな、山田の原の神のめぐみを」、「人心みたらし川の清きせに、すみにされるも神やうくらむ」、「神さびて昔も遠き住吉の、松にかひある言のはもなし」、また「神道山たのむ木蔭のしげければ、降るとも雨にぬれむものは」、「八幡山高き峯より照らす日の、春の光に身をまかせつ」、「今ぞしる北野の松の蔭しげみ、あまるは神の恵みなりけり」、「一すぢにたのむも神のちかひぞと、思ふもうれし行末の空」などあるにて、早くより征賊の御心のほどは推量り奉られたり。

承久の變
賊徒は、やがて此を聞き奉りて、諸人を集めて議りけるに、足柄宮根を固めて、官軍を相待つべしといふ徒の多かるに、大江廣元が議に因りて、東海道に泰時・時房二賊、十萬餘騎にて京を指して攻上り、東山道は武田信光が五萬餘騎、北陸道は朝時が四萬餘騎にて、凡て十九萬餘手向ひ奉りて、處々の官軍利なくして、上皇等も、主上・六條宮冷泉宮も、叡山に御幸・行幸なりしかども、衆徒の微力にて、東賊を防ぎがたき由奏せしかば、また高陽院に還御あり。此時に官軍を御後に従へ給ひ、眞前に御旗を

立てさせられて、鳳輦を向けて、御自征出で給ふ程ならば、官軍の力も萬倍して、東夷をば殲滅させ給ふべきを、さる事の御心つきもなく、かく東西にさまよはせ給ひしは、あかず口惜き御事と、先師の返すべく論はれしは、實にさる語にて、今更に髮さかだち、やさかのなげきのみせらるゝはや。【玉だすきに、玉鏢百首に、「鎌倉の平のあそが逆わざを、うべ大君の怒らせりける」、また、「隱岐のしま弓矢かくみて幸ましし、御心思へば涙し流る」、また「思ほさぬ隱岐の幸行きく時は、しづの男吾も髮さかだつを」と詠れたり。實にもその大御心のうち想ひやり奉れば、ほとく拳も握らるゝかしたもあり。此始末委しく承久軍物語・吾妻鏡等に依りて見るべし。】また増鏡にも、賊徒が寇なひ奉りし事をいひて、「荒磯にたか潮などのさし來るやうにて、泰時と時房と亂れ入りぬれば、いはむ方なくあきれて、上下只物にぞあたり惑ふ。東よりいひおこするまゝに、かのふたりの大將軍謀ひおきてつゝ、保元のためしにや、院の上、京の外にうつし奉るべしと聞ゆれば、女院宮々所々におぼしまどふ事さらなり、本院は隱岐の國におはしますべければ、まづ鳥羽殿へあじろ車のあやし

げなるにて、七月六日入らせ給ふ。けふを限りの御ありき、あさましくあはれなり。物にもがなやと、おぼさるゝもかひなし。その日やがて御ぐしおろす。御年四そち
 に一つ二つやあまらせ給ふらむ、まだいとをしかるべき御程なり。信實朝臣召し
 て御すがた寫しかゝせらる。七條の院へたてまつらせ給はむとなり。かくて、同
 じ十三日に御舟に奉りて、遙かなる波路を凌ぎおはします御心地、この世のおなじ
 御身ともおぼされず、いみじ。いかなりける代々のむくいにかと、うらめしく、新院
 も佐渡の國にうつらせ給ふ。まことや七月九日御門をもおろし奉りき。この卯月
 かとよ、御讓位とて、めでたかりしに、夢のやうなり。七十餘日にており給へるた
 めしも、これや初めなるらむ。

史をよむ
 方に勝負
 事と見ふ
 とす可きこ

〔註〕源君美が、史類を讀むには、勝方負方といふ事を看破せざれば、實事を得が
 たしと、返すく論ひ、或人も、陸秀夫が舟中にて大學を講せし、平家の舟中にて
 除目を行はれし事など、後世の笑ひ草なれど、衆心の動かざる爲に爲し、一策な
 るべし。さなして、舟中にて軍の手配の外に、何の爲す事もなければ、將は降ら

むとし、士卒は逃れむとする謀を爲さむも、謀るべからざればなり。其旨は、嬰城中
 にて和歌を講せしも、別意に非るべし。されど此を誹る人なきは勝方なれば也、
 と論へるも、さる説どもにて、此の御軍のうへにも、比へ奉るべきことなりかし。
 こは九條御門にて、皇代記に、諱懷成、順徳第三子、母東一條院藤光子、後京極殿
 御女、治三ヶ月、歴代皇記には、第一皇子、東寺年代記には、號三佐渡太
 子、在位四ヶ月、或説に、三ヶ月、治九十八日とせり。建保六年十月十日戊申
 寅時誕生、十一月廿一日己丑爲親王、同廿六日甲午爲皇太子、一承久三年四月廿
 日甲戌受禪、四七月九日辛卯被_二弃_一置神璽、鏡劔於閑院殿、令入九條殿給。皇記に、
 依二院
 合戰一也、天福二年五月廿日崩。年十七、但し五月を、もと十一月とあるは誤なり。
 百鍊抄に、文暦元年五月廿日戊午崩御、承久亂逆之後、御同所子女院九條
 殿、御心勞
 之外無他、御年十七、未及御首服。類聚大補任にも、五月廿日崩、十七、終無御元
 服、同廿三日辛酉葬、と見え、増鏡皇年代略記紹運録にも五月とあれば改めつ。』
 と見え、【紹運録に、御女和徳門院義子内
 親王、母法印性慶女、女院小傳に、正應二年十二
 月七日薨御とあり。】吾妻鏡にも、九日踐祚也、先帝於高陽院皇居遜位、密々行

幸九條院、戊剋新帝持明院二宮、春秋十歲、自持明院殿被還御閑院御車、其間自持明院迄于禁裏軍兵警衛路次、といひ、皇帝紀抄に、九日持明院第三若宮有踐祚、とあるは、後高倉院太上法皇守貞親王本院御同母の御兄宮にます、第三の御子、茂仁尊と申して、これ後堀河天皇にませり。【皇代記に、高倉院孫、後高倉第三子、母北白河院入道中納言基家卿女、治十一年、建曆二年壬申二月十八日乙未子時誕生、承久三年七月九日辛未踐祚、十歲。同十二月一日庚辰卽位於官廳、皇年代略記同私記なども同じく、御母を准三后從三位陳子とあり。】

さて上達部・殿上人、それよりしも、はた残るりなく、この事にふれしたぐひは、重く軽くつみにあたるさまいみじげなり。

そも此は、元叡慮には出でず、謀臣が申し行へる由の院宣あるを、狂賊等が申請へるに依りて、張本の公卿等ぞとて、按察使光親卿武田信光が預、中納言宗行卿小山朝長、二位有雅卿小笠原長清、宰相中將範茂卿式部丞朝時、宰相中將信能卿遠山景朝をば、諸國に率て往きて失はれ給ひ、大納言忠信卿千葉胤綱が預のみは、鎌倉に親ありとて免れて上られ、西面衆

たる藤原基朝・平有範・源廣綱・大江能範、及熊野法印號小松、天野四郎左衛門尉等は、京にて殺すなど、ゆゝしなどいふも更にて、甚しき禍災なりけり。【吾妻鏡に、凡今張本之卿相以上、皆於洛中可處斬罪、趣、雖有關東命、城外儀可宜由、武州計云、ともあり。武州とは、賊魁泰時が事也。】中にも按察卿は、吾妻鏡に、宏才優長、今度次第殊成、競々戦々思、頻有達君於正慮之處、諫議之趣頗背、叡慮之間、雖進退惟谷、書下追討宣旨、忠臣法諫而隨之謂歟、其諷諫申狀數十通殘留仙洞、といひ、安貞官史記の後付此は、古き無名氏の隨筆なるを、決めて壬生氏のなるべし。に、此院天下の事を被思食立マける時、長房卿は諫めかね奉りて、遂に出家于時右大辨宰相、天下事露顯の時、光親卿は、天下の事偏に我が申行ひたる事也とて、六波羅へ被捕ける時も、車に乗りながら、遣入れてけり。遂被誅了。此兩人は天下の賢人也。殷三仁も如此事歟、とあるは、げに諾なる説にて、今も此卿の親ら書かれし院宣の傳はれるがあり。文は異本承久物語をば、にも出てたれど。右辨官下五畿内諸國・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・太宰府、應早令追討陸奥守義時朝臣身、參院廳蒙裁斷、諸國莊園守護人、地頭等事、右内大臣宣奉勅、近曾

稱關東之成敗、亂天下之政務、纔雖帶將軍之名猶以在幼稚之齡、然間彼義時朝臣、偏假言詞於敎命、恣致裁斷於都鄙、剩耀己威、如忘皇憲、論之政道、可謂謀叛、早下知五畿七道諸國、令追討彼朝臣身、兼又諸國莊園守護人、地頭等、有可經言上之旨、各參院聽、宜經上奏、隨狀聽斷。抑國宰并領家等、寄事於綸綍、更勿致濫行、繹是嚴密、曾不違越者。諸國承知、依宣行之、承久三年五月、大史三善朝臣、大辨藤原朝臣、【吾妻鏡に、十五日京都飛脚下著、申云、按察使光親卿被下右京兆追討宣旨於五畿七道之由云。關東分宣旨御使、今日同到著云、と同十九日の條に云へり。】とあるを、拜見るに、かの龜菊が云々といふは、已く或人も論へる如く、賊徒に諂諛へる妄賊の口實にて、凡て信るに足らざる事をも悟るべし。【凡て史類は、和漢ともに、さる心おきてして見るべき事、平維章・多田某・平貞丈も論へりき。】實や、此卿のいみじき眞丈夫にて、古くは藤原良繼卿の如く、躬ら罪を一身に負はれしは、此世ごろに取りて、いとくむつかしく有難く所思るまゝはに、其徳をも顯しがてらになむ。【此は、或人の、唐徳宗が事を引きて論へるは、さる

言には聞ゆれど、そも、かの臣陸贄が敎に因りてこそあれ、豈徳宗が心に出でし言ならむや。

後鳥羽殿
上
皇鳥羽
幸
に遷

承久物語にも、上皇鳥羽殿へ入らせ給へば、四方を圍みて、きびしく守護し奉る。玉體のみぎり、近づき参らする公卿、殿上人も参らず、錦帳の下によそほひなし、女御更衣も従ひ奉らず、たゞ御一所おはします、御心のほどこそあはれなれ。吾妻鏡には、上皇自四辻仙洞遷幸鳥羽殿、大宮中納言實氏左宰相中將信成左衛門少尉能茂以上三人各騎馬、供奉御車之後、同八日、一院御出家遊ばすべき由、六波羅より申し入れければ、即ち御室の道助法親王を召されて、御戒のこととして、御かざりを下させおはします、忽ちに花の御姿をかへさせ給ひて、黒染の御衣をめさるゝにも、御涙にぬるゝ計り也。【紹運要略に、承久三年七月八日、於鳥羽離宮出家、四十二、御法名金剛理、去六日奉遷此宮、と記せり。皇年代略記・紹運録などには、法名良然とあり。金剛理とは灌頂の時の御名にや。】すなはち御姿をにせるにうつさせ、信實をめて七條院へ奉らせ給ひければ、女院は御覽じもあへず、御目も昏ませ給ふ心地し

法體の御
畫像を七
條院に奉
り給ふ

吾妻鏡に
は法體に
非ざる御
影とせり

給ふ。その後修明門院をさそはせ給ひて、一つ御車に召して、鳥羽殿へ入らせ給はむとの由を窺ひ給へば、法皇御簾を引きやらせおはしまし、龍顔を差出させ給ひて、今はとくく御返り有るべきよし、仰せられければ、御兩所の女院、御目もくれてたえいらせ給ふも理なり。【吾妻鏡にも、今日上皇御落飾、御戒師御室道助、先之召信實朝臣被模御影、七條院誘警固勇士、御幸、雖有御面謁分、只抑悲涙還御云】同じき十三日、法皇隱岐國へ遷幸あるべき由、きこしめせば、やがて御ふみ遊ばして、九條院へ奉らせ給ふが、君しがらみとなりてとめさせ給ひなむやとて、すみぞめの袖になさけをかけよかし、なみだばかりはくちもこそすれ、ときこえければ、御めのとの卿二位殿、あわてゝ参らせ給ひ、玉體を見参らせ給ふに、譬へむかたもなき御ありさまなり。七條院、修明門院も御幸ありて見奉らせ給ふ。たがひの御心中、いか計りの事か思しけむと、あはれなり。すでに御出と聞ゆれば、供奉の殿上人には、内藏權頭清範、【歷代皇紀に、自播州賀古川歸京、能茂追參故歟、蓋御氣色也】吾妻鏡には、甲冑勇士圍御輿前後、御共女房兩三輩、内藏頭清範入道也。但彼入

後鳥羽院
西向

道自路次、俄被召返之間、長成入道能茂入道等、追令參上云。【さゑもんのすけよしもち入道、出羽のせんじ重房、くすしは、せやくのむなかなり入道、皇紀に、施藥院使和氣長成、女房には、伊賀局皇紀に、女房舞女龜菊奉隨也、参りけり。都を過ぎさせおはしまして、みなせ殿をすぎさせ給ふ時、たちこむるせきとはならでみなせ川、きりなほはれぬゆく末のそら。せめては此にてもあらばやなどと、おぼしめすこそいたはしけれ。播磨國をも過ぎさせ給ふ時、こゝはいづくぞと御尋ねありければ、明石の浦と答へ申しければ、都をばくらのやみにこそ出でしかど、月のあかしのうらにきにけり。白拍子龜菊御ともに侍りしが、月影はさこそあかしのうらなれど、雲の秋ぞなほも悲しき。美作と伯耆との界なる中山をこえさせ給ふとき、むかふのきしに細路あり、いづくへ通ふ道ぞと御尋ね有りければ、都へ通ふ古き道にて侍りと申しければ、都人たれふみそめてかよひけむ、むかふの道のなつかしきかな。七月廿七日には、出雲のくに大濱の湊みほがさきと申す處につかせ給へば、御供のぶしどもは、みなく御暇給はり、都へ歸上りける程に、法皇御涙のひまより、修明門院、【吾妻鏡に、付彼便風

法皇隱岐
に著御

被_レ獻_レ御歌於七條院并修明門院等_一とて、たらちめの消えやらでの御歌を此に入れ
たり、六代勝事記も同じ。へ御書をおくり奉らせ給ふが、しるらめやうきめをみほ
のはま同書に浦とありちどり、なくくしぼる袖のけしきを。これより御船に召し、雲の波
けぶりの浪をこぎすぎて、八月五日丙辰と申すには、おきの國阿摩の郡かり田の郷と
申す處につかせ給へば、領主あやしき御所を造り設けて、うつし奉る。海水岸をあ
らひ、山風木をわたること、はげしかりければ、【吾妻鏡に、不知銀兔赤鳥行度、只
離宮之悲、城外之恨、増惱_レ叡念_レ御計也、とあり。】法皇かくぞおぼしめしつとけ、
「我こそはにひしまもりよおきのうみの、あらし波風心してふけ」と、あはれなり
し御ありさまなり。さてもおきの法皇の御ありさま、あはれにおはします由、都へ
きこえければ、家隆卿、或人のたよりに、ねざめしてきかぬを聞きて悲増鏡に、わしき
びとありは、あらいそ波の曉の聲、【かく聞上げられしに就きても、玉だすきに論ひあり、披
見るべし。】七月廿二日、皇紀・吾妻鏡に
二十日とす。順徳院、佐渡へ遷幸あるべき由、聞えけり。供
奉の人々には、冷泉の中將爲家朝臣・花山院少將能氏・甲斐左兵衛のすけ範經、上北

家隆卿の
御贈歌

順徳上皇
幸佐渡に遷

面には、頭左衛門大夫康光、女房には右衛門佐以下三人、【吾妻鏡に二と作り、又
國母修明門院、中宮一品、前帝以下別離御悲歎不遑甄錄、皇紀に、別當局、範朝卿女
供奉、勝事記には、女房二人、殿上人二人ばかりにて、夜をこめて都を出させ給ふ。
鎌倉志に、比企能員が末子に、大學三郎といふ者、文士と爲り、天皇に仕へ奉り、佐渡
に御供申す。後鎌倉に下り、法名を日學と云ふ」と見え、佐渡の卷には八人とす。】參
り給ふ。かくはきこえしかども、爲家朝臣は一まどの御送りをも申されず、都にと
どまり給ふ。【此父子等の忠實ならぬ行ひ、歌人等の論ども、玉だすきに見えたる
が如し。】花山院少將は、いさゝかいたはることありとて、道より歸上られければ、
いとゞ御心ぼそくぞおぼしめしける。越後國寺泊につかせ給うて、【越後名寄に、
「天皇遷御ありて、御船よそひの間、驛長菊屋某が館の庭に構へし磯山の中段に、平
なる地有り、是ぞ皇居の御址と申傳ふ。】御船にめさむとしける時、左兵衛の佐範經、
やまひ大事におはしけるが、御船にも參らず、やがて彼所にてうせ給ひけり。【皇紀
に、左少將宣經、左兵衛佐範經と記して、兩臣自路歸洛、範經於途中卒とあれど、吾妻

鏡に、羽林依病自路歸京、武衛受重病留寺泊浦、凡兩院諸臣存歿之別、彼是共莫不傷嗟哀慟、と云へり。】新院は、かれ此におくれ給うて、御心細さ限りなかりければ、御送りの武士ども、今日ばかり、あすばかりと、とめさせ給ふが、佐渡國にも著き給へば、みなく御いとま給はり、歸上りければ、御文をあそばし、九條院へ贈らせ給ふ。そのおくに、ながらへてたとへば末にかへるとも、うきはこの世の別れなりけり、ときこえ給へば、九條院御顔に押當て、なげかせ給ふことたとへむかたなし。或時便りありけるに、御返し有り、「いとふともながらへてふる世の中の、うきにはいかで春をまつべき。」

増境に「此御門の皇后東一條院の事を申して、「山里の御すまひにて、いと心細くあはれなる世を、つきせずおぼし歎く。此宮は、故攝政殿後京極の姫君にて、物し給へば、歌の道にもいとかしこ渡らせ給へば、大かた奥深うしめやかに、重き御本性にて、はかなき事をもたやすく漏らさせ給はず。御琴なども限りなきねを弾取り給へれど、をさくかき立てさせ給ふ世もなく、あまりなるまでうも

新選佐渡
風土記に
載せられ
たる順徳
院の記事

れたる、御もてなしを、佐渡院も限なき御志の中にあかすなむ思ひ聞えさせ給ひける。かの遠き御別れの後は、いみじう物をのみおぼし碎けつゝ、いよく沈みふしておはしますに、古く仕う奉りける女房の、里に籠りゐたりける許より、あはれなる御消息を聞えて、十月一日のころ、御衣更の御ぞを奉りたりける御返事に、「思ひ出づるころもはかなし我も人も、見しにはあらずたどらるゝ世に」又御手習のついでに、からうじて漏れけるにや、消えかぬる命ぞつらき同じ世に、あるもたのみはかけぬ契を、さこそはげにおぼし亂れけめ。おろかなる契だに、かゝるすぢのあはれは淺くやは侍る。いかばかりの御心の中にてすぐし給ふらむと、いとかたじけなし。とも記せるを、今さへも、やらむかたなく、あはれにかなしく思察し奉られて、また此攝政殿も、御兄良通公も、皆よき人にておはし、を、或は變死せられ、或は天薨せられしは、共に妖賊の手に出でたる事ならむとこそ思はるれ。新選佐渡風土記に曰、「寺泊り津より、當國眞野の浦へ著かせ給ふ。女房には右衛門佐の局外官女五人。始は眞野浦に住ませ給ひける。』或人云、眞野山の西は、入江にて、

後鳥羽天皇 土御門天皇 順徳天皇

尾河内川・真野川・國府川・石田川等ありて、海に入る。此邊を戀浦といふ、御船此に著かせ給ひしとぞ。【其後は八幡村に遷幸なりぬ。八幡村に皇居の跡あり。】さて供奉の人々も都へ歸り給ひぬ。又此村の下藩に、運公と云ふ僧を運公の官の事、當國の舊説也、追て可考。下し給ひて、常に宮仕へ致しける。又越の寺泊の湊より、當國真野の浦へ御著舟侍りて、岸に上りなむとし給ふ折から、何とてか落させ給ひけむ、御さすがの海中へ落入る時に、御製、「つがの間も身をはなたじと契りしに、水の底にもさや思ふらむ」と遊ばしければ、さすが自然と波上へ浮出でて、御手に入にけり、と申し傳ふ。此さすが當國の役人本間某方に代々持ち傳へたり。又御手にふれける御扇、御花生等、今に有りけりとぞ。或比御船に召されて、澁手村の戀が浦へ御幸成りけるに、遙に隱岐院の遠き波路を隔て、如何御坐すらむと、御身の上思召しやられて、いとかなしう戀しくおぼしめし、御製あり。沖とは隱岐の事にや。又戀忍び給ひし澁手の浦を、戀が浦とは、夫より申傳ふとも云へり。「いざさらば磯打つ波に言問はむ、沖の方には何事かある。」

六條宮但馬に移御

同廿四日、六條の宮三品雅成親王と申奉る。は、但馬國にうつされ給へば、常陸坊昌明預り奉る。

冷泉宮備前に移御

【皇帝紀抄にも、廿四日、奉渡但馬國、吾妻鏡に、法橋昌明可奉守護之由、二賊が下知を加ふとあり。】同廿五日れいせい頼仁親王にます。の宮は、備前國豊岡庄兒島に遷され給へば、佐々木信實法師これを守護し奉る。【皇帝紀抄に、廿五日、冷泉宮奉流備前國。吾妻鏡に、信實受泰時賊命、令子息等奉守護之、また阿波宰相中將信成・右大辨光俊朝臣等赴配所と云へり。】此みやく御あとの御なげきども、申すもおろかなり。なかにも、修明門院の御歎きの有様こそいたはしけれ。法皇は、おきの國に遷され給へば、月日の西に傾かせ給ふにも、御ことづてせまほしくおぼしめし、新院の佐渡國にうつされおはしませば、雁がねのおとづるゝにも、御行方問まほしくおぼしめす。人家をてらす螢火は、御思ひと共にこがれ、遠山にみてるくもさきは、御歎きと共にはれやらず、新院の御かたみととぞ。七條院先帝御兩所おはしませども、御らむせらるゝをりくは、御慰みとはならで、いとせむかたもなき御歎きのみとぞなれりける。七條の女院は、老いたる御身には、いつともごし給はね

後鳥羽院七條院御贈答

後鳥羽天皇 土御門天皇 順徳天皇

土御門上
皇土佐に
遷幸

ども、都へ歸らせ給はむ事、けふやあすやおぼしめす御歎きの色、日に従ひてま
 さらせ給ひつゝ、おぼしめししづませ給ふよし、隱岐の法皇きこしめして、「たらち
 ねのきえやらでまつ露の身を、風よりさきにいかでとはまし。」七條院御返し、「中々
 におきふく風のたえねかし、おとづれくればつゆぞこぼる。」また増鏡に云く、「中
 院土御門天は、初めよりしろしめさぬ事なれば、あづま東夷と承久にもとがめ申さねど、
 父の院は、遙かにうつらせ給ひぬるに、長閑のほかにて京都にてあらむ事、いと恐れあり
 とおぼされて、御心もて、その歲閏十月十日、土佐國のはたといふ所に渡らせ給ひ
 ぬ。【歷代皇紀に、閏十月十日、土御門上皇移御土左國、右少將雅具、侍從俊平、女房
 一兩供奉、定通卿寄御車。皇代記には、十一月一日辛亥、令向土佐國給、といひ、
 皇年代略記には、十月一日とす。紹運錄も同じ。】去年の二月ばかりにや、若宮いで
 き給へり。承明門院の御せうとに、通宗の宰相中將とて、若くてうせ給ひにし人の
 娘の御腹なり。やがてかの宰相の弟に通方といふ人の家にとりめ奉り給ひて、
 【註】此後嵯峨天皇にます。皇年代略記に、諱邦仁、土御門院第二皇子、母贈皇后

上皇阿波
に移御

宮源通子、贈左大臣通宗女紹運錄頭註に、按正統記、皇記、略記、以帝爲第二子、可疑、皇帝系圖
第三子、王、第四子、近是とあり。皇記一説には、第四子とし、立川年代記には
 第三子とす。承久二年二月廿六日庚辰誕生。仁治三年壬寅正月廿日癸卯、踐祚於大納
 言隆親卿冷泉萬里小路第二云々、とあり。大道のしるべの八幡大神の段に云ふを
 合考ふべし。
 近く侍ひける北面の下臈一人、召次などばかりぞ、御供仕まつりける。いとあやし
 き御手輿にて下らせ給ふ。みちすがら雪かきくらし、風ふきあれ、ふゆきして、來
 しかた往くさきも見えず、いと堪へがたきに、御袖もいたく氷りて、わりなき事多
 かるに、うき世にはかかれとてこそうまれけめ、ことわり知らぬわが涙かな、せめ
 て近きほどに、あづまより、奏したりければ、後には阿波國に遷らせ給ひにき、と
 申し、承久物語にも、十月十日、土佐國に遷幸あるべきに、さだめられけり。たかつ
 かさ、までのこうち、【玄道因みに云、萬里をマデといふは、クツマルのマリといふ
 を忌みてにや。古く中右記、吾妻鏡には萬利と書ける處もあり。】どの、御所より御
 出あり。外戚の土御門の大納言定通卿参りて、泣くく御車を寄す。御供には少

將定平・侍従さだもと。あはれなる御事ども多かりけり。【吾妻鏡に、閏十月十日
 庚寅、土御門院遷幸土佐國、後移阿波國土御門大納言定通寄御車、君臣互咽悲涙、女房四
 人、并少將雅具、侍従俊平等、候御供。此君大化旁流萬邦、慈惠充滿八埏、御之間、不
 申行遂日緒之處、緯起於叡慮、忽幸于南海】須磨赤石の夜の浪の音、たかさご尾
 上の曉のしかの聲、神無月十日あまりのことなれば、木々の梢、野邊の草むら、霜枯れ
 行くけしきなるに、御袂の上は、秋を残して露深し。さぬきの屋嶋を御らむずれば、
 安徳天皇の御事をおぼしめし出され、松山を御らむじては、崇徳院の御事をおしは
 からせ給ひて、なにごとにつけても、今は御身一つの御事におぼしめし沈ませ給
 ふぞあはれなる。かくて土佐の國につかせ給ひて、【勝事記に、鳥の聲もせぬ深き山
 の雪を凌ぎてぞおちつかせ給ひける。】しばらく住まはせ給ふ處に、御すまひちいさ
 く侍る由申せば、それより阿波國に移らせ給ふほどに、阿波と土佐と兩國の中山に
 て、俄に大雪ふりて、前後の道もわけがたく、かよちやうも歩みかね、ぐぶのともな
 くて、御輿を側にかきする奉りければ、院御涙ぐませ給ひて、「浮世にはかゝれとて

番匠をし
 て暖を取
 らしむ

こそ生れけめ、ことわり知らぬわがなみだかな」とおぼしつけ給ふぞかたじけな
 き。ぐぶの中に番匠一人候ひけるが、見め形よかりければ、侍次郎と名づけられた
 り。「ゐなかにては造作もなさるまじければ、番匠はふようなるべし、只都に留るべ
 し」と仰せけれども、あながちにすゝむで御供に参りけるが、只今の折ふし。てをの
 もて木に登り、枯れたる枝どもきり下ろし、御こしの前後に取積みて、たき火にし
 ければ、君をはじめて、ぐぶの人々あんどの思ひをなし給ふ。君御心のびさせおは
 しまして、「番匠只今大切なり」とぞ仰せられける。夜も明け、雪もうすらぎければ、
 御送りの人も参りかさなり、むかへのともがらも、進み加はりければ、よやうく
 阿波國へならせ給ひて、「うらく」によする白浪ことゝはむ、おきの事こそきかまほ
 しけれ。」

〔註〕皇代記には、後日令遷阿波國給とのみなるを、皇年代略記には、閏十月十日、
 依隱岐院俄奉移阿波國。紹運録も同じ。紹運要略には、承久四年閏十月十日、奉
 遷土佐國、同年月日、奉遷阿波國と記せど、吾妻鏡には、此を貞應二年に係け

て、五月廿七日、土御門院自土佐國可有遷御于阿波之間、祇候人數事、尋承之、可注進之旨、被仰遣阿波守護小笠原彌太郎長經之許、四月廿二日、爲御迎已進人於土州訖之由、長經所言上也、とあれば、阿波國に遷幸ありしは、此二年なること明なり。吾妻鏡嘉祿三年二月十三日の條に、阿波院御所造營事、有其沙汰、於寢殿守護人小笠原彌太郎造進之、藥屋外柳用途料者、諸御家人所被差充也。各所課用途料事、就豊後前司可令執進返抄之由、被仰下訖、とも云へり。

土御門上皇の御製

此御門の御集に、かの國に大坐しての御歌に、いとあはれに聞えけるが、あまたある中にも、吹く風のめに見ぬかたを京とて、しのぶもくるし夕ぐれのそら、また「いとト又あとなき庭と成りぬらむ、拂ふ人なき雪の故郷、あまを船とふ人あらばもしほたれ、南の海にわぶとこたへよ」「いそがれぬ花の頃こそあはれなれ、なげきの本に春は一に月とあり。へぬれど」かへるかり雲のは誰もなれしかど、うらやましきは春の通ひぢ、「おもひやるるでの山ぶき盛りにも、みやこに住まばあはましものを、神樂、天地の神代のあきのしわざより、取るやさかきの色もかはらず、

「冬がれの草ばにさわぐ日のねすみ、きのふは今日になるぞほどなき、吉野川いはとがしはにむすこけの、かはらぬ色に春雨ぞふる、昔よりうき世の中と聞きしかど、けふは我が身のためにぞ有りける」「行末のたのみは誰も有りかほに、待つは空しき月日なりけり、なほざりにすぎし心のむくいにや、かゝるたびねの月を見るらむ、世にふればかやがのきばの月も見つ、しらぬは人の行末のそら、此御歌は、隠岐百首の中にも收められた、此に在るは誤にや、さて上の御句を限りあればとあり。また百首御歌の中に、「秋の色を送りむかへて雲の上に、馴れにし月も物忘れすな、また朝霧に濱のわたしを行く舟の、しらぬ別れぞ悲しかりける、閑なる心の内も久方の、空にくまなき月や知るらむ、」などあるを、今さへ正めにその御有状の拜み奉らるゝ心地のせられて、いとくかしこくなむ。

又同物語に、清水の住侶鏡月法師・錦織の判官代・神地の藏人・頼經入道・多田の藏人基綱・後藤判官基清・筑後守ありのり・佐々木山城守廣綱・檢非違使よしのり、以上此處彼處にて生捕られ、六波羅にゐて參る中にも、鏡月法師は、その罪すでに重

承久の亂に於ける宮方諸士所罰せらる

鏡月法師
考證

ければ、死罪に定められける所に、法師、泰時に申されよとて、勅なれば身をば捨ててきものふの、やそうち川のせにはたゝねど、とくちずさみければ、泰時この歌を感じて、さしものつみをゆるさるゝのみならず、師弟三人の命を助けゝるこそ有難けれ。たけきものゝふの心をも和らぐるは、和歌よりよろしきはなしと、紀の貫之が書きとめし言葉の末、げにもと覺えてあはれなり。

〔註〕此を吾妻鏡には、敬月とあり。從範茂卿向宇治之間云々。妖賊が此歌に感^めでて滅^め死罪可處遠流之由、下知長沼五郎宗政云。さて此人は、先師の、義人はかゝる歌にぞ泣かるめるとも、又此時の歌聖とて名高かりし定家爲家卿などいふ不忠不義の徒に、萬倍せるを、何ちふ人の子なりしとも知られざるは、遺憾^{くちがせ}けれど、致ふべき便なしとも論はれたるは、信にさる説なるが、本朝語園などに、此を京月房爲守の事として、安嘉門院四條^{阿佛尼也}の、爲家卿に嫁ぎて産める由云へるは、誤と聞えたり。そは爲家主は家系圖に、建治元年に七十八にて薨るとあれば、建久九年の生にて、承久三年には廿四にて、さる子あるべくもあらぬ上に、四條は、

或物に、作者部類に、安嘉門院四條、前但馬守平廣繁女、元と見ゆ。異本に、廣繁を則

繁に作りたり。續古今羈旅に、度繁とあり。廣は度の誤なるべし。扶桑拾葉集の

作者系圖に、從五位下佐渡守度繁女、號四條、又稱右衛門佐、安嘉門院侍女、大納言藤爲家室、中納言爲相母、後剃髮、法名阿佛、號北林禪尼云々。徹書記物語に、爲

相は安嘉門院四條腹の子なり。安嘉門院にまゐりし間、安嘉門院四條といふな

り。爲守も此腹なり。安嘉門院四條出家の後、阿佛房と申しける也。安嘉門院は、後

土寺太政入道公房の女也。云々とあり。但し安嘉門院は、後堀川院の女御にあらず。紹運錄に、後

高倉院の皇女邦子、順徳院の皇后、後堀川院の御姉君にして、准母にたゝせおはしまし、弘安六年九月四日七十五にしてかくれたまふよし、女院小傳に見ゆとい

ひ、安嘉門院に仕奉りつれば、彼人に嫁げるは、又後の事なれば也。兼載雜談に依るに、かの爲守も曉月と云ひて、遠く成り近くなるみの濱千鳥云々、此たびは定めてわかぬ浦千鳥、もるゝ數には入りぞしつらむなどの歌見ゆ。されば同名異人なり。常樂記に、嘉曆三年十一月八日曉月房逝去、終焉歌、むとせあまりよと

せの冬の長きよに、うき世の夢を見はてつるかなとあれば、文永三年の生と聞えたり。さて阿波御門に、忠に仕へ奉りし匠人、此法師はも、歌聖等といふ賤丈夫に、遙に立勝される忠節高き人にこそ。」

祝部成茂

又吾妻鏡、同年閏十月廿九日の下に、日吉禰宜祝部成茂、今度依有叛逆與同之疑、雖招下關東蒙免許歸洛畢。付伊賀次郎左衛門尉光宗、送賀札於右京兆、其狀今日到著鎌倉、且喜原免、且可祈武家遠長之旨載之云。是爲筑後左衛門尉知重預之、囚人出社頭之後、起居含愁緒、朝暮凝祈念、剩向七社方詠一首歌、ステハテズ塵ニマヅハル影ソハ、神モ旅ネノ床ヤ露ケキ、下著于關東之翌日、入夜右京兆室夢想、猿一來于座傍、被付鐵鎖也。取室家髮纏左右手、太有忿怒之氣、覺之後心神爲惘然、猶如夢、則以女房示合大官令禪門云。殊驚騷、而須被免成茂罪過歟、神道事可從神事、且今夜中可進發之由、相觸成茂旨、下知重之上、所送餞物等也、とあり。此に叛逆與同又叛逆家など記したれど、實は官軍に參れる忠義の士にぞ有りける。さるをむげに物知らぬ世と成果てしより、かく首足顛倒の言

元久元年
春日社歌
合

を爲たるにて、かの天皇御謀叛の書法の先唱とぞ云ふべかりける。此人も、歌聖等が朋友にて、隱岐御門に殊に親しく仕へ奉りたりしこと、廣橋家舊記に、成茂、元久元年春日社歌合、落葉歌合殊秀逸之由、被下院宣、依件賞、除目之次、敍正五位下、令超越上首八人、といひ、家長記にも、此を委しくいひて、その次の年の冬、比春日社の歌合とて侍りき。このつがひは、同程のよみ口と、世人のてつがひ思へるをえり合せられたりしかば、いつよりも、此度はまけじはやなど、誰も思ひあへり。此歌合に、よみ口と聞ゆる人々も、せうく歌めされ侍り。祝部成茂と申すもの、初めて歌めされぬ。成中が孫、政中が子也。重代の上に、よみくちと人々申しあへり。詠みて奉りしうち、落葉といふ題の歌に、冬新古今の冬部に見ゆのきて山もあらはに木のはふり、殘る松さへみねにさびしき。此御歌合、和歌所にて衆議判なりしに、此の歌をよみあげたるを、度々詠せさせ給ひて、宜くよめる由の御氣色也。次の朝によべの御歌合めしよせて御覽するに、成もちが歌感じおぼしめす由、御教書おほせ下さる。やがて御教書かきてつかはしき。受書は見えて、あ

わてさわぎて参りたれば、東の中門にて、立ちながらたいめして、此御教書を取りいでて、心も言葉も及ばぬよし、ものもいひやらす、泣々なみよるこぶ。其後猶御教書をあづかる人々多かり。右大將、忠曉の月といふ題、雲をのみつらきものとしてあかすよの、月よ木末にをちかたの山、有家朝臣、松風、我ながら思ふかものをとばかりに、袖にしぐるゝ庭のまつかせ。家隆朝臣、題同じ、春日山谷のむもれ木朽ちぬとも、君につげこせみねの松風。雅經、落葉、「うつり行く雲にあらしの音す也、ちるかまさきのかつらぎの山、女房丹後、松風、何となくきけば涙のこぼれける。苔の袂に通ふまつ風。」又行能といふわか人いできて侍り、伊經朝臣が子也。此も詠み口になむ侍るときこゆ。百首詠みて披露せよとおぼしくて、奥に書付けたる歌、「かきながす言のはをだにしづむなよ、身こそかくては山川の水。」これを奏し侍りしかば、やがて北面に召されて、宮内權少輔になされて侍りし時、よろこびに申し遣はす。祖父もやがて宮内少輔にて侍りけるとかや。「宮うちの古りぬるあともふみそめつ、道ある御代はいかうれしき。」返事「いかにいひいかいはいは

かうれしさの、身におふ袖にいひつくすべき。」など見ゆ。さる歌よみの中にも、かゝる珍らしき人もありて、その赤心より詠みいでたる歌を、日吉大神のあはれと聞食せるより、さしもの大賊たる義時を恐れしめて、その禍患を免れしも、かの工匠法師と一雙の奇人にぞ有りけるかし。同書に、此天皇の御歌に深くしませ給へることを云ひて、建仁の頃に、和歌所として、初めおかる。二條殿の廣御所作り改む。二間をおち板敷に成して、殿上人の座とす。平板敷を敷きて、地下の座とす。寄人として定めおかる。攝政・左大臣・内大臣・通口・有家・通具・家隆・定家・具親・雅親・沙彌寂蓮・沙彌釋阿、といひ、また、「新古今を六人に仰せて撰ばせ給ひて、神無月の頃より、和歌所にて、寄人等召集めて、辰の時計りより、日の暮るゝまで、手もたゆく或はかき、あるはきりつぎ、心の暇もなし。又御點どもの有りて、二度まで書きいださる。すべて二千首に及べるを、浮べさせ給ひて、二三巻取出だされて、上をよめば、下は盡くに仰せらるとも、唯々ばかりに、二三度御らむじたる事だに、露忘れさせ給はず、又職事の世に異なき事の、しかもさせる大事

にはあらざるを、くりかけ申侍りしに、むつかしげにおぼしめして、此頃はかやうの事の耳にも入らぬなり。新古今の部類終りて、「耳は合するぞと仰せられし」といひ、

〔註〕拾芥抄に、新古今廿卷、元久二年乙丑三月廿六日、依後鳥羽院院宣、參議右衛門督通具・大藏卿有家・右近中將定家・前上總介家隆・右少將雅經等選進、中上皇有御合點被定、有序云々、とあり。また長明無名抄に、御所に朝夕侍りし頃、常にも似ず珍らしき御會ありき。六首の歌に、皆すがたを詠みかへて奉れとて、「春夏はふとくおほきに、秋冬はほそくからび、戀旅はえんにやさしくつかうまつれ、もし思ふやうに詠みおほせずば、そのよしをありのまゝに申しあげよ、歌のさまされるほどを御覽すべきためなり」と仰せられたりしかば、いみじき大事にて、かたへは辭退す。心にくからぬ人をば、又もとより召されず。かゝればまさしくその座に參りつらなれる人、殿下・大僧正御房・定家・家隆・寂蓮・予と僅に六人ぞ侍りし。愚詠、ふとくおほきなる歌、「雲誘ふ天つ春風か

後鳥羽院
を歌人柿
本栗本に
わかかつ

をる也、高まの山の花ざかりかも、「打はぶき今もなかなん郭公、卯の花月夜盛りふけ行く。」ほそくからびたる歌、「宵のまの月の桂の薄もみぢ、照るとしもなき初秋の空。」寂しさは猶残りけり路絶ゆる、落葉が上の今朝の初霜。「えんにやさしき歌、忍ばじよしぼりかねつとかたれ人、物おもふ袖の朽ちはてぬまに。」

「旅衣たつ曉のわかれより、しほれしはてや宮城野の霧。」といふ事も見ゆ。井蛙眼目に、六條内府有房被語云、院御時に、柿本・栗本として置かる。柿本は、世のつねの歌此を有心と名づく。栗本は狂歌、此を無心といふ。有心には後京極殿・慈鎮和尚已下、其時秀逸の歌人也。無心には、光親卿・宗行卿・泰覺法眼等也。水無瀬殿和歌所にて、庭を隔て、無心の座あり、庭に大きな松あり、風吹きて殊に面白き日、有心の方より慈鎮和尚、「心あると心なきとの中にまた、いかにきけとや庭の松風、」と詠みて無心の方へ送らる。宗行卿、「こゝろなしと人のたまへど耳しあれば、聞きさうらふぞ軒の松風。」と詠みてけり。耳しあれば、なまさかしきぞと、上皇勅定ありて笑はせ給ひけり。〔寢覺記にも、院の御代には、連歌の上

手をば柿本衆と名づけられ、わろきをば栗本衆と名づけられ侍りき。柿本長者と爲ること、嚴重の事ぞかしとも有り。】又中納言定家歌は心得られぬとて、なげ棄てさせ給ひけるが、又御覽せられ、深意有りけりとして御感ありけりとも、【此も、から人の、或碑を見て初めて此をさみし、終に此を賞めけりといふに能く似たり。】あるにて知るべし。

後鳥羽院
の多藝

〔註〕家長日記に、思召す事なき、御光あるまゝに、萬づの道々につけて、残る事なき御遊ども侍り。いづかたも人におとらず。いつの程に何事もせさせ給へるぞと見えさせ給ふ。萬づの道に學び置きける人々の、其れにひかれて、身も成りいで、人と成るよすがなる、又云、何の數ならぬ徒なるわざかなと見ゆる事までも、數々に學ばせ給へば、其に付きて誰も召出され、心に思ふ事申さすめり。中にも和歌の道は、いひしらすとかや。かやうに申さば、さしもなき事かなと人々思ひぬべし。されど御製も多くちり侍れば、誰もく見侍らむかし。此を見て、萬づの御事にさも思ひ合すべかめり。又糸竹の調何れも残らぬ中に、御

後鳥羽院
の御起企
を論す

琵琶すぐれさせ給へるとかや。凡て人の學びとまなぶ事、いづれも残させ給はず。申さばこと葉も筆も及ばぬ程也。されば道々につけて、奉公する人々の、我もくと思へる様も皆ことわり也。

されど、おく山のおどろが下も、云々、と詠み給へるは、古代に復さむの御志は坐しながらも、惟神なる道には、つゆ御心おかせ給ふことなくして、北畠准后の、實の徳政を行はれ、朝威を立て給ひて、彼を刻するばかりの道ありて、其上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも、よく鑒み知らせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に従はせ給ふべかりし事にや。終にしては、繼體の道も正路にかへり、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意のいまだ達せぬにはあらざれど、一旦も沈ませ給ひしこそ、口惜しくはべれ」と宣へる語の如し。

〔註〕さて白尾國柱説に、金槐集なる實朝右大臣の、太上天皇御書下し給ふ時の下に、大君の勅をかしこみちまはしに、心はわくとも人にいはめやめ。又、山は

實朝の赤
心

さけ海はあせなむ世なりとも、君にふたごころ我あらめやも」又、「ひむがしの國にわがをれば朝日さす、はこやの山のかげとなりなき」謹みて案ふに、此三首、太上天皇に報へ奉る歌にして、三首並に誓詞の如し。其何事たる未だ知るべからず。蓋當時北條氏が源幕府の宗を覆し、將に亦天朝に利あらざらむとす。是に於て詔を實朝に下して、以て北條氏を壓鎮せしめ給ふ。此其奉答の義か、實朝赤心明なること皦日の如く、其言至切、山海以て誓ふ。三首の意皆見るべきなり。是に於て北條氏悦ばず、遂に公曉を詰きて實朝を弑す。今歲承久元年正月廿七日なり。噫亦悲むべき哉。實朝朝に臨み未だ幾ならず、父子兄弟共に外戚の爲に害せらる。世人妄に實朝を以て、柔弱徒に文具を好みて、殆ど武將の器に非ずとす。然れども姦の深く潜める、未だ劇に知るべからず、向に實朝をして早く北條氏を殪さしめば、豈僅に三世にして早く嗣を絶たむや。亦自之を知ると雖も、當時の勢或は行ひ難きものあるべし」と論ひ、又菅晉帥が、此右大臣の大船を作らしめて、云々せられし事を論ひて、「當時鎌倉も穩ならず、争で

此狂謀をば爲出で給ふべき。思ふに、權臣に制せられて、聽て害せられむ勢の、朝夕に見はれし故に、いかにもして北條を謀らむと爲られしなるべし。果して其謀の如く、多勢を引具して、舟に浮びて畿内・中國にもあれ、筑紫にもあれ、旗擧げし給はむに、味方せざる人あらむや。譬ひ運拙くて討死し給ふも、銀杏樹下の慘には長りなむ。右大臣殿心なきにしも非ざるべし。周宣の宇文護を手刃せしは、格別の手段也。和漢前後希有の事也」といへるも、共にさる説にて、蹴鞠や何やと耽り遊ばれしも、實は逆賊の密策と聞えて、天朝の勅旨を受持たれけむを、そこひなき奸賊が聞知りて、秘計もて此を斃して、其後をなごりなくせるには、違あるまじくこそ。さてはその父の陰惡に依るとはいふもの、此人はいと憐むべき方のあなり。付きても、北條賊の、天朝には更にも申さず、その主たる源氏にさへ、いともく譬しへなき逆賊にこそは有りしか。戸田茂睡が梨本集に、新古今集の事を何くれと評して、天朝衰微の前表なりといひ、定家卿を人麿業平・貫之に比して貴び云ふは、二條家の私言なるべし。兼

良公等は此をさしも名人とも思召さぬ事なり。後鳥羽天皇順徳天皇も、歌の詠み様よからぬ様に思召したる様子なり。新古今時代の名人等皆死果て給ひし跡に、此卿一人生残り、人に用ひられ、爲家爲氏爲世と、代々相續ぐ故に、此を名人堪能とし、聞えぬ事をも無理に理をつけ、皆秀逸と云成したりと思ひ、又古今序なる六人歌仙の中にて、「遍昭をよき」と、定家卿の奏されし時、「遍昭が歌は實少し」と云へるにいかゞと勅ありし時、定家「夫れこそ歌と申す者にて候」と勅答ありしと云傳ふ。さては二條家の歌は、琵琶のこと・鞠・楊弓の類にて、月見花見遊山・翫水の風流の遊物にする事と思はれたるなるべし。實體確かなる人を、其席にては嫌ふと同じ。歌の極意を知らぬ故也、と尙委しく論へり。彼歌聖等の賤丈夫たる事は、師説も委しきを、橘枝直の歌の姿論を見れば、新勅撰の頃は、北條天下を専らにして、御一方ならず、御門を流し奉りしなど、天下に住む人、誰かは哀まざるべき。さるをその頃の歌よみ等は、など哀の歌は作り給はで、をかしおもしろき様にのみ詠み給ひしにや。平氏北條が御門を掠め奉

定家新勅撰集に三
上皇の御
製を選ば

増鏡の承
久の亂に
對する評
論

りし頃、歌よみだち一人も命に代へて臣のことわりを、盡されたりし事の聞えざるも諾なりけり。また貞永元年後鳥羽院順徳院は未だ島に坐しける時、定家卿、新勅撰集を撰び給へりしに、さばかり北條に諂ひ給ふにや、此三院の御製は一首も入れられず。彼承久三年より、押しける難波の浪治まりし元和元年まで、三百九十五年が程は、浦安の國としもあらで、刺竹の大宮人は、日にそひて衰へ給ひ、八十件の物部は、日にそひてかたみに國を争ひ、百姓おほみだからの憂ひ苦むは、顧る事もせざりしに、大宮人のもてあそびには、彼衰へたる時の姿にてよみ習ひ、作出し、歌どもを撰集して、今の御代までも傳へられし也、とも云へり、共にさる語也。

増鏡に云ふ、儲もこのたび世のありさま、げにいとうたて口惜しきわざなり。もろこしにも、日のもとにも、國をあらそひて、たゝかひをなす事、かぞへ盡すべからず。それもみなひとふし、二ふしのよせはありけむ。もしは、すぢことなる大臣、さらでもおほやけともなるべきさきさみの、すこしのたがひめに、世にへだたりて、この

うらみのすゑなどより、ことおこるなりけり。いまのやうに、むげの民と争ひて、君の滅び給へるためし、此國にはいとあまたも聞えざめる。されば承平の將門、天慶の純友、康和の義親、いづれもみなたけかりけれど、宣旨には勝たざりき。保元に崇徳院の、世をみだり給ひしだに、故院後白河御位にてうちかち給ひしかば、天照る御神も、みもすそ川のおなじながれと申しながら、なほ時の國主をまもりたまはする事は、つよきなめりとぞ、ふるき人々も聞えし。又信頼のゑもむのかみ、おふけなく二條院をおびやかしたてまつりしも、遂にむなしきかばねをぞ、みちのほとりにすてられける。かゝればふりにし事を思ふにも、なほさりととも、いかでか三皇今上あまたおはします王城の、いたづらに滅ぶるやうはあらむと、たのもしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざのいできぬるは、この世ひとつのことにもあらざらめども、まよひのおろかなるまへには、なほいとあやしかりし。四つにて位に即き給ひて、十五年おはしましき。おり給ひてのちも、土佐院十二年、佐渡院十一年、なほ天の下にはおなじ事なりしかば、總べて卅八年がほど、この國のあるじとして萬機

の政事を、御心ひとつにをさめ、ものゝつかさをしたがへ給へりし云々。いまはかく花の都をさへ立別かれ、おのがちりくゝにさすらひ、いそのとまやに軒をならべて、自らことゝふ物としては、浦に釣りする海人小船、鹽焼く烟のなびくかたをも、我ふる郷のしるべにかとばかり、ながめすごさせ給ふ。御すまひどもは、それまでと月日をかぎりたらむだに、明日知らぬ世のうしろめたさに、いと心ぼそかるべし。まいていつをはてとかめぐりあふべき限りだになく、雲の浪、烟の波、いくへとも知らぬさかひに、世をすぐし給ふべき御さまども、くちをしといふもおろかなり。

〔註〕吾妻鏡に、天照大神者、豊秋津洲本主、皇帝祖宗也。而至于八十五代之今、何故百皇鎮護之誓、三帝兩親王、今懷配流之恥辱御哉、尤可恠之。凡去二月以來、皇帝并攝政以下、多天下可改之趣、夢想告御、新院御夢、或夜有船中御遊之處、覆其船、或夜又老翁一人參上一院、叡慮者一六、由告申。又七十二日可定天下事者。吉水僧正坊夢、年來熏修壇上有馬、伴馬俄以奔出者、依之僧正於向後者、不可奉仕

北條義時
同泰時を
評す

仙洞御祈禱之旨、潜挿意端云。是等化、非宗廟社稷之所示哉、然而君臣共不驚之御、好長卿獨不醉之間、恐怖云、と見え、閨中抄にも、右の奇異をば記せり。伊澤長秀の説に、義時・泰時が行跡を見るに、一つとして稱すべき者なし。頼家を殺し、和田・畠山を殺し、公曉に勸めて實朝公を討たせ、公曉をも害し、後鳥羽上皇を隱岐に遷し奉る。實に天地不容の罪人と云ふべし。然るを良將と云ふは、彼等に黨せる諛言なるべし。泰時が新勅撰集に入れる歌に、「世中に麻はあもなく成りにけり、心のまゝの蓬のみして」。心のまゝの蓬とは、泰時己が事を詠めるか、掌を拍ちて笑ふべし、といひ、泰庵戲言と云ふ物に、「歴々の文人等が、泰時を何爲に善人と云ふぞ。父義時に劣らぬ佞人也。善人ならば承久の時、何ぞ理を盡し身を棄て、父を諫め、京へ御理を申し、政務を解かしむるが上の謀也。強ひて諫むとも聞かずば、己去るべし、是中の謀也。又去るといふとも、父搜出だし、世嗣にせば、即京勢にかけ向ひて、軍の勝負に拘らず討死して、父を諫むべし、是下の謀也。何ぞ大逆無道の父を、一言も諫めずして、剩へ己大將と成りて、京勢を打破り、三

帝を遠島に遷し奉る、善人の行なりや。鎌倉にて、公事沙汰をよく捌かれたるは、前非を掩はむが爲也。扱々佞人哉、といひ、梶原が罪は小也、北條が罪は大也、義時のみならず、泰時・時頼無上の佞人也。此を褒むるは春秋の大義を知らぬ也、とも論ひ、岡部東平も、北條氏は、皇家の御臣にして、征夷大將軍に任せられ給へるは、ただその長上なり。豈漢土の陪臣と云ふ者の比ひならむや。抑、漢土の君臣を皇國に當て、云は、謂ゆる主従や是には近かるべき。何を以て然は當つると云は、彼が君といひ、天子と稱ふは、其時に當りて、自らの才智一つにて、君上と仰がるゝのみにこそあれ、君に統あるには非ず、或は徳有りて人懐き、或は猛威有りて人懼れ従ひなどして、素性は庶人ながら、君長となれるなり。此故に、漢土人は、天下者非一人之天下、即天下之人之天下也、と云ひ、孟軻と云ふ儒が、齊王に、異姓之卿君有過則諫、反覆之而不聽則去、となむ云へる、これ我が主従には云ふべし、君臣には非言の尤も甚しき者なり。天下と云ふも、天下治食す天皇に比べ言さむは、更に似ひても聞えねど、天正・慶長頃の俗語に、大將軍となる事を、天下を

取ると云ひしなどは、やゝ近し。主従とは、假に一方に就きて云はゞ、足利家に室町將軍に仕へし山名・細川等は、將軍と主従ながら、皆朝廷の官位正朔を受け居しによりて、主の室町將軍も朝廷の臣、従の山名・細川も朝廷の臣なること、上に見えたる北條氏と異ならず。されば天皇は何なる御過失御し坐しても、臣下の計らふべき事ならねば、天下は天子の天下にて、外人の天下ならず。主従は天子に奉仕る臣統の中の主従なれば、主若し朝家に對し奉りて、心得違ふことしも有らば、従これを諫めむは云ふも更なり、謀叛大逆にも陥るべき所爲に至らば、主なりともさて置くべきに非ず、殺して自身も殉ふべし。聖武天皇の大御代に、藤原廣嗣の謀叛大逆に陥られしは、實は僧玄昉が光明皇后を褻穢し奉り、云々、廣嗣たとひ志を得て京地に亂入あらむにもせよ、玄昉を殺し吉備公を除くのみにて、天位を壓さむの禍心はかけてもなかりしなり。然れども廣嗣に従ひし筑紫の軍兵、征討使の諭しを聞きて、矢の一筋をも射出ださず、散亂せしは、天位には射向ひ奉るべからぬが、惟神の御制なるを知れば也。また北條義時が、跋扈の忌々しきに

堪へさせ給はず、御征討遊ばせりしをりは、義時が従類大義を知る者更になく、義時を君めきて心得、大君を外に心得誤めて、大禍事を助けなし、ぞかし。あなかしこ、義時が従類は、皆廣嗣を捨てし筑紫人におとること萬倍也と云ひつべし。泰時はじめ従類一人にても、君臣の大義を知らませば、父にもあれ、主にもあれ、謀叛大逆なる物を、さしおくべき事ならましや。押並べ引組みて刺殺し、叡慮を安んじ奉りて後、義時が魂の行方を覓殉むぞ、道の眞にては有りける」と論へるは、共に實にさる説なり。

このおはします所は、人はなれ里遠き島の中なり。海づらよりはすこし引入りて、山陰にかたそへて、大きやかなる巖のそばだてるをたよりにて、松の柱、あしふける廊など、けしきばかりことそぎたり。ことにしばのいほりのたゞしばしと、假初に見えたる御やどりなれど、さるかたになまめかしく、ゆるぎきて、しなさせ給へり。水無瀬殿おぼしいづるも、夢のやうになむ。はるくくと見やらるゝ海の眺望、二千里の外も残りなき心ちする、今更めきたり。鹽風のいとこちたく吹きくるを

きこしめして、「我こそはにひしまもりよおきの海の、あらきなみ、風こゝろしてふけ」、「おなじ世に又住吉の月やみむ、けふこそよそにおきのしまもり。」

〔註〕此御歌どもは、隱岐百首の中に見ゆ。さてかの百首の注に、我こそはの御歌を、家隆卿隱岐國へ參り、十日計り有てり歸らむと爲給ふに、海風吹き歸り難かりければ、かく詠み給へるにて、など科なき家隆を、波風心なく都へ歸されぬと遊ばしけるに、俄に風靜まりて、家隆都へ歸られし、とも、思ふ人云々の御歌も、此卿に御尋ありて、と注せるは、いとおぼつかなき心地す。

隱岐名勝志に、「焼火山雲上寺は、島前知夫里の南海岸に在りて、麓より登ること十八町に、御社は南を請け、千丈の高巖山の半腹なる窟の前に在り。むかし上皇の渡り給ふ御時、波あらく御船危ふかりしかば、我こそは云々と詠み給ふに、波鎮り風止むといへども、夜暗かりしに、海間に火あり、波に映りて海岸を照らす。因て「みなとにはもしほ焼くやと思ふべし、何を焼藻の煙なるらむ」と、その光に付きて恙なく渚に到らせ給ふに、老翁ありて、上皇に奏さく、「船中の御詠疑はし、藻

焼火山雲
上寺の傳
説

を焼くと知召さば、など焼く藻とし給へる、藻の字もて火と爲給はゞ可けむ。上皇驚き給ひて、「朕が船中の吟いまだ齒牙を出さず、いかにして此を知れりや。抑々翁は何人ぞ」と勅あるに、「近く船を守る者也」と答へて化しぬ。因りて此山の神とは知看して、社に詣で給ひて、山を焼火山、寺を雲上寺と名づけ給ふ由、此寺の縁起に見ゆ。【玉くしげにも此事見えたり。また一宮廻行記に、「後鳥羽院の廟、中の島刈田海士村にあり。遠流の時、沖中にては日晚れぬ。船頭など祈誓しけるに、異火船を道びく、其時御製、なだならばもしほやくやと思ふべし、何をたくもの烟なるらむ」海方崎村に御船著きければ、三穗大明神を皇居と成す。院大山神社に參り給ひけるに、異人有りて案内し、船中にての御製たく火と有りてかと云ふ。夫より大山を焼火明神とふ。本地日神と申傳へたり」とあり。】此山に一番の鴉あり、神使也といふ。樹上に鳴きて來客の數を告げ知らしむ。水無瀬氏成卿此峯に詣で給ひて、「千はやぶる神の光の今も世に、もえて焼火のしるし見すらむ。また上皇ある時の御歌、「限りあれば垣根のくさも春にあひぬ、つれなきものは苔深き袖」、此は隱岐百首の中

に「賤の女がぬきなき機を立ておきて、又うるもうみ又うるもうみ。此御歌は信ま
た「蛙なく勝田の池の夕すゝみ、聞くまじものは松風の音。」と詠み給へるより、此
池の蛙、春はうごつくのみにて、聲を出ださず。又「啼けばさく聞けばみやこの
こひしきに、此里すぎよ山時鳥。」と詠ませ給ひしかば、郭公啼かざりしに、後に後
醍醐天皇此島へ遷幸の時に、此事聞召して、聞く人は今はなき世に時鳥、何を恨
みて鳴かぬ此里。」と詔へるより、又啼けりとぞ。

〔註〕玄道云、此天皇の御歌も、或物には崇徳天皇の御とし、或は佐渡院のとし、
又甲斐國志等には、良純法親王の甲斐國天目山に流され給ひし時の、御歌とせ
り。何れよけむ、定めがたし。さて視聽合記に、蛙鳴の事を論ひて、元大徳中、
仁宗在潛邸日、駐輦於懷孟、特苦群鼃亂喧、終夕無寐。翌日太后傳旨諭曰、
吾母子慣々、鼃忍惱人耶、自後母再鳴、其後雖有鼃而不作聲、後越四年、仁宗
登大寶、山川鬼神陰來相之、不然則蟲魚微物耳、又能聽令者乎。仁宗後登祚、
上皇遂崩于茲、彼後爲王、此初爲至尊、雖有小異、命所以行小蟲者一也。天

王之令嚴矣哉。と云へり。元主の事は、かの元末の陶宗儀が輟耕録に見ゆ。此
餘に云へることは、誣説なれば記さず。

年もかへりぬ。所々浦々あはれなる事をのみおぼしなげく。佐渡院あけくれ御行
ひをのみし給ひつゝ、なほさりともとおぼさる。隱岐には、浦よりをちのはるく
とかすみ渡れる空を眺め入りて、過ぎにし方かきつくし、おもほしいづるに、ゆくへ
なき御涙のみぞとまらぬ。「うらやましながらき日かげの春にあひて、しほくむあ
まも袖やほすらむ」

〔註〕隱岐百首、春の御歌には、いせをのあまとあり。又「すみぞめの袖のこほりに
春立ちて、ありとも一にしにあらぬながめをぞする、また、百千鳥さへづる浦一に空
とす」
はかはらねど、我身の春ぞ改まりぬる」また「ながむれば月やはありし月一にはあ
り。な一にあ
らすあらぬ、うきみひとつにもとの春なき、一に、はもとの春に「とけにけり紅葉
かはれるとあり。をとちし山川の、また水くゝる春のくれたけ、また、「春さめに山田のくろを往
く賤の、みの吹きみだす暮ぞさびしき、遠山地いくへもかすめさらすとして、をち

方人もとふもなければ。おのれのみ春にあふかと思ふにも、峯のさくらの色もものうき。

夏になりて萱葺の軒ばに、五月雨の雫いと所せきも、御覽じならばぬ御心ちにさまかはりて、めづらしくおぼさる。「あやめふく萱が軒ばに風すぎて、しどろにおつるむら雨の露」。百首の中【また「今日とてや大宮人のかへつらむ、昔がたりの夏衣かな」。「古里をしのぶの軒端風すぎて、苔のたもとにほふ立花」。「今はとてそむきはてぬる世の中に、何もかたらむ山ほととぎす」】はつ秋風のたちて、世のならひ一作いと物哀しく露けさまさるに、いはむかたなくおぼしみたる。故郷をわかれちにおふ一作にうる葛の葉の、秋はくれ一作に風は一作どもかへる世もなし。

〔註〕百首の御歌に、「秋さればいとと思ひをましばかる、この里人も袖や露けき」。「おもひやれ一作にあれましばが一作あり」とぼそおしあけて、獨ながむる秋の夕くれ」。また「いかにせん葛はふ松の時のまも、一作にとらうらみてふかぬ秋風ぞなき」。「いたづらにみやこへだつる月日とや、なほ秋風のおとぞみにしむ」また、「故里のひと

むらすとさいかばかり、茂き野原と蟲のなくらん。又、「野をそむるかりの涙は色もなし、物おもふ露のおきの里には」。「いたづらに秋の日かすは移りきて、いとと都はとほざかりつ」。又、「軒はあれて誰かみなせの秋一作の月、すみこしまゝの色はかはらじ」。又冬の御歌に、「見し世にもあらぬ袂をあはれとや、おのれしをりてとふしぐれかな」。「ごぞよりは一作あり、庭のもみぢの深きかな、涙やいととしぐれそふ一作とあり、らむ」。「かぞふれば年のくるは一作にことし一作く知らるれど、雪かくほどのいとなみはなし」。「散りしけるにしきは此もたえぬべし、もみぢふみわけ歸る山人」など、今承るにさへ、その御有様の申し奉らむ方なくあはれになむ。たとしへなく、ながめしをれさせ給へる夕ぐれに、おきのかたにいとちひさき木の葉の浮べると見えて、こぎくるを、あまの釣舟かと御覽するほどに、京よりの御消息なりけり。墨染の御ころも、夜の御ふすまなど、都の夜さむに思ひやり聞えさせ給ひて、七條院よりまゐれる御ふみ引あけさせ給ふより、いとみじく御むねもせきあがる心地すれば、やゝためらひて見給ふに、あさましくも、かくて月日へにけ

る事、けふあすともしらぬ命のうちに、今一たびいかで見奉りてしがな、かくながらは、しでの山路もこえやるべうも侍らでなむなど、いと多くみだれ書き給へるを御顔におしあて、「たらちねのきえやらでまつ露の身を、風よりさきにいかでとはまし。」八百萬神もあはれめ、たらちねの、我まぢえむとたえぬ玉の緒はつかりのつばさにつけつ、「こゝかしこよりあはれなる御消息のみ、つねは奉るを、御らむするにつけても、あさましよう、いみじき御泪の催しなり。」家隆の二位は、新古今の選者にも召加へられ、大方歌の道につけてむつまじくめしつかひし人なれば、よるひる戀ひ聞ゆる事限なし。かの伊勢より須磨に参りけむも、かくやとぞおぼゆる。さてまき重ねて、かき連ねまゐらせたる、和歌所の昔のおもかげ、かすくゝに忘れがたう、など申して、つらき命の、けふ迄侍る事の、恨めしきよしなど、えもいはずあはれ多くて、「ねざめしてきかぬをきゝて、云々、とあるを、法皇もいみじとおぼして、御袖いたくしぼらせ給ふ。」沙石集に、西恩法師が、時々の御幸思出して、哀しかりける餘りに、隠岐へ奉りける、「思ひいづや交野の御かりかりくらし、かへりみなせ

の山のはの月。見ればまづ涙流るゝみなせ川、いつより月のひとりすむらむ。「浪まなきおきこの島のはまびさし、久しくなりぬ都へだて、」木がらしのおきのそま山ふきしをり、あらくしをれて物思ふころ。をりくゝよませ給へる御歌どもをかきあつめて、修明門院へたてまつらせ給ふ、その中に、「水無瀬山わがふるさとはあれぬらむ、まがきはのらと人もかよはで、」かざしをる人もあらばやことゝはぬ、おきのみやまにすぎはみゆれど。「限りあればさてもたへけり此うさを、民のわらやに軒をならべて。」妻鏡といふ物に、述懐御製とて、「いつとなく北の叟の如くせば、此のことわりや思ひいれなむ。」とも見ゆ。

懐舊の御詠

隠岐百首の雑に、「いにしへの契もむなし住吉や、わがかたそぎの神とたのめど。」
「おきわびの、^{わか}きえなばきえね、^{一になまじひに生ま}ればうれしとあり。」露の命、あらばあふよをまつとなければ、「^{どい}問へかしの雲の上よりこしかりも、^{のイ}獨友なきうらに鳴くねを。」また、「しほやくあまのたく繩打はへて、苦しとだにも云ふかたぞなき。」しほ風に心もいとみだれ蘆の、ほにいでてなけどとふ人もなし。「波まわけ沖の水門に入る舟の、

われぞこがるゝたえぬ思ひに。又、とはるゝもうれしくもなしこの海を、わたらぬ人のなみのなさは、船上記に「刑部僧正弟子淡路法印といふ人、深く哀しむ奉り、毎度御使を奉り、京の事ども聞召しける。昔御恩を蒙りし公卿殿上人御文計り奉り、終に御使をも奉らざりければ、問はれてもうれしくもなし此海を、渡らぬ人のなげく情は、と遊ばしけるともあり。」「長き夜をなくくあかす友とてや、ゆふつけ鳥の聲ぞまぢかき。」とにかくにつらきはおきの島津鳥、うきをば己が名にやこたへむ。」「すぎにける年月さへぞうらめしき、今しもかゝるもの思ふ身は。」「おきの海をひとりやきつる小夜千どり、なくねにまがふいその松風。また「日にそひてしげりぞまさる青つらら、くる人なしのまきの板戸に。」「何となく昔語に袖ぬれて、ひとりぬる夜もつらき鐘かな。」「人心うしともいはじむかしより、車を摧く道にたとへき。また、「よそふべき室の八島も遠ければ、思ひの煙いかにまがはむ。」「晴れやらぬ身のうき雲をいとふまに、我世の月の影やふけぬる。」「うしとだにいは浪高きよしの川、よしや世の中思ひすてゝき。」「ことづてむみやこま

でもし誘はれば、あなしの風にまがふ村くも。」「とにかくに人の心も見えはてぬ、うきやのもりのかゝみなるらむ。」「故郷のこけの石はしいかならむ、おのれあれでも戀ひわたるかな。」「思ふ人さても心やなぐさむと、みやこ鳥だにあらばとはまし。」「なびかすば又もや神にたのむべき、思へばかなしわかか浦波。」「かの注に、わかか浦とは日本をいふ。我民ども靡かすば、又本の如く大神に返申さむと詠み給へりと云へるも、いかゝあらむ。」「なども見ゆ。いづれもあはれなる御歌なりき。さて又御集の中に、「草枕みやこの秋をさそひきて、月におぼゆる故里のそら。また「みなれ棹さしてそれとはなけれども、過ぎにしばかり戀ひしきはなし。」「我のみとむすぶ深山のしばの庵に、月は元よりすみなれにけむ。また「かりにても思ひおこせよみやこ人、同じ心の月は見つとも。」「きえやらで波にたゞよふうたかたの、よるべ知らせよ八重のしほ風。」「鹽がまの浦こゝ船のつなで繩、くるしきものはうき世なりけり。」「すてやらぬうき身のはての哀しさを、歎きながらも猶過ぐすかな。」「人はみな本の心ぞ變りゆく、野中のしみづ誰かくむべき。」「また「な

さけありし昔を今に成しわびて、袖のしづくのしづのをだまき。また、月かげも
うき身からとやかこつらむ、人をばわかぬ袖の涙に。故里の元あらの小萩いく
秋か、あるじよそなる花匂ふらむ。わだつ海の波の花をば染め兼ねて、八十島遠
く雲ぞしぐる。沖つ島あまの磯屋の藻鹽草、かく敷ならで世をや盡さむ。など
聞ゆるは、後の世ながら後水尾院天皇の大御歌を、西三條殿の評し奏されし如く、
〔註〕此の事は、秦山集に、後水尾院御製、公卿皆仰感之、中院殿尤歎服焉。歡喜
之餘、召西三條示之、三條拜覽不喜、且奏曰、此只隱遁者岩棲谷汲之風耳、非
天子之言、決不可取也、且物必有應、此勅詠如不虛、不祥莫大焉、乃閣宸筆
而退。滿座大失氣、帝亦有逆鱗之色、三年之後内裡炎上、倉皇行幸岩倉草舍竹
籬、果有彼御製之應、帝因感悟、御製亦改體制云。と見えたるこれなり。又菟
玖波集に、後醍醐天皇即位の夜、御劔の失せけるに、藏人清藤みはかせを誰つ
かのまに取つらむ、と云へるに、紀宗基、みをばいづくに沖津白波。とつけた
るを、或人の評して、隱岐の御事の前表ぞと説へるも、同じ意ばへにて、恐き御

わたりの御口つきには、ゆるしくて、かゝる御前兆とやいはまし。〔凡てかゝる
事をば、世のまだしき學者流は、信けざる事なるを、古く皇國をば、言靈の幸はふ
國ともいひ來し由の、師説に由りて、よく案へば、上代よりかゝる例のいと多
かるを、古典家記等を採抄て、集録せる物あれば、今はその概略を擧ぐるにな

むし

かくて三柱の天皇たちの、まだ京都に還幸すことなくて、其の烏々にて遂に崩り坐
しぬるこそ、あさましなど申すもよのつねにて、いともあはれに哀しき御事なりけ
れ。阿波御門は彼の地に十一年、寛喜三年十月十一日に御年三十七にて崩り坐し、隱岐御
門は彼の國に十九年、延應元年二月廿二日、壬戌御年六十或は六十三ともありにて崩り坐し、佐渡の御
門はそこに廿二年、仁治三年九月十二日、辛未御年四十六にて崩り坐しにき。〔九條の廢帝は
文暦元年十七にて崩りまし、事、已に上に申し、但馬宮は嘉祿二年御出家ありて、建
長七年二月十日に薨りまし、兒島宮の御年は詳ならず。御子に僧道乗と申すが坐
して、前の大僧正上乘院一の長者と紹運録に見え、東寺長者補任に、文永十年十二

月十一日入滅五十九、とあり。】そは承久物語に「まことや、その年寛喜三年十一月十一日阿波の院かくれさせ給ひぬ、いとあはれにはかなき御事かな。例ならずおぼされければ、御ぐしおろさせ給ひにけり、こゝら物のみおぼして、御年は三十七にぞならせ給ひける。今一たび京をも御らむせずなりぬる、いみじう哀しきを、おきのこじまにも聞召しなげく。承明門院はさまざまの憂き事を見盡して、なほながらふる命のうとましきに、又かく同じ世をだにさり給ひぬる、御歎きのいわんかたなきに、なご先立たぬと、口惜うおぼしこがるゝ様、ことはりにも過ぎたり。かしこにてめしつかひける御調度なにくれ、はかなき御手筈やうの物を、京へ人の参らせたりける中に、たまさかに通ひける隠岐よりの御ふみ、女院の御せうそこなどを、ひとつにとり認めたる、いみじうあはれにて、「御めもきりふたがる心ちし給ふ。家隆の二位の女小宰相と聞えしは、自ら御近く御覽じなれるにや、人よりことに思ひしづみて、御服などくろくそめける。「うしとみしありしわかれば藤ごろも、やがてきるべきかどでなりけり、」正統記にも、「此の御門正しき正嫡にて、御心ばへも正しく聞

え給ひしに、上皇鍾愛に移され坐しけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬ様に成りにき。承久の亂に、時の至らぬ事を知らせ給ひければ、様々諫め坐しけれども、敗れにしかば、玉石共にこがれて、阿波の國にて隠れさせ給ひ、三十七歳に坐しき。【一代要記に、同年十月六日落飾入道、依不豫也。御法名行源、十月十一日崩御、卅七、納御骨於西山金原御堂。といひ、編年記にも、十一月十一日崩御、年三十七、號土御門院、於坊城殿有御八講。皇代記に、寛喜三年十一月十一日、於阿波國令崩給。百鍊抄・紹運錄・光臺院御室傳なども同じ。紹運要略に、同十二日崩阿波國、三十七、即奉火葬、御骨奉_レ上洛、奉安置金原。不可有御入洛之由有沙汰之故也。ともあり。いかなる評またにやありけむ、いと心得がたき事どもなり。東鑑にも十二日とし、類聚大補任に、寛喜四年二月十一日於配所崩、三十八とある共に誤りなり。】

山陵記に云く、御廟は阿波國里の浦に在り。今に十月十一日に祭之。別當兩寺、里寶珠寺・觀音寺也、俗に清少納言の塚と云ふは非也。七月十六日此の塚の御前にて

後嵯峨院
の承統を繼
承す

土人神をどりといふを爲す也、朝陵記・山陵志に云ふも同じ處也、明月記に、天福元年十二月十一日辛丑、承明門院月來御經營金原御堂、纔被終功、依明日供養、聖覺今曉渡御件所、爲奉安故院御骨、被立此堂、御遺誠ナリト云。平戶記に、仁治三年十月十一日庚申、未刻許參内、於金原御堂自昨日被行御八講、承明門院昨朝入御、今日故土御門院御國忌也。然而内裏之體無其儀、紹運要略に、この年七月八日、可奉號土御門之由、被奉宸筆之御書於金原法華堂と見ゆ。また増鏡に、寛元々年十月十一日は、土御門院の御十三年にて、大やけより御法事行はるゝもいとめでたし。金原にて御八講あるべければ、承明門院もかねてより渡らせ給ふ。上達部殿上人まゐりつと參集ふさまもこよなしともみゆ。【山陵記に、金原寺の跡、今は田地となりて、畠の字に金原寺と云ひて方一町あり、女院・舞臺・樂屋・小屋の上・辻堂など云ふ字あり、又寺山の傍に、古來塚と云傳へて、大なる石棺の見れたるあり、是れ山陵なり」と云へり。】かくて此の天皇の皇子なむ、四條院天皇の次に、天下を知看しつる、是れ後嵯峨院天皇に坐して、此の天皇の御胤ぞ、永く天津日嗣を受繼がせ給ふ事と定まり給ひける。【此の御事どもの始末は、所せければ此

後鳥羽上
皇崩御

に盡しがたし。神皇正統記を本に取りて別に記し奉れる物のあるなり。遊方名所略に、土佐國出見坂者、昔六十五代華山院脫履御遊地、出御于岳上、常見海邊、故名出見之坂。御製の歌、「土佐之海、身者浮草之破來底、寄邊無身於、哀共美與。此歌賜土佐太平云々。遂於此地崩御、出見村千光密寺御廟碑有、とあるは、此の御門の事を誤り傳へたるにや。】

又隱岐の御門の御事をも、院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事有りて、御出家ありて隠れ給ふ、六十一歳おはし坐しき」と記し給ひ、百鍊抄に、延應元年二月廿二日壬戌、隱岐法皇崩御、春秋六十、去承久三年以後、已及十九年、天下貴賤誰不傷哀哉。また、五月十六日乙酉、法皇御骨、左衛門尉能茂法師奉掛試に補ふ、今日奉渡大原龍禪院。と見え、一代要記にも、廿二日、於隱岐國崩、年六十。同廿五日火葬、四月十二日此日滿四十九日了、東鑑には廿六日奉葬と云ふ。依有順風、御骨令渡出雲國給。五月二日立出雲國同十四日著御水無瀨殿。同十五日入御大原西林院御堂、但過宮城奉入大原安置之。五月同廿九日奉號顯德院、光憲院御室傳にも、五月廿九日被行追號之事と云へり。紹運要略に、五月三十日追號顯德院、とあるは誤りにや。仁

治二年二月八日、大原法華堂供養。同日、御骨自西林院御堂奉渡法華堂。同三年七月八日、改顯德院奉號御鳥羽院、といひ、増鏡に、「此の浦に住ませ給ひて、十七年ばかりにやありけむ、延應元年と云ふ二月廿二日、六十ちにて隠れさせ給ひぬ。近き山にて、例の作法になし奉るも、むげに人すくなに、心ぼそき御有様、いとあはれになむ。御骨をば、能茂といひし北面の、入道して、御ともに候ひしぞ、頸にかけ奉りて都に上りける。さて大原の法華堂とて、今も昔の御庄の所々、三昧料に寄せられたるにて、つとめ絶えず。彼の法華堂には、修明門院の御沙汰にて、古院わきて御心留めたりし、水無瀬殿を渡されけり。また陵記に引ける梨下梶井門跡管領寺院記文和頃の物とぞ。に、延應元年二月廿二日、於隱州行宮且之々冥。同五月十六日、御力者金力法師令隨身御遺骨、經北海到著大原勝林院之間、門主于時尊快親王、御母修明門院、有計沙汰、壞渡水無殿御所、起立法華堂、以別相傳私領備前國輕部庄、修明門院の御遺領、播磨國安室郷爲供料。定補六人供僧、輕部三人、安室三人、各令輪轉勤行長日法華護摩、供僧者撰門下之内眞言傳口器補任來者也。輕部庄者、門跡雜掌致知行、曳進供料於供僧方、以安室郷

并同國周世郷一圓、被出堂中佛聖燈明承仕預等之處、彼安室郷地頭爲請所之地之間、□□土貢抑留、寺家雜掌、長日於六波□□催促之。爰元弘一統時、以地頭職□□被付法華堂歟之由、自門跡雖被申之、於船上山故長年一族帶由緒拜領之。其後又被付播州法華寺間、長年一族與法華寺僧度々致合戰、地下錯亂之上、兩三年更不及供料之辨濟、□□先院冥慮口難測者歟、今度以替地被行顯□□一族、以當所可被付寺家之□□不可叶理致畢。ともあり。珍らしきまゝに、皇代記に、同正月廿九日、被諡號顯德院。歷代皇記に、同五月十四日、隱岐院仙骨奉斂大原、其路不奉入京都、是御平日无御歸京故云。之【これはた上に舉げし土御門院天皇の御事と同じく、いとあさましく悼しきわざにて、當時の公卿等の妖賊に諂諛はれしほどの思ひやらるゝを、苟も廉恥を知らん壯士等は、よく察ふべきことなりかし。】また六月有法皇諡號事、顯德院、依崇德院例、依入道攝政病患之時奇特云、此は、五月十七日、入道攝政有、不例、邪氣有種々不思議云、と有る時の事なり。皇代略記に、式部式大か少か、輔菅原爲長卿勅進之、略記に、仁治三年七月八日、以顯德院可奉號後鳥羽院之由、重被成宣旨、百鍊抄にも、此事見ゆ。其の辭に云く、顯德之尊號乎者、祕之天、輒申

佐須、世俗爾者常仁御在所乎以氏、後鳥羽院止申佐牟者可宜、云々。

〔註〕百鍊抄にも、七月八日戊子、被立山陵使、隱岐法皇改顯徳院、爲後鳥羽院、依御遺誠不被置山陵國忌之由、被申畢と見え、紹運要略には、同日可奉號後鳥羽院之由、被奉宸筆之御書於大原法華堂、とあり。さてこの尊號をば、祕して云々との議は、いと心ゆかぬ語なるを、別に故あることにや。或説に、此は古く謙徳公といふ贈號に似たるを嫌ひ給ひてにやと論へるは、いかゞあらん。

復思へば、平戸記なる仁治三年六月廿六日の條に、依召已刻許、參殿下、御物語云、顯徳院諡號可被改、可奉號後鳥羽云。此事前内府申行歟、案此事我朝无例歟。至漢朝者、一兩度相存之由、大府卿申之。又御改名之儀、太不得其心、何故云、不叶冥慮者又如何、と論はれたり。

〔註〕國花萬葉記に、後鳥羽神社、嶋前に在り。後鳥羽院の御靈なり」と云ひ、名勝志に、勝田山源福寺は、嶋前海部郡海士村にあり、眞言宗なり。此に上皇の皇居の跡、及御廟の靈屋あり。皇居の跡は、本堂の右にあり。御廟は本堂に行く坂の中

段、左の方、南向に坐す。御堂の高さ一丈九尺四方也。二間に二間半、丸木柱にて、白木の宮作也。かつを木、柿葺、高欄、きざ橋あり。屋根は朽ち果て、雨露尊容を汚し奉れり。玉體は大きな瓶棺に納め奉りて、上には艶なるさざれ石を置き奉る。御廟は萬治元年松平出羽守此の鳥預の時新造せり。夫れまでは石ばかりの由。さて後は御修復ともなく、かく荒れにけり。又寺に御調度あり。御劔・御器・御短冊あり。寺の仁王像は、上皇の御手づから刻み給ふと申し傳ふ。寛永中に、四百年御忌の時、中納言氏成卿勅使として渡りまして、「あはれ今君がむかしを語らば、問はまくほしきおきのしま守」。自筆の紀行もあり。今禁裏よりも、御太刀・御馬進獻あり。廿一首御奉納の短冊、また御水尾天皇の宸筆あり。早春の御題にて、「雲かすみ海より出でて明けそむる、おきの外山や春を知るらん。」新拾遺集に、順徳天皇の御製に、後鳥羽院かくれさせ給ひての頃、月を御らむじて、「同じ世の別れはなほぞ忍ばる、空行く月のよそのかたみに」とあるを、鈴屋の翁の釋きて、「御歌の意は、ひとつ都の内にも御坐さず、隱岐と佐渡と遙の國に離れお

はしましての御別なれば、本より別れてはおはしましたつれども、世におはします程は、同じ代の内なりしに、隠れさせ給へば、同じ世を別れ給へる也。下の御句は、月は何處にても一の月なれば、同じ世のものながら、雲井のよそに見る故に、遙けき國を隔て、よそにおはしまし、父帝の御形見と、御覽すればと也。さてその月は、今も同じ世にあり、父帝は同じ世にだにおはしまさぬ事よと、哀しく思召し忍ぶよしにて、あはれなる御歌也。誠に御嘆きの程思ひやられ奉らる」とあり。又續古今集に、院隠れ給ひての頃、順徳院の御製、「のぼりにし春の霞を慕ふとて、そむる衣の色もはかなし」。又大原に納め奉る由聞えければ、「入る月のおぼろの清水いかにして、終にすむべきかげをとめけむ」とも見ゆ。

〔註〕國花萬葉記に、「遺勅に依りて御骨を大原山に納む。理性院の邊に御廟ありしと也。今其の所を詳にせず」と云へり。されど或る説に、大原なる勝林院村實光院の東、十三重塔を、此の天皇の御陵といふは誤にて、此は後花園天皇なり。此より辰巳十四五町、全龍禪寺の跡、後山に眞陵地ありと云へるは、いかゞあら

後鳥羽天皇の御陵

ん。實隆公記云、文明八年十一月廿七日、今日於大原法華懺法、爲勅願口地下伶倫等罷向云、同七月八日下にも、今朝參大原御廟、安禪寺宮、大聖寺宮、眞乘寺宮御參云々、といふ事見ゆ。此の御廟にや、よく考ふべし。

古今著聞集に、此の院隠れさせ給ひて、四十九日の御導師に、聖覺法印參りたりけるに、御佛事座をかさねて、こと終りて罷出でけるを、奉行人すゝみよりて、七條院の御沙汰にて、臨時の御佛事あるべし。暫らく候はせ給へといひて、則ち佛經とりぐしたりければ、聖覺禮盤にのぼりて、恒例の佛經さむだんはて、結句に、生きての別れを天下に尋ねれば、蜀山の雲途にへだたり、死しての悲みを地下にもとむれば、霸陵の水轉、明なり。分段の習こりはてぬ、親ともならじ、子ともならじ、上界の望は猶ふかし、我が爲にも、人の爲にも、只此の句計りをいひて、かねを打ちたりけり。取りあへぬ程に、めでたくぞつらねたりける。生きての別、天外に尋ねれば、蜀山の雲遙に隔たれるといへるは、隱岐の御所の事也。かれも是れも誠に哀しき事也。前後相違の御追善、あはれつきがたき事也、とも記せり。また佐渡天皇は、皇

帝紀抄略記などに、仁治三年九月十二日辛未崩於佐渡國、四十六、於雜太郡間野火葬、御骨納山城國大原法華堂、と見え、葉室資頼卿記の、同じ十月六日の下に云く、早旦兼將、長綱等書札到來、北州御事、日來有御蚊觸之間、去月十二日御事切、御札雖未到來、自京被進脚力、自道聞之由、走歸了。三院於旅宮、遂以御登霞、雖爲前世御宿業、皆是夢中之夢也、思往事、不覺淚難禁、云々。讚岐院崩御之時、二條院无錫紵之儀、是被奉義絶歎、事已重事也、非輕慮之所及、定被決時宜歎。次參修明門院、謁女房、御悲歎不能左右云、一代要記にも、九月十二日、於彼國、崩御、年四十六、同月十三日火葬、平戸記に云く、同十月六日、早旦或者來告云、佐渡院去月十二日崩逝云、去夜飛脚到來、乍驚案内修明門院御邊、并六條宮女房、件事展轉之説也、彼使未參、云々。此事歎思不少、自龍樓之昔、至鳳闕之時、朝夕咫尺、旦暮不忘、偏憑口歎之處、忽聞此事、心肝如春、悲哉々々。八日、遠所御使今日到著云、十三日、有御喪禮事云、九日の記にも、十二日令事切給、十三日御喪事一定云、哀慟之至、无物取謁女房、閑談之處、御乳母尼公又被來謁、所談之趣尤多、不遑記錄、但彼御惱太非大事云。只都不聞食供

御、涉數日、九月九日可終御命之由、兼有御祈請云、人不知之、追案得其事云。而伴日猶不叶、及十二日也。御歸京之事思食絶故也云。就之存命太无益之由有叡慮云。燒燒石、偷令充御蚊觸之上給、人不知之歎。二箇日如此之間、小物御壇、次第御身體厄弱令成給、兩左衛門大夫康光、盛實、御臨終已前出家著法衣、祇候御前相互令唱高聲念佛給、如眠御氣絶云。女房右衛門督、別當局已下八人出家、十三日御喪禮、兼皆被仰置云。【玉だすきに、新院の佐渡にて崩御ありし御有趣を、平戸記などに記されしを見るに、悲しとも御悼しとも云はんすべなき御事にこそとあり。此の御事を指してなりけり。】十一月一日、今日佐渡院御中陰已滿四十九日也、於遠所無御佛事、京都又同前。御骨入洛之後、可被行云、是御遺誠也、云々。妙法華經一部摺寫之、件料紙、遠所之後、女房奉書已下取具、漉反古色紙用之云。此上紺紙金字阿彌陀經一卷、別供養之、件經料紙又宸筆也、云々、と見ゆ。

〔註〕因に云ふ、宸筆を漉きかへして料紙にせる事は、清和天皇紀に見えて、今鏡にも、清和御門の御時、かたぐ多くおはしける中に、ひとりのみやす所の、太上

法皇かくれさせ給ひける時、御經供養して、佛の道弔ひ奉られけるに、御法かき給へける色紙の色の、夕の空の薄雲などのやうに墨染なりければ、人々恠しく思ひけるに、昔賜はり給へりける御ふみどもを、色紙に漉きて、みのりの料紙になされたりけるなりけり。それよりぞ、多く色紙の經は世に傳はれりけるとなん。書きとめられたるふみなども侍らむ物を、橘のうち贈中納言と、聞え給ひし宰相の日記にぞ、此の事はかゝれたると聞え侍りし」と見え、吾妻鏡にも、同天皇崩御之後、東宮御息所御戀慕悲歎之餘、灑朝夕所被進之數百合勅書、被書寫若干大小乘經、橘贈納言廣相草御願文、載同心契變蓮花偈、匪石詞入鏤字門トッ云句、薄墨色紙經始例於此時、と云ひ、十訓抄にも、此の事見えたり。灑は漉の誤か、越後名寄に、天神長濱、順德天皇承久三年佐渡國に遷御ありしに、名立の磯山寺に、八月十五日の夜行幸御はし坐して、都をばさすらひ出しこよひしも、浮身名たちの月をみるかな、

順德院の御遺子の

新撰佐渡風土記に又云く、「天皇の此の國にて御まうけ坐しける皇子三人まし〜

けるが、遙に年曆を経て後に、神に崇め奉る。一宮・二宮・三宮、則ち是れ也。爰に又和泉と云ふ村ありしが、彼の院御賄の御領地なれば、常に御幸有りける故にや、御休所の跡と云ひ傳ふ。今は半兵衛と云ふ百姓の屋敷とは成りぬ。此の内に芝山あり、高さ五六尺にて、廻り一間半計り、二間ばかり也。其の上は平にて、大石あり。則ち常の御腰掛の石と云ひ傳ふる故にや、今は鎮守と仰ぎぬ。【風土記に、若し誤りて、其のほとりを穢すことあれば、宅中の男女忽ち眼病を患ふと云ふ。】此の半兵衛の屋敷の南に當りて、新九郎と云ふ土民有り。その屋敷のうちに、小堂を御建立ましますと云ひ傳へたり。其の堂の脇に、松の木有り。昔より、此の松へ龍燈を掲ぐと申し傳ふ。今の世にも、時として掛くる事も有りとぞ。總じて和泉村の内に、四箇所堂宇有りて、靈像を安置す。東方の堂には觀世音、西方には彌陀、南方には藥師、北方には北野天神を崇め給ふ由、國民云ひ傳ふれども、具さに知りたる者なし。觀音天神は、今に法華宗本興寺に在り。御長け三尺にて、立像の觀音木佛也。當國に在すこと二十二年にして、仁治三壬寅九月十二日崩御、一説に、初めは眞野に坐して、後八幡に移り給ふ。此の

間凡二里あり。則ち越の松原、一名そりつ、へ一にすとすの森と云ふ。佐渡の卷に、尊骸を眞野山に此の里の入江戀が浦の水上に、今は堂浦といふ所に、皇居をしめさせ給ふ、と記せり。尊骸を眞野山に葬り奉る。御陵は國分寺是れを守り奉る。眞言宗にて、國分寺村といふ所に在り。此の寺の初創を考ふるに、天平九年の勅願にて、諸國に一箇所づつ國分寺を置く。其の一なり。今は御陵は遠き故に、國分寺の末寺眞輪寺雜太郡にて天へ一に建とす。曆五年辛亥の年建立の寺なり。是を守り奉る。

〔註〕山陵記に云く、眞輪寺於阿彌陀堂崩御、在世二十二年。其後阿彌陀堂燒失此の時より眞輪寺近所に建立、古の堂の舊地は、今御立林也。山名を堂所といふ。崩御の時、池の藏人佐渡の卷に、御隨身池、藏人權頭清範とて、隱岐の院の御隨身なりしが、天に誓ひて矢を放し、落つる所に葬り奉る。奉玉體を南面に葬り奉る。傳へて云ふ、遺勅に、朕が體をば眞野山に南面せしめよ。南は都の方なれば、いとなつかしく思へば、と宣ひけり。さる故にや、御廟は南面也。然のみならず、山陵の松のいと古りたるに、南に指したる枝は特に長し。又其の邊に石碑あり、苔むし文字磨滅して詳ならず。又御廟近林といふ所に、百姓七家あり。御供料の百姓にて、内二人は宮仕

す。依りて此の屋敷を承仕やしきといふ。今に毎年正月門松を阿彌陀堂に納む。廟上に苔生じたる大木の松・櫻、崩御の頃より植ゑ置き、枝葉を伐らず、能く生立す。或る時、近所の百姓松の枝を伐りに登り、落ちて即死す。御廟、往古は内外の圍なし。延寶七年六月廿五日、奉行曾根吉正支配の節、田畑を埋めて、五十間四方の圍とす。又眞輪寺に天皇の尊像あり。木像にて、池の藏人が作也。佐渡八景、天皇御製の寫等あり」と。或物には、「御廟より上二町計りに、船石と唱ふる巨石あり。此れ天皇の召させ給ひし御船の化石と云ひ傳ふ」とも云へり。

又或頃、梅津村へ御幸有りけるに、梅ヶ枝をさし置かせ給ふ。其の木の根を生じて、今に盛なり。則ち今眞法院の境内の苔梅是なり。〔その樹、幹は四尺餘りにて、四方に石垣有りて、幹の半ばまで厚く苔生じたり。花は白又薄紅也、と或る物に云ひ、風土記に、梢の花うつろのひがてに元に返り、苔中より飛々苔生じて、花咲けり、さながら苔の花笑ふが如し。之れを名づけて苔梅と云ふ。又此所に御幸有りける故に、此の邊の者自ら梅津院と申習はしけり」とも云へり〕鶯宿梅も、或は春の頃、二見村へ御

苔梅

幸まし／＼て、自ら植ゑ置かせ給ふと云ふ。今に其の木百姓の屋敷の内に入り。

【同云、花は八重にて、匂ひいと高し。花一輪に實は必ず三四留まれり、頗る奇とすべし。その穂を乞ひて接木とし、或は實植みかぶにする者あれども、絶えて榮ゆることなし、と云へり。】又夏過ぎ秋も半ばに近き頃、羽茂村の草刈の里にて、遊ばしける御製と申し傳ふ。草刈の里を尋ねて來しかども、駒に物かふ主あるじのなければ、又或頃、御つれづれのまゝに、うそぶきて御幸成しけるが、いとわびしき民の家に入らせ給ひて御坐しければ、賤の女の稗のかゆを奉りければ、「是ほどに身の濫まる草の實を、ひえの粥たれとはいかたれ云ふらん」。又はるか後日野中納言資朝卿の左遷し給ひしかば、八幡にて、鳴けば聞く聞けば都の、云々、此の歌の事は已聞く人も今は無き世に、云々、風土記に、此を日野資朝卿の歌とす。とかやうに打ち詠め給ふ。往昔御左遷の御心を押しはかり參らせ、今の我が身に思ひやり給ひて、かくは有りしと申し傳へぬ、なども見ゆ。此の天皇の壬辰百首に、「とまやかた枕なれぬなぐれぬうきねにも、夢やは見ゆる荒きはま風」。また、きくたびにあはれとばかりいひすて、いく世の人の夢をみるらむ。此は續後撰集に入

れ。「くるゝまもたのむものとはなけれども、知らぬぞ人のいあはれのちなりける。【奥書に、丁酉の歲、應鐘日、以忌自染老筆候。沙彌明靜上、また、壬辰百首、丁酉秋遣明靜亦進遠鳥畢。墨法皇御點、朱定家卿之注。定家十五首ニハ、諸點合畢、遠峯并此百首、以或筆書寫之云々。天文十五中夏初八、通勝花押とあり。丁酉は嘉禎二年、應鐘は十月、明靜は定家卿なり。】また御集の中に、「唐さきやにほのうき巢のいかにして、さすらひ渡る世を頼むらん。うしとても身をばいづくにおくの海さいの、鶴のゐる岩も浪はかくらむ。また、都人かりそめなりし草の庵に、いつ栖みなるゝ心なるらむ。身を知れば賤のをだまきおのれのみ、世をふる道はさやは苦しき。世の中はとてもかくても過ぎにしを、思ひいでなんおもひでもかな。世に立てば人のつらさもうき事も、思ふよりこそ思ひなりぬれ。などもあり。

進藤千尋ぬしの藤門雜抄に、佐渡名所卷といふ物を載せて、「戀ヶ浦、云々、猶年月を送らせ給へども、御歸洛の事もあらざれば、左金吾武者所、國府入道盛國として、供奉して來りしが、さどの海こひの浦浪とこととはに、よるとはすれど歸る日も

なし。」と詠めるを、其頃の心なき山賤までも、此れを口ずさみては、涙を流しけり
となん。又波多川の御幸の時に、「おる機の名にしおふてふ川ならば、柳も糸やく
りかへすらん」。折橋を、「雲の上の月日へだてゝみくまのも、くまなき蔭はかはら
ざりけり」。又御辭世の御歌に、「思ひきや雲の上をばよそに見て、眞野の入江にく
ち果てんとは」。又御子等の歌に、唐崎にて、「松あれば佐渡の島なる唐崎も、しかす
がにこそ見まくほしけれ」。此は鳥照姫の也。貞應二年の頃、天子波多皇居の近邊
の松の一木を御覽じて、此も則ち辛崎也と仰せられしより、地名と成れり。その
後姫王の詠み給へりとなん。又波多に入らせ給ふとて、「青柳のいと引きそふる機
川は、波の文おるひまやなからん」。又玉鳥姫の折橋にて詠ませ給へる、「又や見ん
賤が五百はたおり橋の、をりな忘れを山吹の花」。又長木の里、「春の日の長木の里
は隣より、となりをかけて梅が香ぞする」。又成島親王の梅塚にて詠み給へる、「塚
の名の梅やつくしの種ならば、木の間に花ぞなほ籠るらむ」。此處は天子御逍遙の
時、柳坪の西つかたに、をかしげなる所に、御守の天満宮安鎮の爲に、塚をつかせ

まして、後に筑紫の梅の實を植ゑさせ給ふに、幾程なく生ひ出でて、花實榮えけ
りとぞ。國府入道も、「櫻田にせかぬ日もなし久方の、天みつ神の梅の下水」とよ
めり。又天皇櫻狩の御時、花の多かる所を問はせ給ふに、鳥羽と申上げければ、
鳥羽は先帝の御號、なほ都方の地名なれば、なつかしく思ふとて、取りあへず御
幸なりしとなん。後に親王の詠み給へる、「行く春の櫻の雪に鶯の、鳥羽の春野は
道や絶えなん」、又よみ人知らず、「皇孫の神とならずば里の名も、三の宮とはいは
はざらまし」。此の三神と申すは、天皇の御子也。第一鳥照姫は、六十二歳にて隠
れ給ふ、一ノ宮大明神と申す。次に玉鳥姫は、十八歳にて隠れます、二ノ宮大明
神是也。第三成島親王も、十八歳にて薨ります、三ノ宮村親王大明神是也。」と記
し、佐渡風土記に、「此の國に皇子三人ましゝける。遙かに年隔たり、神にいは
ひ奉る。一宮二宮三宮と號し、今在中に崇め置く所の神名は是なりとぞ」。又國
人松根某が示したりとて、天皇名古の繼橋にて、春の日の名古のつぎ橋なごやか
に、霞渡れる遠近の里、又二見の池にての御作に、西風妬好月、浮雲重疊生、今夜

不見月、雙眼如失明、ともあり。御詩はことにめづらし。

〔註〕幸男云、如蘭社話卷九萩野由之の説に、順德天皇佐渡國に還幸の後、二皇女、一皇子生れませりとして、佐渡志及古記口碑に傳はれる所を引證して曰く、第一の皇女諱を慶子と申す、嘉祿元年乙酉某の月生れさせ給ふ。(上皇二十九の御時、御遷幸の後第五年也)御母は、供奉の女臈三人の内にて右衛門の佐の局とぞ聞えし。歌をば父皇に學び給ひて、秀逸多き中に、まつあれば佐渡の島なるから崎も、しかすがにこそ見まくほしけれ。といふ一首のみぞ傳はれる。御在世の程は、鎌倉の沙汰として、宮浦の地頭本間次郎兵衛某守護し奉りしが、十八歳にて父皇にわかれ給ひ、後四十四年を経て、弘安九年丙戌薨御まし〜き、御年三十二。國人等御墓の傍に社を立て、鳥照姫大明神と崇め奉り、別當として一寺を建立し、慶宮寺といふ。今も宮浦村にあり。第二皇女、諱は忠子と申す。貞永改元の年生れさせ給ふ。(上皇三十三の御時)御母詳ならず。此の宮歌をよくし給ふのみならず、殊に能書にておはしましき。幼きほど菩提樹といふ二字に、御名

さへ記させ給ひしもの、今も二の宮神社の御寶となれり。御歌に、「またも見む賤が五百機をり橋の、をりな忘れそ山吹の花」青柳の糸引きそふるはた川は、浪の綾おるひまやなからん。御在世の程は、河原田の地頭本間左衛門少尉の守護し奉れり。かくて十一歳の御時、父皇におくれ給ひ、十八歳にて、建長元年己酉七月、一ノ宮に先立ちて薨御まし〜き。御墓二の宮村にあり。社を立て、玉鳥姫大明神と崇め奉る。此の祠官の内に、近藤といふは、上皇御隨身藤原直家が後とぞ。第三の皇子、御名傳はらず。千歳の宮と申し奉る。嘉禎三年丁酉生れさせ給ふ。(上皇四十一の御時なり)御母詳ならず。國府の地頭本間山城兵衛某守護し奉る。六歳にて父皇に別れ、建長三年甲寅十一月十三日、十八歳にて薨せさせ給ふ。御墓三の宮村にあり。親王大明神と申す。此に末社あり、供奉の人々を祀れるといふ。その末に小中村清矩氏の、嘗て正院より教部省に下問の時の答議案に、「謹テ按ズルニ、相川縣注進スル所、順德天皇佐渡ニ御遷幸ノ後、御誕生アリシト云フ。一皇子二皇子ノ御名、及ビ事蹟ヲ、大日本史・紹運録・一代要記・歷代皇記等の正史

記録ニ稽フルニ、更ラニ所見ナシ。只佐渡縣神社明細帳及佐渡誌・佐渡名所之卷・佐渡國略風土記・佐渡事略等ノ地誌ノ書、纔ニ御事蹟ヲ記シテ、神ト齋ヒ祀レル事ヲ舉ゲタリ。云々。此ノ天皇ハ、彼島ニ坐ス事凡二十二年ニシテ、仁治三年九月御壽四十三歳ニシテ崩ジ給ヒヌレバ、其間ニハ皇子皇女幾許、降誕有リケンモ知ルベカラズ。然レドモ遠島遷幸ノ間ナレバ、世ニ御披露モナク、人ノ知ラヌ故ニ、正シキ記録ニモ載セズ、只土人ノ口碑ニ傳フルノミニゾアリケン。所謂史ノ闕文ヲ野ニ求メ得タリトヤ云ハマシ、ともあり。

さて百鍊抄に、寛元二年四月廿八日甲戌、佐渡院御骨、康光法師奉掛首、渡御大原、また、五月十三日、佐渡院御骨、今日奉納大原之御墓所、於岡崎殿被始中陰御佛事、世人稱卅箇日之穢。〔紹運要路には、四月廿七日、御骨上洛、奉安置後鳥羽院大原法華堂側、以岡崎御所被修御佛事、と記せり〕と見え、編年記に、建長元年七月廿日己丑、有佐渡院追號事、爲順德院、崩御後八箇年とも、紹運要路にもしかり。

〔註〕或る人の、崇徳・安徳・顯徳・順徳四天皇のみ、古に復されて、漢の諡に擬せら

れて、皆徳を以て稱へ奉れるは、全く御靈の祟を懼れて、冤を伸べんとの謀なるべし、と説へるも由なきに非ず。此の御諡號の事どもは、禪閣兼良公の説に、「生時の行跡に依りて、歿後の號として、仁徳ましませば仁徳天皇と申し、武徳ましませば桓武天皇と申す。又追號とは、御在所、又山陵の號などを用ゐらる。嵯峨・淳和・陽成等は、御在所を用ゐられ、宇多・醍醐・村上などは御陵の號、光嚴・光明・崇光等は御庵室の額を遺勅によりて用ゐらる。崇徳・顯徳・順徳三代は、遠島の御事にて、院號を撰びて贈り申さる。稱光院も此の例たるべし。安徳天皇は諡號の准たるべし。出家の後は諡號なきにて、寛平法皇より後は、天子の諡號絶えたり、ともあり。この天皇等の御事は、やそのくまでにも申しつれば、合せ見るべし。また後鳥羽天皇の御靈の事も、彼のふみにかつく申せれど、序に又説はむに、平戸記なる延應二年正月廿八日の條に、天皇崩御の翌年なり。曰く、關東飛脚到來六波羅、修理權大夫時房去廿四日俄卒去。日來無病氣、廿三日心神聊違例之由語之。然無殊事、戊刻増氣、廿四日戌刻遂閉眼云、承久己後已送廿年、今頓死之條、可思入口云。〔吾妻鑑にも、廿三日戊子、

義時の變
死

匠作俄違例、辰刻以後殊辛苦。また、廿四日乙丑、天晴、今曉平朝臣時房卒、六十、自昨日辰刻被召籠、去夜絶入、是苦大_レ中風歟、とあり。】去年歲暮、義時頓死、【此賊は、承久の變より二年後、元仁元年六月十三日、近習深見三郎と稱ふ侍に刺殺されたる事、保曆間記に見えて、吾妻鏡に、前日より病みて出家し、脚氣霍亂にて念佛を唱へて順次往生せりといふは、潤飾の偽説なりと、玉だすきに見えたるが如し。】今年又時房頓死、偏是顯徳院御所爲云。關東中偏以御顯現云。其上時房郎等男稱進士右近將監_{不_レ知其名}、去年歲暮有不可説之夢想、是顯徳院長嚴僧正等、時房可被召取之由也。果有此事、とみえ、【その外、天魔のあれて、形を現し、大燒亡、また重時が住宅に天狗現れ見るなどの事あり】また、仁治三年六月廿日の記に、丑刻許、雜色男走來告曰、今夜子刻、東脚_{號_二下條兵衛尉}、到著六波羅、前武州泰時去十五日夜、已損命云夜曙之後、馳參殿下、召出御〔前〕被仰曰、將軍御於進南都之由、行範此夜半許所參申也、顯徳院御靈顯現、有不可説之事等云、可恐之由被仰。また寛喜二年六月十八日時氏が斃れし事を云ひて、二十八、去四月自_二京都_一下向、不_レ經_二幾日月_一病齒、去嘉祿三年六月十八日次男死、隔_二四箇年_一今日又_二自_二此_一事、また泰時の子も若くて殺され、經時も寛元四年三十三にて死すと見ゆ。】また廿二日未刻

怨靈の飛
言

許、大卿來、心閑談世事、顯徳院御怨念甚深、東邊有不可説事等云、大僧正御坊日來令住_レ被注進御師僧正云。其外上下之説多聞、長嚴僧正又託諸人、可恐、といひ、【同三月廿六日の條にも、真雲法印入來云々、語世事之次、多是顯徳院御事、難默止之仔細等也、可怖可怖。ともあり。こは文を約めて引ける處もあれば、委しくは八十廻隈手續編につきて見るべし。】また寛元二年五月八日、關東密使來著之由相語、彼邊有不思議之夢想等之上、來六七月一定可有事之由、密々相議、委旨又不能注之、人口不宜歟、可恐。とも、また、七月二日、參殿下、被仰世間事、故八條左府姫君_亂侍女北女、在南都之間、佐渡院令託宣給云、事之次第雖未_レ慥聞之、不可説也、七月上旬可有事云、其期已來、尤可恐、など見えたるにて、此の天皇等の御憤怒の眞盛なる御祟りによりて、彼無比の逆賊らが天誅に伏し、且その親族臣僕等が屢謀叛きて兵亂を起しなど、騷擾げりしことは、いと明白かるを、當時は鎌倉を始めて、逆徒に黨する賊徒が、天下に充ち溢れたる比なれば、自ら秘密たりし故に、世に知る人のいと少かりしなり。されど、賊徒も、その御祟りに依る事と、深く

畏ち恐み奉りつと聞えて、吾妻鏡なる後深草天皇の寶治元年四月廿五日の條に、後崩十年に當り。今日被奉勸請後鳥羽院御靈於鶴岡乾山麓、是爲奉宥彼怨靈、日來所被建レ立一字社壇也。以重尊僧都被補別當職云、とあるは、彼北條時賴賊が時なるを、御祟を威恐み奉りての所爲とは知られたり。又寛元二年六月四日記に、爲前大納言家御願奉爲後鳥羽院御追善、日來被摺寫法華經、此形木即所被彫彼宸筆也、仍今日被遂供養、大藏卿僧正良信爲導師、請僧七口、また九月十五日、後鳥羽院御追福摺寫法華經、於御持佛堂被奉讀始之。また、建長四年正月十二日丁酉、天晴、今夜戌刻有珍、是刑部僧正長賢之靈也。十三歲少女伊勢前司郎等女、令小託承久年中之旨之語申云、件女遽有狂氣、于長能僧都可對面之由、所望之間、其母不能抑留、悉令同輿、長能大倉坊行向。於途中少女自輿、於僧徒之家中馳入、長能令謁焉之間、語以往之事、長能自聽焉頗執信、時依彼母之勸、併加持之試之。少女云、隱岐法皇之爲御使、而從去比於關東令下向、日來令住相州第之處、隆辨法印陪彼亭而轉經之間、護法天等柱杖、件類被追出畢。於今者歸洛之時、院御所申焉。而之後明年重而可

下向也。當時荏柄有後山之間、目於被見此女姓之許、今更不思議乎云詞終、令絶入之時移、遽雖欲蘇生、爲心神惘然云。また、同十三日下に去夜天狗靈託事、歸參之後相州申之間、召彼少女之母出、就尋給言上委細、今更信法驗、令仰給云、と云へり。神明鏡に、上皇崩御の後、鎌倉中喧嘩鬪諍しけり。就中五月廿二日大騒動も有りければ、彼の御怨念にやとて、雪の下に新宮と號し、法皇を祝ひ奉る。順徳帝と護持僧長玄法印と御眞體とあり。上野行山庄を神領とす、と見ゆ。鎌倉志に、新宮は、我覺院の門前より左に折れて行く山の麓に在り。緣起はの字脱する淨國院にあり。社の後は深谷にて、一根の六本に分れたる大杉あり。魔境にて、天狗此に住むと云ふ。普川師の新宮講式に、有靈託、構小社於神宮緣邊、有敬信、儼三所於靈岳甲勝、所謂左胸者順徳帝、右胸者長嚴僧正、共爲内祕外現云々、【長嚴長玄は、東鑑に謂ゆる東大寺造營の導師重源也。社僧の傳も此の如し。俗に右を土御門天皇と云ふは考へずと云へり。重源法師の事は、平戸記にも出でたれば、浮きたる説には非ざるなり。或る物に、新宮は在鶴ヶ岡乾方の山麓、と

見ゆ。

また寶治元年七月三日辰の實躬卿記に、宮内卿兼親朝臣爲殿御使來、桂女間事也。

〔註〕辨内侍の日記に、「ひろ御所より見やれば、かつらといふ者の恠の姿したるが、五六人、かたみといふもの眩にかけて參る。あれもおほやけものぞかし。賴政集に「かつらめやにひ枕せしよなくは、とられし鮎のこよひとられぬ」。尺素往來に、五月五日、云々、月合之比者、必依爲暗夜、桂女里鶴匠等巧夜川といひ、職人歌合、桂の女、春風にわかゆの桶をいたゞきて、たもともつじが花を折るかな。判の詞に、きぬあやならぬ布の單衣ながら、辻が花を折ると有るも、よく言ひなされて聞ゆ、とあるを、或る説に、つじといふ事、上に打ち著たる衣の事を云ふと聞ゆ、常の女の甚しく事略ぎやつしたる時に、頭を絹布のさいでにてまよふ事あるを、桂まきといふは、此の桂女の頭まけるに比べて稱へるなり。春湊浪話に、鬘女といふを、桂女と誤まれるにや、と論へるは、却りて誤にて、婚禮の時にさる者ありしは、昔の眞の桂女を故ありて使へるなごりか、さらずば頭の巻き様が其れに似

たるより、寫して桂女といへる也」と云へり。さて此の桂女と云ふは、神功皇太后の御時より、故有りて彼の地に住有と記せる物あるは、實にや。

官人章澄妻、年十六、自一昨日病惱、物氣也。有種々事等、後鳥羽院御靈託、立神祠於高陽院、可被鎮座之由、章澄姉候大宮院、依彼申狀達天聽、と有るをも、よく考涉して、おぼろげならぬ御稜威の坐し、事をも察し奉るべし。

〔註〕また此より先にも、愚管抄に、後白河院うせさせ給ひて後に、建久七年の頃、兼仲といふが妻に、故院つかせおはしまして、我れいはへ、社作り、國よせよ、などいふことあり。兼仲は、隱岐、妻は安房へ流さる。又七八年を経て、建永元年の比ほひ、仲國法師は、殊なる光遠法師が子にて、故院には朝夕に侍ひしが、妻につかせ給ひて、又我いはへといふ事出來て、云々、已に齋ふといふ議に成りしを、慈圓の議に、祈念して眞の冥感を聞召すべく、狐・天狗は我を祭りなどするを、一段本意に思ひての所爲なり、との議にて、止みたる事を載せたり。その實否はいかありけん、今定めがたし。

後鳥羽院
の御陵使に
山陵使を
派遣す

志伎農玖賀陀智

三六

又水無瀬御廟の事は、吉續記に、文永十年七月晦日、今日依異國事被發遣山陵使、
大原參議藤原朝臣公孝、左近將監源賴基、被奉神號事、後土御門院、就其地尊奉神號、宣命曰、天皇恐美恐毛
掛畏伎後鳥羽院乃靈祠爾、奏賜陪奏久、謬氏以叢爾身氏實祚久保知、於澆末世氏、聖運
益拙志寐毛寤毛乾道乎祈利旦爾夕爾廟恩乎仰伎、奉留抑王事乃監伎古有加又武政乃善岐古
無岐近會與強戎起氏、黎民困免當歲爾天曜變志地祇動勢水涸氏旱甚大爾、火熾爾志災
或輿留、爰爾元弘、建武與以來多、聖怨滿世氏、亂國之給止有記文爾依氏、四海不艾須一
朝不朴留事者、偏爾由斯留止今有所思氏、水無瀬神止申佐可宜之、崇徳院乎崇奉利粟田
宮止勸請世留例毛存須禮便住日乃蹤跡乎逐比當代乃規模爾資留何乃難加阿良、何會幸伊奈加良
おまは所念行奈氏奈かナテ、故是以是吉日良辰乎擇定比氏、正二位行權中納言兼兵部卿藤原朝臣教國、
左近衛權少將正五位下藤原朝臣濟繼等乎差遣比氏、恐美恐美奏賜波久奏。明應三年八月
三廿二日、此宣命新文章博土章長草之後法興院記にも、明應三年七月廿一日、早旦、令參内、月次和漢御
會、總並申沙汰也、及日沒退出、就水無殿御殿荒廢、京中以棟別可被修理之由、今
月始比、自傳奏以使者申送了、今日參伯卿之處、洛中火事非直事、不叶神慮、歎間、

棟別事可被停止之由、今日被御下知云。また廿日、有勅問事、藏人權左少辨冬光
付書狀於祇候者、來廿三日就水無瀬殿勸請事、可被行陣儀候。仰詞可爲此分候
哉、宜被計申之由、内々被仰下候。尤可參言上仕之處、別而故障事候間、可然様可
得御意候哉、恐惶謹言、八月廿日、冬光袖書、御兩所分同可得御意候也、書宿紙、後
鳥羽院宜奉號水無瀬神。また廿一日、以昨日申詞付奉行辨、注折紙如例、關白申詞同前、就後鳥羽
院神號、陣儀仰詞事、仰旨不有子細乎、と見え、

〔註〕花園天皇宸記、元應二年十二月廿日の條に、今日自院御方、後鳥羽院文永御
託宣記七卷給之、有恐之間、著大口披見之、殊以嚴重也、尤可信事乎。と見え、
後崇光院の御記にも、此の記の事を宣へり。此頃にも、決めていみじき御託宣の
ありけんを、他の書に漏れたるは、いと口惜しきを、此の書今世にありやなしや、
よく探ぬべし。さて式外神名考に、後土御門帝、因離宮址營構琳宮、明應三年
八月廿三日、詔使權中納言藤原教國、左近衛少將藤原濟繼奉迎之、使中納言藤原
兼成奉祀焉、兼成之後、世知祀事と記せり。

後鳥羽天皇 土御門天皇 順徳天皇

三七

また、もとは御影堂といひし事、園太記觀應二年十月五日の條に、入夜水無瀬宰相
 入來、謁之、其次語曰、去比、後鳥羽院御影堂有鳴動事。及兩度如何にも有子細事
 也、尤可恐怖、とも見ゆ。遠碧軒記に、彼の御廟の事をいひて、水無瀬殿の一代、院
 の配所へ御供せられ、御病氣もはや此の度は御本腹もあるまじき程に、其の方歸洛
 にて有らば、水無瀬殿に御廟を立てよとの事也。さて萬事御終焉のあとの事、逐一
 遊ばされたる御遺誠といふ物、かなにて、宸筆の四尺餘の卷物、今に水無瀬にあり。
 奥に御手印あり。夫れにより、御手印の遺誠といふ。古は此の外にも宸筆多し。
 中古炎上數度也。堂内に御自畫の墨繪の御影あり。禁中より鳳輦を遣はされ、其
 れが厨子に成りてあり。

〔註〕此の稿本を見て、今彼御社に仕へ奉れる三宅一馬が云ひおこせけらく、御一
 新の前御靈代は、御宸筆の御畫像二幅、御裝束御座の御影、御法體御座の御影に
 坐せり。また御手印古文書寫、また天文廿年五月の勅宣もありと云へり。さて
 讚岐御門の段に申すべきを遺されたり。昔話に、一とせ慈雲といへる行脚の僧、

年の程廿三四なるが、白峯御陵に來り、暫く讀經ありて、「この殿におはしの櫻た
 ちばなに、我も昔を忍ばれぞする。」此は水無瀬家の庶流の人なりとかや。水無瀬
 家は崇徳院の御外戚のよし、此の故に此の詠ありと見えたり。その夜白峯寺に
 泊りて、「古寺の物とないひそ、君ませば、爰も雲井の嶺の松風」とあり。この崇徳
 院とは、後鳥羽天皇を誤れるなり。

さて此所を廣瀬と云ふ。淀川の一の廣み故にいふか。今水無瀬といふは小名にて、
 御廟の所へ往く溝川の橋をいふ。されども夫れにては有るまじ。此所の岸より、
 八幡の方へ渡る所に、古へ橋ありと見ゆ。夫れを水無瀬の橋といふなるべし。此所
 にて水無瀬殿五百石領せらる」とあり。

〔註〕實に此の語の如く、今いふ水無瀬は、即ち山城の神なみ川なること、鈴屋の
 大人の説の如し。又日本後紀・類聚國史などに、水生野とあるも、即ち此にて、ミ
 ナシと訓みし事もありと聞ゆるを、天平神護の頃の地圖を、集古圖に出せるにも、
 續後紀にも、水無瀬とあれば、古くよりかくもいひしにこそ。山城名勝志に、卅

八帖歌枕を引きて云く、皆瀬、攝津國風土記、彼國島上郡也、山背堺云、寛平歌合に、山崎皆瀬菊、伊勢物語に、昔惟喬の御子と申す御子御坐しましけり。山崎のあなたにみなせといふ所に宮あり、ともあり。笈埃隨筆に、「此の宮の事を記して、中門の右方の柱の上に、銅の網したる手形あり。文祿の頃、石川五右衛門とて、世に聞えし盜賊ありけるが、手下の者どもを具し、此の御館に押入らんとすれど、神靈の御坐しますればにや、え忍び課おはせざりしを、無念に思ひ、押入らんとするに、忽ち五體傷みて、此の中門に入る事能はず。さすがの強賊といへども、天位の尊きに驚き、後代のしるしにとて、自ら手形を墨にぬり、御門の柱に残し置きぬ、其の跡今に顯然たり。誠に日月地に墜ち給はざる威験、仰ぎても猶有りがたき事也」と云へり。實にしか云ひ傳へて今に存れり。

さて御廟は、かの離宮と申し傳ふれども、さにはあらしといふ説も聞ゆなり。明月記に、正治二年正月十二日、上皇御幸皆瀬御所、供奉人著于八條院、御幸宇治、西の御方母儀の宅也。また建仁二年四月八日、參上水無瀬殿、此邊辻祭、二社被渡御前、其中一方頗

副田樂供奉、土民等毎年營ムト此事云、「或る説に、此を今山崎天王山の社として、延喜式に、山城與攝津境祭疫神、と有るは、此の社か。今も本社二座、左を東天王八王子、右を天神八王子と稱ふと云へり。田樂のことは、別に考へ記せる物あり。」また六月七日の記に、下人等説云、水已及御所、仍渡御内府、上直廬長廊已爲水底、兵士屋流了、未聞定説、已一點許小食了。與六角宰相乘彼船船、參御所、日來宿所等悉以爲水底、半菀僅出、寄船釣殿、參上下簀子敷浸水、向御所、已コト上板敷、上檜垣等、皆押流、還入之後、借得播磨大路小家移座、北家廣、極以爲悅。また、十日、今日馬允知重召集白拍子女六十餘人、參入、採擇五人、其外明日可令歸洛之由被仰、などいひ、

〔註〕増鏡に、「みなせといふ所に、えもいはず面白き院作り、しばし通ひおはしましつゝ、春秋の花紅葉につけても、御心ゆく限り、世をひとかして遊びをのみぞなし給ふ。所がら遙々と川に臨める眺望いと面白くなむ。元久の比、詩に歌を合せられしにも、取りわきてこそは、見渡せば山本かすむ水なせ川、夕は秋と

なに思ひけん。新古今集に、此の上皇の十月ばかり水無瀬に侍りし比、前の大僧正慈圓の許へ、ぬれて時雨のなど申しつかはして、次の年の神無月、無常の歌あまた詠みてつかはし侍りし中に、思ひいづるをりたく柴の夕烟、むせぶもうれしわすれがたみに、かへし、慈圓「思ひいづるをりたく柴と聞くからに、類ひしられぬ夕烟かな」。世俗立要集に、後鳥羽の御宇の水無瀬殿にて、卿相雲客の中にて、供御のまゐりしに、仰にいはいはく、飯を汁につけず、さきにしるのみを食ひ、しるをすゝる事は、まさなき事也。たゞしわたいりをすゑたるをくはぬは、はしにてしるのみくひたるよりも、けくやうにてある事なり。すゑはてば、さうなくくふべし。又女房と帳臺の上などにて、食する時、くはぬは、やなぎのはむぞうなりと仰ありき」ともあり。又宇治拾遺物語古今著聞集などにも、此の殿の事見えたり。上の諸書の文面にては、淀川にいと近き状には聞ゆるを、飛鳥川ならねど、ふちせに世の變はる例なれば、今を以て古の事をば、かにかくに押し測りがたし。著聞集に、順徳院御位の時、當座の歌合ありけり。作者の名をかくして、衆議判に

て侍りけるに、古寺の月といふことを、知家朝臣つかうまつりける、「むかし思ふ高野の山のふかき夜に、あかつき遠くすめる月かげ」。此の歌叢慮にかなひて、頻りに御感有りけり。厚紙を懸物につまじたりけるに、事はて、人々罷出でけるに、藏人左兵衛權少尉橋親季を御使にて、知家朝臣出でけるに、追ひつかせて、「古寺の月の歌殊に叢感あり、勅祿を給ふ也」とて、かさねて紙を賜はせけり。知家朝臣申しけるは、「辱く勅祿に賜はる紙、いかでか私用仕るべき。明日やがて住吉の御幣に奉るべきよし、披露すべき由申して、罷出でにけり。西音法師は、昔後鳥羽院の西面に、平時實とてをさなくより候ひしもの也。世かはりて後、嘉禎の頃、五十首の歌を詠みて、遠所の、御所に藤原友茂が候ひけるに贈りたりけるを、君聞召して叢覽ありて、みづから十餘首の御點を下されける中に、「見ればまづ涙ながるゝ水無瀬川、いつより月のひとりすむらん」。此の歌を殊にあはれがらせおはしましけりとぞ。さて御自筆に、阿彌陀の三尊を文字に遊ばしてくだし給はせける。今に辱き御かたみとて、常にをがみまゐらせ侍るとなん。また井蛙眼目・楊鳴曉筆などに、此の

院の水無瀬殿の和歌所の松は、上皇ことに御心をとめさせ給ひし木也、遙の御所の後、此の松におさせよとて、御製を贈られける、いにしへは花ぞあるじを戀ひける、松は人をも思はざりけり。此をおされて後、松は枯れにけり、ともあり。また後鳥羽院御靈託記に、曆應二年卯七月十日、水成瀬三位家官女少病惱託曰、保元亂以後、崇徳院御靈、平入道相國仁入天、天下於惱須。承久乃後者、國家治亂、朕力仁懸禮。關東滅亡^世事波、先帝東宮乃御時、祈願甚深^{那利}上、大原乃法華堂仁數部頼寫乃經乎被贈^贈。如此法樂乃力、朕加日來怨心仁加志故仁、成就^世也、云々。仍彼踐祚乃日毛、二月廿二日也。

此は光嚴院天皇の御事を詔り給へるにや、紹運錄皇年代略記などに、元弘二年三月廿二日辛丑、朕加崩御即位太政官廳と見ゆ。後醍醐天皇は、文保二年二月廿六日踐祚、三月廿九日即位とあり。

乃日毛二月廿二日也、又關東滅志日毛廿二日也、以之可知志。此仁依天、鎌倉今宮乃寶前乃松倒志事、其驗也。而治天^{ルニ}後、有解怠^志故仁、於祇園社壇雖託于小女、奏聞乃人無^{加利}幾。朕加崇乎顯^佐為仁、隱岐御前仁奉迎取^利奴、又於配國^天、肝膽乎擢^幾、先非乎悔^天、祈請有^志加者、再還幸有幾。抑去元弘三年閏二月廿五日、圓心法師京都仁攻入志時、六波羅利頸四十八乎懸志時、翌日廟院鳴動、俄仁大雨^乎降^志天、押流志、如此事仁依^天、末津六波羅

平追落志也。其後還幸乃時、適朕加前乎過給仁、禮敬乎致志給^波須、寶積寺^山御座乃時、勅使者一度毛不被立志事者如何、佐禮者南山仁奉移^奴。今者謝申^{佐留}叶^{邊加}羅壽、來八月仁可有^者其

驗志。此由乎奏聞^世此事不違者、何事毛不可違^志。又朝臣仁仕臣下毛、朕加恩力乎忘之間、洛中居所毛不安、庄園乃土貢毛不入^乎也、將又入道左馬頭義氏、參水成瀬御所、信成仁對^天述^志芳言、御廟地仁地頭於申退^志事、希代忠功也。仍爲謝^彼恩、今天下乃權柄乎

暫授者也、又弘安年中仁、經方仁託宣^世事、人所知也。朕^聖徳太子也。聖徳太子二月廿二日仁崩^須、この太子の薨去の年月も、日本紀と法皇帝説なとに異同ある事、別に委しく考へ記せる物あり。朕毛又二月廿二日崩、是其驗也。百

王理亂、今古興亡、併朕加力仁依留と宣ひ、【今も傳はれる元弘天皇の勅宣に、攝津國水無瀬・井内兩庄者、後鳥羽院御影堂邊柳也、宜令禁斷殺生、停止甲乙人々狼藉者、院宣如此、仍而執達如件。建武三年十二月廿五日、參議甲、水無瀬宰相殿、とありとぞ、考へ合すべし。かくて此年、即ち延元四年八月十六日、後醍醐天皇は、吉野の行宮に崩りますよし、歴代皇記、皇年代略記などに見ゆ。いと恐しや。】また永仁二年五月八日、石熊丸記曰とて、水無瀬殿の古宮に、佛閣を作り、由良上人といふ者を開

山として、大興禪寺を建つべし、と宣へりともいひ、康永三年、足利直義が殺生禁制の榜に水無瀬故宮大興禪寺と記せり。嘉禎三年八月の御置文と云ふ物に、建長中の靈告といふとも載せり、中にはいかにぞや、傾かるゝ事も交りたれば、記し出でず。さて親長卿記などに、明應二年十一月十六日、聞水無瀬御廟鳴動、など見ゆ。

〔註〕金華漫録てふ物に、「此の御廟に彩畫の宸影あり、毎月廿二日、水無瀬殿自ら開く。故障あれば、星坂左近といふ北面開く。此北面は、水無瀬に附きたる者也。星坂明神の社あり。星坂は地名、神は知られず。山崎の寶寺より、供僧六人あり、一人づつ代りて晝夜の番を務むといふ。玄道が彼の家に客遊せし頃は、北面二人ありて、供僧六人は、諸寺より此を務め居たり。また御社に、種々の靈威ありし事を申し傳ふる中に、丹波の國にや、彼の賊が領りたりし地あり、その地の奴婢を使ひては、必ず病み煩ひて、え勤めあへず、此は近き頃にもさる事ありとぞ。又戊の刻に、定例として、御門を叩き參來て、階下に候ひて、長々しき物語を申すなどは、古き語部などのかたはしの遺れるにやとさへ覺ゆるは、いかゞあらん。

鋸屑譚に、續後撰集に、後鳥羽院御製、夜を寒み閨の衾のさゆるにも、藁屋の風を思ひこそやれ、此の御製可以比天智帝御製也、と見ゆ、此は御位に在し、御時なるべし。

また加茂の松下氏が傳はれる御文なん、いと珍しくもあはれに思ひ奉らるゝま、まに、己が如き古忍ぶしれ者の、むつたまあふどちのために、一つ二つを記し附けてん。そは、後鳥羽院御文に云はく何事も思ふによらぬ事もにて、さうなく參るべき由をもしはぬこそ、よにわびしけれ。かへすくはたらかだまつべし。深き志空しからず。かゝる世の中に參らむなど申す有難さにも、いと心長くてあれかしとのみ覺ゆる也、このふみ、ゆめく披露すべからず。あなかしこく。七月三日。また思ふすぢ、むなしくなりなんすること、かへすくほいなく覺ゆれ。かやうにいふこと、ゆめく披露すべからず。相構へて、今二三年をば念じてあれかしと、返すく思へども、母などもあさましきよし、此度さいれんがともへ申したれば、またことにそのこととなく、さのみ押ふべきことにもなければ、いづ方へもとて、

計らひて、さしもいだせと、かへりごとにはいふ也。世に口惜しくこそ、覚えてあれ。一度にても、相向ふことだになくて、ほかさまへなりなむこと、いかにすべしとも覺えず。せめては來年の八九月まで、ねむじて其の後十月に、これより計らひて、同じくは、いづかたへも申付けんと思ふ也。むげにあらぬ方へさしいでんことは、殊になげき覺ゆる也。委しくは權中納言にあひて聞くべし。殊外におほきになりたるときくにも、みたさ如何すべき。何事も思ふに似ぬしだいにて、これへもえよばぬこと、たゞ押計るべし。夫も、もしやと、來年などは計らひてもみんな思ひて、かくも云ふ也。必ずかへりごとあるべし。あなかしこく。五月廿六日。また「さてはうちばうと申候は、こかものかむぬしよしひさが弟兒にて候ひしが、云ふかひなく候ひしより、ことに召仕はるゝ者にて候ひき。かつはさいれむが子にして候ひしが、びむぎも候はゞ、これへ召寄せられ候はゞ、めしも仕はれ候はゞやと、思召されてさぶらへども、人數なども多く候間、仰合せらるゝにも及ばで候ひつるが、せいも事の外にわらはざかりすぎ候ひにたるよし、聞召され候て、あから様

にても、めさばやと云ふ御沙汰にて候。ものからも、こちなかるべきにても候はず。此上さいれんが、とりわき子にしたる者にても候はゞ、あながちに苦しからず候べくは、參らせられ候へかし。定めて今小路殿よりも、仰合せられ候はむすらむ。三郎が許にも、よきやうに仰せられあはせて、よびこさせ給ふべく候。かつは人すのそひ候も、所せく候間、さいれんが許に候空教と申す法師を上せられ候也。一萬、すいゝうなども、面々に事いひたがり申候へども、是等は次のことに候。これはあからさまにも、參りて候はんは、よく候ひぬべく候也。鎌倉などへ仰せられ候はでは、計ひ候まじくは、ことごとくしく候へば、なくて候ひなん。たゞかはりなども候へば、各々の御計らひにて、もし參りぬべく候にやと、思召されて候なり。また、「この秋は、構へて參らせらるべき由、京へも申したれども、聞えなほいかゞなど、沙汰ある由聞けば、叶ふまじきにやと、返すく、歎き覺えてある也。さのみ同じ姿にてあるか、それしも愈、覺束なく、覺ゆるも、せむなければ、ことしの冬は、男になるべき也。自ら都近きこともあらむに、男にてあらむは、すこしもくるしかる

まじ。いつとなく童にてあれば、所々より尋ねらるゝと、きくもよしなし。さるにつけては、覺束なく思ひやるも、よしなく覺ゆ。ことし之へ參ること、之あるまじくは、とく男になり、もしやともまつべし。終に思ひとほらずして、此國にて、朽ちもはてぬときかば、そのをり出家をもすべし。かつは權中納言が許へも、此由をいふなり。信成が許にて、元服はすべき也。あなかしこ。六月一日。また、十一月七日の御ふみ、正月四日これへ參りつきて候。何事も覺束なく思ひ參らせて候ひつるに、世に嬉しく候。此の御所には、當時までは、べちの御事なく候也。御身の有様、誠に頼母しき人も、もたせ給はず。さなどきに思はせ給ひ候らむと、御心のうち、おしはかられ候。又何所へも參らせ給ひなどし候はむ事、この世の中の習ひにて候へば、さりとは、さこそは候べきに、いかにも、何處へもさしいづまじきなりなど、御ふみにも見え候、よに有難く覺え候。この御ふみ、よく、かみのげざんにいれかぬるに候。參らせ給ふ事は、かみにも、何事につけても、よかりぬべく、思召めされては候が、人かよひも、あまりにたやすからず候間に、さすが

又たいなとなき人にもしられぬ御事にも候はず。鎌倉のきこえもいかゞなど、御はからひ候げに候也。さりとも、いま少し人のかまひもたやすき様にも候は、いかさまにも、參らせたまひ候はむするに候。御きそくも、斯様に候也。又こかう故神ぬしどの、渡り給ひし世より、さぞと申しそめて候ひし事なれ。いかに候はん世迄も、命のいきめぐりて候はん限りは、思ひ忘れ參らす事も候まじく候也。その御心にも、左様に思召すべく候也。又、綾小路のちりばかり候なるところめして候らむ。誠にいかとせさせ給ひ候はんする。さすが人のならひにて候へば、命いくる程の事なくては、いかに心地づよく思へども、かなはぬことにて候へば、返すべく心苦しく覺え候。これらほどの事をだにも、かみよりも、え御さたなきことにて候。世の中の心憂さ、今更ためて、よのなかもこゝろうくおぼえ候。母の御ふみ、御返りごとまるらせ候。御やまひのこと、うけたまはり候。かへすんおぼつかなく、おもひまゐらせ候。なにことも又々申し候べし。あなかしこ。正月廿六日。うちわうどの。御返りごと、びむをばすごさず、御ふみたまはり候べし。

なに事も、ちちせんの御つばねに、申しあはせたまふやうにてや、わたらせた
 まふべし。母の御ふみにも、さおほせられて候ふ也。げざんには、よくいれ参
 らせ候ふ也。さてつくくと童にて渡らせ給ふ。いかに佳しく思はせ候ふらむを、
 さは候とも、たうじは、暫く、さて渡らせ給ふべし。しばし世のやうをも見させ給
 ふべし。又女院ねういんの御所へ、ときくは必ず参らせ給ふべし。ひるなど参らせ
 給はん、うるさくも思はせ給は、よるにても候べし。玄道云、なほあれど、今は略きつ。さて奥書に
 奉納後鳥羽法皇御書三通、自遠所御所、氏久賜之、一通、氏久遠所御所へ可参之由申入之時、以西蓮、於
 此四通者、殊重寶也。雖子孫不得讓文輩、無左右不傳之。文永四年七月廿日、記
 置之、神主氏久判、とも、此の外御宸筆別記有之、依爲愛子讓與之了。建治二年十
 月九日、氏久判、ともあり。此も遠碧軒記に、加茂の松下は、後鳥羽院の宮女の懐胎
 したるを、松下に下されて、其の王孫也と云ふ故に、宸翰もあり、名よの物ども多し。
 今に一つもちらさず、罰あたると覺えて、しめかざりをして置く。七夕に、蟲拂ひ
 をする也。先年法皇後水尾天皇より、叡覽ありたしとあれども、終に門外不出の物にてあ

○かかく許
 厳秘な
 今宸翰
 濱の豪富
 原氏の有
 先に歸せり
 展覧に料
 此れを神
 主の奥書
 を見て感
 概無量な
 耶記。

る故、御所へは上げまじきとの事也。また皇子は、氏久と云ふ。標註に茂氏と上加茂の
 松下の一代にて、後鳥羽院御子也。氏王と幼名をいふが、此氏久也。〔玄道云、祠官系
 圖なる松下氏の條に、此の氏久君を、能久の子に系て、神主從三位、弘長の比補、弘安
 元上階、續古今、續拾遺、新拾遺、續千載、續後新拾遺、新千載、新拾遺、新續古今等の集に
 入るといひ、能久を神主八年、承久三年九月十日鎮西へ流罪、五十一歳、去五月官軍
 に屬し、鎌倉に敵を爲したるによりてなり、貞應二年六月十日卒す、五十二歳とあれ
 ば、平恒に忠誠に仕へ奉られたる事の明白ければ、さる由ありて、宮人をも賜ひたり
 けらし。本朝畫傳にも、上皇の御末子氏久と云へり。此を疑へる説は、却りて龜粗
 の失なり。氏久、遠久、經久とつく。宸翰の繼目に、此の三代の名書きてあり。又
 云く「皇子は、隱岐遷幸以後誕生とも云ふ。又帝位の内とも云ふ。名は賀茂茂氏とて、
 殊の外に御寵也。此の宸翰數通は、松下、尤も松下の内室の官女にも御書あり。先
 づ八通也。是を二卷にして有り。さて西蓮、西寂寺の文、又一卷あり。西蓮は、秀能
 が子也。此隱岐への頃は、西行秀能ともに、もはや發心にて、老人也。其故右の北

後鳥羽天皇 土御門天皇 順徳天皇